

防府市ごみ処理基本計画

中間年度・見直し

令和 9 年 3 月
防 府 市

目 次

第 1 章	計画策定の基本的事項	1
第 1 節	計画策定の趣旨	1
第 2 節	「SDGs（エスディーゼーズ）」について	3
1	「SDGs（エスディーゼーズ）」とは	3
2	「SDGs（エスディーゼーズ）」と本計画の関係	3
第 3 節	計画の位置付け	4
第 4 節	上位計画の数値目標	5
第 5 節	計画の期間	6
第 2 章	ごみ処理の現状と課題	7
第 1 節	処理区域等の状況	7
1	処理区域及び対象となるごみ	7
2	処理区域内人口の状況	7
3	産業の動向	8
第 2 節	現在のごみ処理システム	9
1	家庭系ごみの分別収集	9
2	事業系ごみの排出	10
3	処理手数料	10
4	ごみ処理・処分の状況	11
5	現有施設の状況	12
第 3 節	ごみ排出量等の状況	14
1	ごみ排出量の推移	14
2	可燃ごみの性状	17
第 4 節	ごみ減量化及びリサイクルの状況	18
1	ごみ減量化の取組	18
2	リサイクルの状況	19
第 5 節	最終処分の状況	22
第 6 節	数値目標の達成状況	23
第 7 節	ごみの減量とリサイクルに関する市民意識の状況	25
1	ごみに関する市民アンケートの概要	25
2	ごみに関する市民アンケートの結果	26
第 8 節	ごみ処理の課題	37
1	ごみの減量に関する課題	37
2	リサイクルに関する課題	37
3	プラスチックごみの削減に関する課題	38

4	食品ロスの削減に関する課題	38
5	効率的な収集体制の構築に関する課題	38
6	災害廃棄物の適正処理に関する課題	39
第3章	ごみ処理の目標	40
第1節	基本目標	40
第2節	各主体（市民・事業者・市）の役割	41
第3節	数値目標	42
第4章	目標達成に向けた施策の展開	48
第1節	施策展開の基本方針	48
第2節	2R（発生抑制（リデュース）・再使用（リユース））の推進	49
1	施策体系	49
2	施策内容	49
第3節	再生利用（リサイクル）の推進	54
1	施策体系	54
2	施策内容	54
第4節	適正処理の推進	57
1	施策体系	57
2	施策内容	58
第5章	防府市食品ロス削減推進計画	68
第1節	計画策定の趣旨	68
第2節	計画の位置付け	68
第3節	計画の期間	69
第4節	食品ロスの現状と課題	69
1	本市における食品ロス量の状況	69
2	食品ロス削減に関する課題	69
第5節	食品ロス削減の目標	69
第6節	基本方針	70
第7節	施策の展開	70
第6章	計画の推進	73

附属資料	75
1 ごみ量推計の考え方	76
2 実績と将来推計	77
3 ごみ排出量予測	78
4 上位計画の目標値との比較	80
5 その他	82
6 用語説明	85

- ・表及び図の数値は、四捨五入の関係で、内訳と合計が一致しない場合があります。
- ・本文中、「○○○○※」とある用語の解説は、附属資料「用語説明」に記載しています。

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

本市では、令和4年3月に策定した「防府市ごみ処理基本計画」に基づき、循環型社会※の構築に向けて、「発生抑制（リデュース）※・再使用（リユース）※の推進」、「再生利用（リサイクル）※の推進」、「適正処理の推進」を基本方針とした様々な施策を実施してきました。

また、令和8年4月に策定した市の総合計画である「輝き！ほうふプラン※」では、「明るく豊かで健やかな防府」の実現を目指し、分野別施策に掲げた「3R※の推進」と「廃棄物の適正処理の推進」に積極的に取り組むこととしています。

一方で、国際的には、平成27年9月の国連総会では、持続可能な開発のための目標（SDGs（エスディージーズ））が採択され、令和元年6月のG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

また、国内では、令和元年5月に、「プラスチック資源循環戦略※」が策定され、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底して削減する等により、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継ぐことを目指しており、本戦略を具体化するため、令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律※」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が公布されました。本法律は製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R＋Renewable）を促進し、循環経済への移行を進めるものとしており、その一環として市区町村が行うプラスチック資源（プラスチック製容器包装及びその他製品）の分別収集・リサイクルを促進するための措置が設けられているところです。さらに、令和2年10月「2050年カーボンニュートラル※（温室効果ガス※排出実質ゼロ）」を宣言し、同年12月に、この目標を経済と環境の好循環につなげるための産業政策として「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略※」の策定がされるなど循環型社会の形成を推進する機運が国内外で高まっています。

さらに、国において令和6年8月、循環型社会形成推進基本法に基づき、「第5次循環型社会形成推進基本計画※」を策定し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行による循環型社会形成を目指した、総合的な施策を実行することとしています。

また、令和元年10月に施行された「食品ロス※の削減の推進に関する法律※」（以下「食品ロス削減推進法」という。）に基づき、国民運動として食品ロスの削減に向けた取組が行われるなど、国を挙げて持続可能な社会づくりを進める機運が高まっており、こうした喫緊の課題にも適切に対応していく必要があります。

県においては、令和8年3月に「山口県循環型社会形成推進基本計画（第5次計画）※」が策定され、重点プロジェクトとして、「ぶちエコやまぐち3R+（プラス）県民運動の推進」、「動静脈連携・高度化による資源循環の促進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「海洋プラスチックご

み※対策の取組強化」「次代につながる広域連携の強化」を掲げ、取組の推進に当たっては、地域特性及び産業特性を最大限に活用し、人口減少・少子高齢化等の社会情勢の変化にも的確に対応していくこととされています。

今回の計画の見直しは、こうした国・県の動向に対応するとともに、上位計画との整合を図り、現計画における数値目標の達成状況や、これまで実施してきた施策の検証を踏まえて行うもので、循環型社会の構築に向け、効果的で実効性のある計画となるよう見直します。

第2節 「SDGs（エスディージーズ）」について

1 「SDGs（エスディージーズ）」とは

「SDGs（エスディージーズ）」とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、平成27年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中心となるものです。貧困や不平等・格差、気候変動、資源の枯渇、自然破壊などの様々な世界的課題の解決に向けて、令和12年を期限とする17のゴール（意欲目標）、169のターゲット（達成目標）と232のインディケ이터（指標）の3層構造で構成されています。先進国・途上国を問わず、全ての国に適用される普遍性が最大の特徴で、海洋汚染の防止や食品ロスの削減のほか、3Rの推進による廃棄物の削減や適正処理など、廃棄物の分野に関しても様々な目標が掲げられています。

こうした動きを踏まえ、我が国では令和元年5月に、プラスチックのさらなる3Rを進めるために「プラスチック資源循環戦略」が策定されたほか、10月にはまだ食べることができる食品が大量に廃棄されている現状の改善に向け「食品ロス削減推進法」が施行されるなど、喫緊の課題に対し国を挙げ取組を進めていくこととしています。

2 「SDGs（エスディージーズ）」と本計画の関係

17のゴール（意欲目標）のうち、廃棄物処理に関係が深い目標としては、持続可能な消費と生産のパターンの確保を目指す「ゴール12つくる責任つかう責任」があげられ、食料廃棄の半減、廃棄物の大幅削減などがターゲットとして掲げられています。

このほかにも、廃棄物の適正な管理による持続可能な環境づくりや、自然災害等に対する強靱性（レジリエンス）や適応力の強化、海洋汚染の防止などが目標となっています。

本市としても、ごみ処理基本計画に基づき、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）をより重視した3Rの取組や、食品ロスの削減などの取組を、市民や事業者と協働で進めていきます。本計画に関係するゴールは次の7つです。



第3節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項の規定に基づき、本市における一般廃棄物※の適正処理などを行うための基本となる事項を定める計画です。また、令和8年4月に策定した「第6次防府市総合計画 輝き！ほうふプラン」を上位計画とし、「防府市環境基本計画※」の基本目標に掲げた「自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承」を実現するための分野計画となるものです。

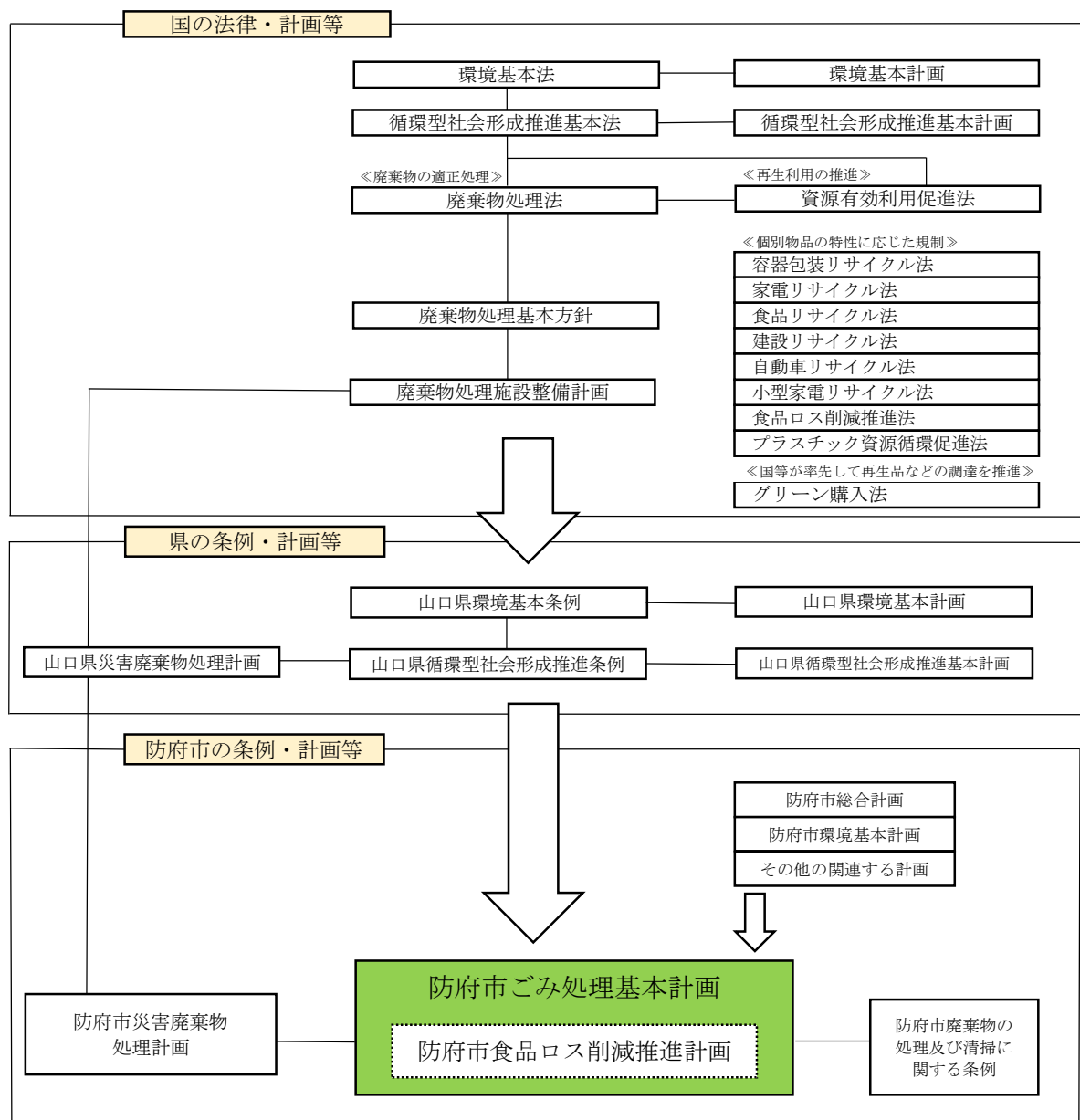


図1 ごみ処理基本計画の位置付け

第4節 上位計画の数値目標

「循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）」において、循環型社会を構築するに当たり、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置付けるとともに、廃棄物等の処理の優先順位が法定化されています。

〔1〕発生抑制、〔2〕再使用、〔3〕再生利用、〔4〕熱回収※、〔5〕適正処分の順で、廃棄物の発生抑制を第一に、可能な限り再使用を行い、再使用できないものについて再生利用を図る、どうしても燃やさざるを得ない廃棄物は熱回収によるエネルギー活用を行い、最後に、循環利用できないものについて適正処分するというものです。

この循環型社会形成や廃棄物の適正処理を進めるため、国等の計画において各種数値目標が掲げられています。

表1 上位計画の数値目標

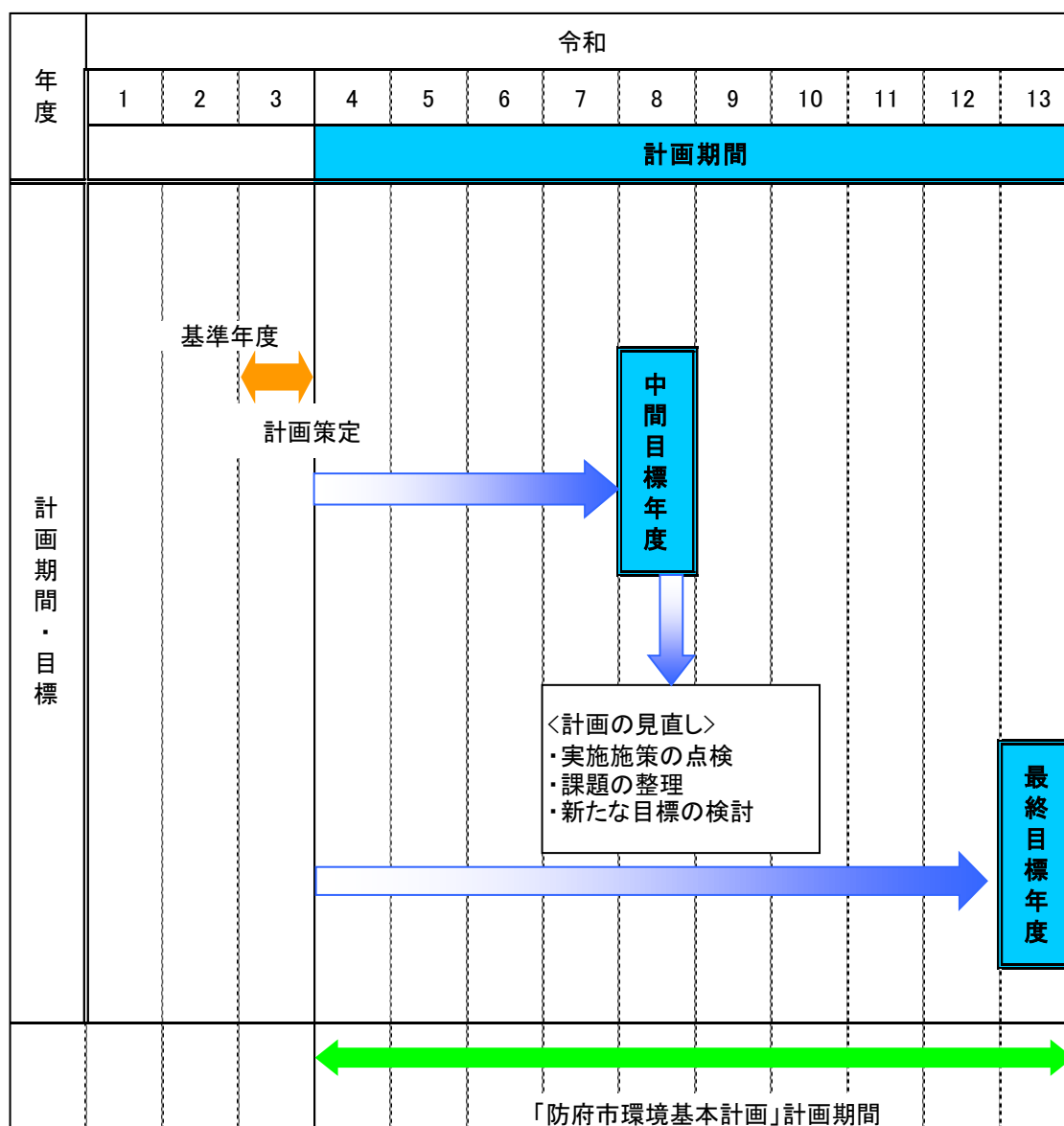
項 目	国の計画		県の計画	市の計画	
	第5次循環型社会形成推進基本計画	廃棄物処理法に基づく基本方針	山口県循環型社会形成推進基本計画（第5次計画）	第6次防府市総合計画	防府市環境基本計画
策定年月	令和6年8月	令和7年2月	令和8年3月	令和8年4月	令和4年3月 (令和8年度見直し予定)
目標年度	令和12年度	令和12年度	令和12年度	令和12年度	(中間目標年度 令和8年度) 令和13年度
ごみ排出量の目標		ごみ排出量を令和4年度比で約9%削減	一般廃棄物の県内総排出量を390千t以下		1人1日当たりごみ排出量※を令和8年度に812g、令和13年度に776g
家庭系ごみ排出量の目標		集団回収量・資源ごみ量を除いた1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を約478g以下			集団回収量・資源ごみ量を除いた1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を令和8年度に432g、令和13年度に405g
事業系ごみ排出量の目標					事業系ごみ排出量を令和8年度に11,062t、令和13年度に9,883t
ごみ焼却量の目標	1人1日当たりごみ焼却量 約580g	1人1日当たりごみ焼却量 約580g		1人1日当たりごみ焼却量 約580g	
再生利用の目標		リサイクル率を約26%	リサイクル率を22%以上		リサイクル率を令和8年度に35%、令和13年度に38%
最終処分の目標		最終処分量を令和4年度比で約5%削減	最終処分量を17千t以下		

第5節 計画の期間

本計画は、基準年度を令和2年度、令和8年度を見直し年度とし、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間としています。

なお、国の制度や社会経済情勢など、本計画の推進に当たり大きな変化が生じた場合にも、必要に応じて見直しを行います。

図2 計画期間



第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 処理区域等の状況

1 処理区域及び対象となるごみ

市内全域を処理区域としています。

また、本計画におけるごみは、処理区域内で発生する一般廃棄物を対象としています。

なお、市民及び事業者から排出されるごみのうち、集団回収※以外の方法により家庭や事業者自ら処理しているもの（例：生ごみ処理機等による堆肥化）については、量の把握が困難なため、ごみ排出量から除いています。

2 処理区域内人口の状況

本市の人口は、令和7年度で111,694人となっており、本計画の基準年度とした令和2年度の115,603人と比較して3,909人減少しています。

野島地域（離島）を除く可燃ごみ及び市内全域の不燃ごみ、資源ごみ等については、防府市クリーンセンターで処理しています。野島地域の可燃ごみについては、野島小型焼却炉で処理しており、令和2年度の人口は85人、令和7年度の人口は61人となっています。

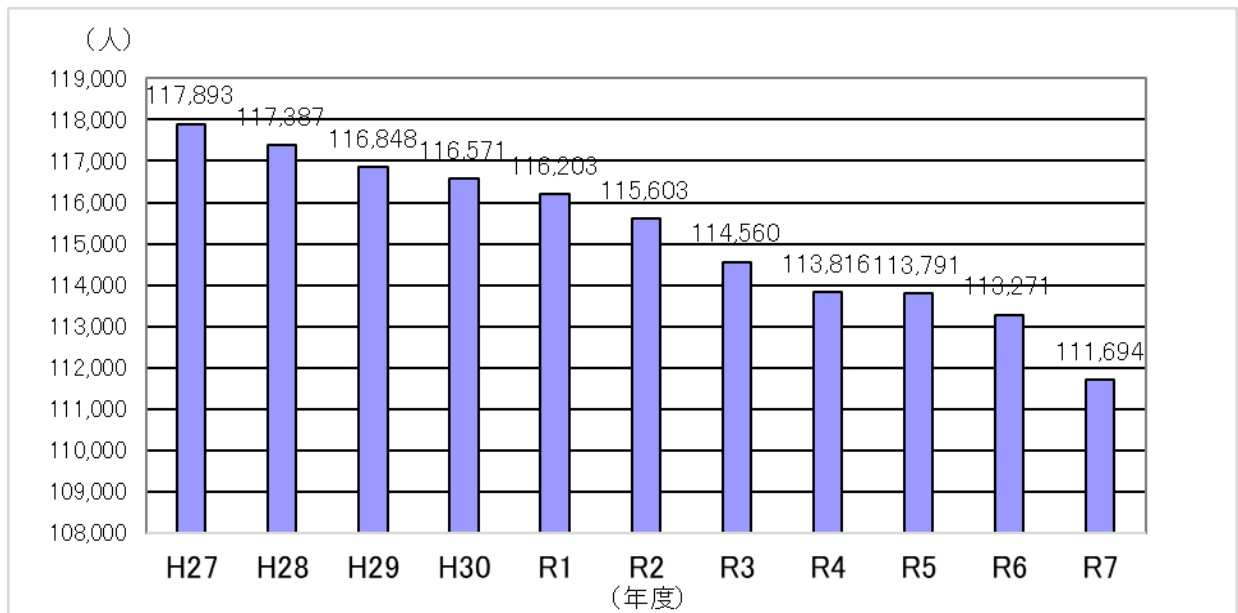


図3 処理区域内人口（住民基本台帳人口（外国人含む。：各年10月1日））

3 産業の動向

(1) 産業別就業者数

国勢調査に基づく令和2年の就業者総数は54,241人となっており、減少傾向となっています。構成割合は、第一次産業に従事する人は、わずか2.4%で、31.2%が第二次産業、64.2%が第三次産業に従事しており、各産業ともに就業者割合に大きな変化はありません。

表2 産業別就業者数

年度	項目	就業者総数	区 分			
			第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能
令和2年度	人口(人)	54,241	1,324	16,914	34,801	1,202
	割合(%)	100.0	2.4	31.2	64.2	2.2
平成27年度	人口(人)	55,142	1,374	17,118	35,456	1,194
	割合(%)	100.0	2.5	31.0	64.3	2.2
平成22年度	人口(人)	56,218	1,644	17,239	35,271	2,064
	割合(%)	100.0	2.9	30.7	62.7	3.7

出典: 国勢調査

(2) 事業所数

国の経済センサス活動調査に基づく事業所数は令和3年で4,153事業所あり、平成28年(4,488事業所)と比較すると、その数は減少しています。

産業大分類別でみると、卸売業・小売業(25.7%)、建設業(10.6%)、次いで生活関連サービス業・娯楽業(10.0%)、宿泊業・飲食サービス業(9.9%)の順になっています。

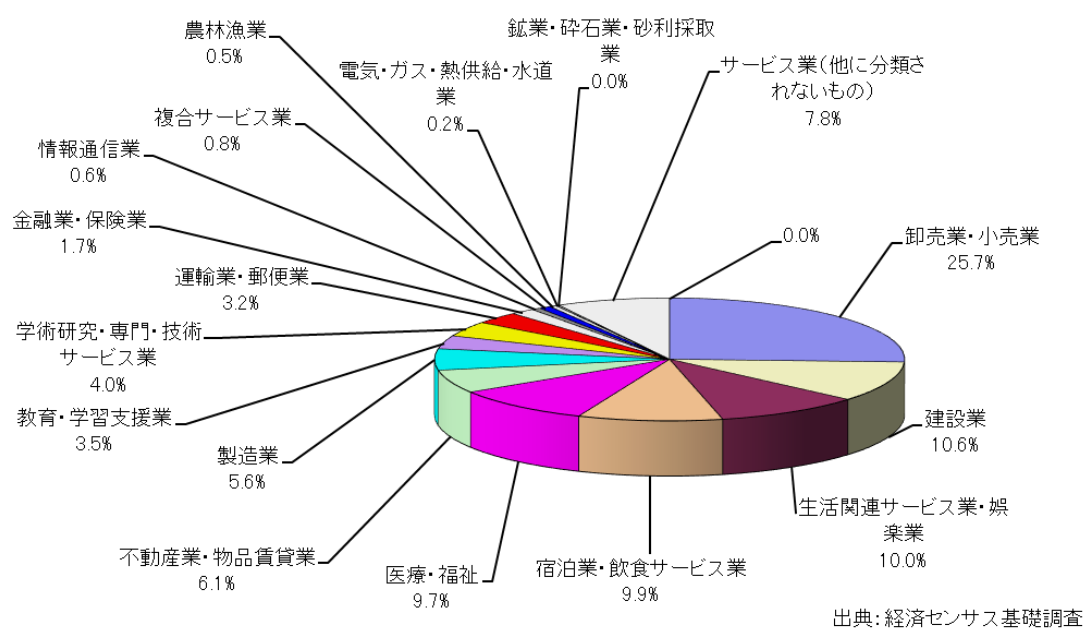


図4 産業大分類別事業所数の割合

第2節 現在のごみ処理システム

1 家庭系ごみの分別収集

本市では、家庭から出されるごみについて、大きく可燃ごみ、不燃ごみ、危険ごみ、資源ごみに分類し、資源ごみについては12区分の分別により収集しています。粗大ごみや引越時等の一時多量ごみ、家電リサイクル券が添付された特定家庭用機器、犬や猫等のペットの死体は、申込制により戸別収集を行っています。

また、市内約70の自治会においては、不燃ごみ、危険ごみ、資源ごみの自主搬入※を実施しています。加えて、自治会、子ども会、PTA等の団体により、古紙等の資源物を資源回収事業者に引き渡す集団回収も行われています。

表3 分別区分及び収集運搬方式

分類	分別区分	ごみの内容	収集体制	収集場所	収集回数	手数料
可燃ごみ	燃やせるごみ	厨芥類、草木など	市直営・民間委託	可燃ごみステーション (R7 : 3,967か所)	週2回	有料 (指定袋)
不燃ごみ	燃やせないごみ	金属類、電化製品、石油器具など	市直営	不燃ごみステーション (R7 : 311か所※)	月1回	無料
危険ごみ	スプレー缶類	スプレー缶、カセットボンベ	市直営	資源ごみ・危険ごみステーション (R7 : 289か所※)	月1回	無料
	乾電池類	アルカリ乾電池、マンガン乾電池、ボタン電池など				
	水銀体温計	水銀体温計				
	蛍光灯	蛍光灯				
	ライター類	使い捨てライター、大型ライター				
	陶磁器・ガラス類	陶磁器、ガラス				
資源ごみ	缶 (アルミ缶・スチール缶)	飲料や食品 (ペットフード含む。) が入っていた缶 (飲料缶、缶詰、粉ミルク缶など)	民間委託			
	ペットボトル	ペットボトル	民間委託			
	無色びん	食品、化粧品及び医薬品の無色びん	市直営			
	茶色びん	食品、化粧品及び医薬品の茶色びん	民間委託			
	その他色びん	食品、化粧品及び医薬品のその他色びん	市直営			
	新聞	新聞、折込広告	民間委託			
	雑誌がみ	雑誌、厚紙、コピー用紙、シュレッダーがみ、はがきなど	市直営			
	ダンボール	ダンボール	民間委託			
	紙製容器包装	紙袋、包装紙、紙箱、アルミの貼った紙パックなど	市直営			
	紙パック	飲料用紙パック	市直営			
	プラスチック資源	プラスチック製品 (プラスチック100%素材) やプラスチック製容器包装	市直営	可燃ごみステーション (R7 : 3,967か所)	週1回	無料
申込制収集ごみ	一時多量ごみ	家具等粗大ごみ、その他上記品目	市直営	戸別収集	随時	有料
	特定家庭用機器	テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫				
	犬や猫などのペットの死体	犬や猫などのペットの死体				
埋立ごみ	埋立ごみ (少量であれば、一時多量ごみとして戸別収集)	瓦、コンクリートの破片等	-	最終処分場への持込	-	-

※ 箇所数は、市で収集を行っている不燃ごみ、資源ごみ・危険ごみステーションの数です。自主搬入を実施している自治会 (R7:69地区) は、これらとは別に総数約100か所のステーションを自治会で独自に設け、不燃ごみ、資源ごみ及び危険ごみの分別と処理施設への搬入を行っています。

2 事業系ごみの排出

商店、事務所、飲食店等の事業活動によって出されるごみは、原則、市では収集せず、排出事業者の自己処理、排出事業者自ら処理施設に搬入又は許可業者への委託による収集が行われています。

ただし、少量の事業系可燃ごみ及びプラスチック資源については、事業者からの申込みのあった袋数（45 リットル袋で4袋まで／1回）以内のごみを、家庭系ごみに併せて定期収集しています（有料）。

3 処理手数料

家庭系ごみでは、指定袋で収集する可燃ごみ及び申込みにより戸別収集するごみについて有料としています。

事業系ごみについては、排出事業者自ら又は許可業者が搬入する資源ごみ以外の全てのごみについて有料としています。

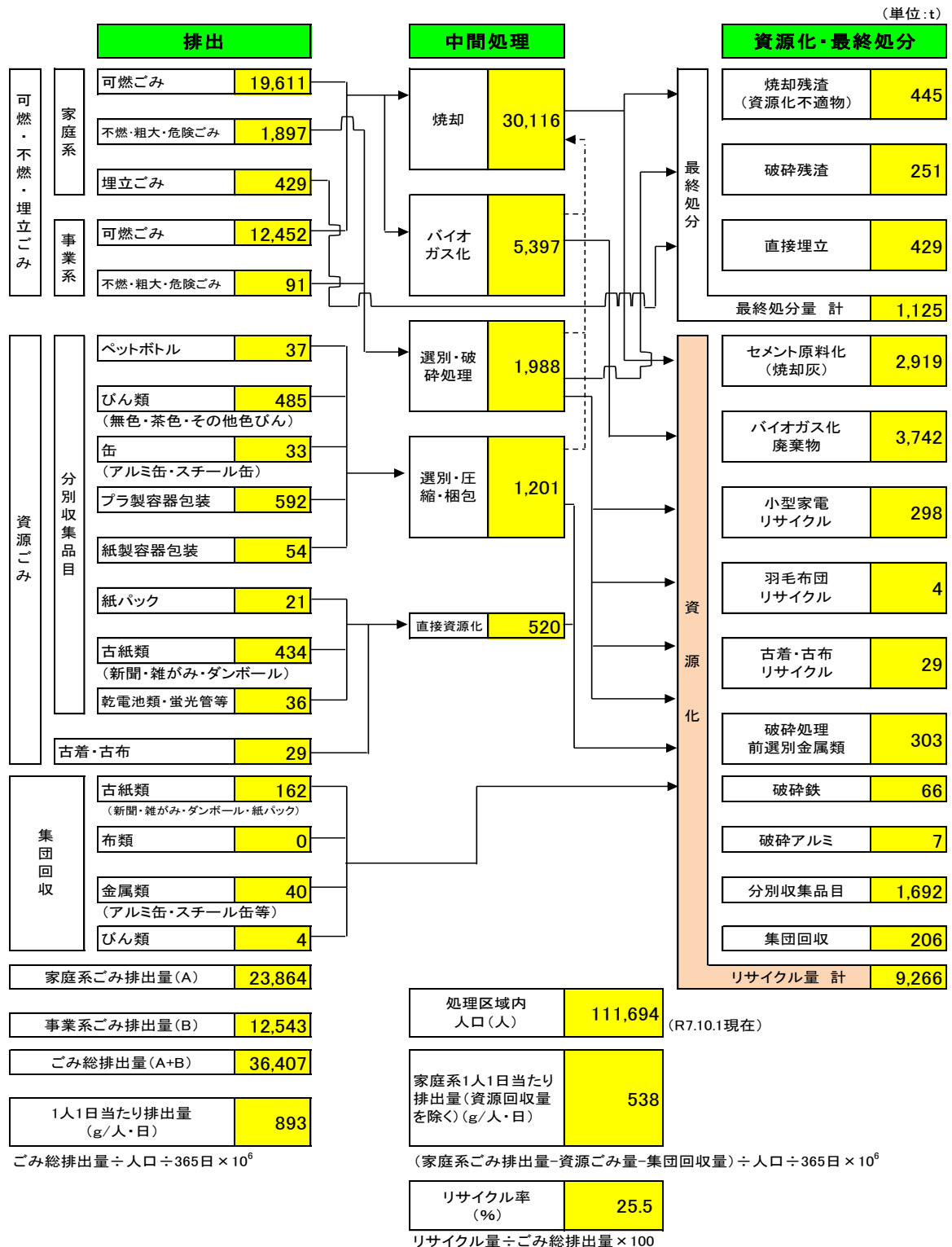
表4 家庭系ごみ処理手数料及び事業系ごみ処理手数料

種別	区分		徴収方法		料金	備考
家庭系ごみ	市が定期的に収集する家庭系ごみ	可燃ごみ	指定袋・特大(45リットル)		15円/袋	R8.4.1改定
			指定袋・大(28リットル)		14円/袋	
			指定袋・小(17リットル)		10円/袋	
		不燃ごみ	無料			
		資源ごみ	無料			
		危険ごみ	無料			
	臨時申込により市が収集する家庭系ごみ	一時多量ごみ	100kgまで		2,900円	R8.4.1改定
			100kgを超える部分について10kgを増すまでごとに		290円	
		市民自らの直接搬入	特定家庭用機器	収集1台につき		2,700円
	持込1台につき			1,600円		
	可燃ごみ		無料			
	不燃・粗大ごみ		無料			
	資源ごみ		無料			
	危険ごみ		無料			
	臨時申込による収集	飼われていた動物の死体	1体につき		2,000円	R8.4.1改定
			無料			
事業系ごみ	市が定期的に収集する事業系ごみ	可燃ごみ	45リットル容器1袋につき、月額		1,900円	R8.4.1改定
	事業者自ら又は許可業者による直接搬入	可燃ごみ	100kg又はその端数ごとに		640円	R8.4.1改定
		不燃・粗大ごみ 危険ごみ	20kg又はその端数ごとに		260円	R8.4.1改定
		埋立ごみ	100kg又はその端数ごとに		1,000円	R8.4.1改定

4 ごみ処理・処分の状況

ごみ処理・処分の状況は、図5のとおりで、「可燃ごみ」は可燃ごみ処理施設で発酵処理及び焼却処理を行い、「不燃・粗大・危険ごみ」はリサイクル施設での破碎・選別を行っています。「資源ごみ」については、異物除去や圧縮・梱包を行い資源化しています。

図5 ごみ処理・処分の実績（令和7年度）



5 現有施設の状況

(1) 可燃ごみ処理施設

表5 可燃ごみ処理施設

施設名	防府市クリーンセンター可燃ごみ処理施設バイオガス化施設
所在地	防府市大字新田364番地
発酵槽規模	可燃ごみ:34.4t/日 汚泥:17.1t/日 合計:51.5t/日 発酵槽容量(有効):1,000m ³ ×2系列 横型(直径6.8m×長さ34m)
発酵方式	乾式高温メタン発酵(コンポガス方式)
発酵日数	最長20日間程度
稼働年月	平成26年4月

施設名	防府市クリーンセンター可燃ごみ処理施設焼却施設
所在地	防府市大字新田364番地
処理能力	150t/日(75t/日×2基)
処理方式	連続燃焼ストーカ式並行流焼却炉(排ガス再循環システム)
蒸気タービン発電機	蒸気タービン定格出力:3,600kw(2炉運転時、高質ごみ、冬季)
稼働年月	平成26年4月

施設名	防府市クリーンセンター小型動物焼却炉
所在地	防府市大字新田364番地
処理能力	100kg/時間
処理方式	バッチ式
稼働年月	平成26年4月

施設名	野島小型焼却炉
所在地	防府市大字野島地内
処理能力	100kg/時間
処理方式	バッチ式
稼働年月	平成7年2月



防府市クリーンセンター

(2) リサイクル施設

表6 リサイクル施設

施設名	防府市クリーンセンターリサイクル施設
所在地	防府市大字新田364番地
処理能力	23t／5時間
破碎設備	粗破碎機(二軸低速回転式破碎機) 細破碎機(横型高速回転式破碎機) 紙製容器破袋機 プラ容器破袋機
選別設備	粗大磁選機、不燃可燃等選別機、粗大アルミ選別機、風力選別機、手選別コンベヤ
圧縮梱包設備	缶プレス機、ペットボトル圧縮梱包機、紙製容器圧縮梱包機、プラ容器圧縮梱包機
稼働年月	平成26年4月

(3) 一般廃棄物最終処分場

表7 一般廃棄物最終処分場

施設名	防府市一般廃棄物最終処分場
所在地	防府市大字田島 10477 番地
埋立容量	316,000 立方メートル
埋立構造	準好気性埋立※
埋立工法	セル方式
埋立開始年月	平成9年1月

※ 準好気性埋立とは廃棄物埋立の方法で、埋立地内に縦横に排水管を張り巡らし、その排水管により埋立地内部の水分を排除するとともに、埋立地の中で発生したガスを大気中に逃がすため、ガス抜き管を地上から排水管まで縦に埋め込むことで、できるだけ埋立地内に水やガスをため込まないようにするものです。



防府市一般廃棄物最終処分場

第3節 ごみ排出量等の状況

1 ごみ排出量の推移

(1) ごみ排出量、1人1日当たりごみ排出量の推移

令和7年度の排出量は、基準年度である令和2年度の排出量と比較して、8%減少しています。また、1人1日当たりのごみ排出量は、全国平均と比べると高い水準にありますが、山口県平均は下回る状況となっています。

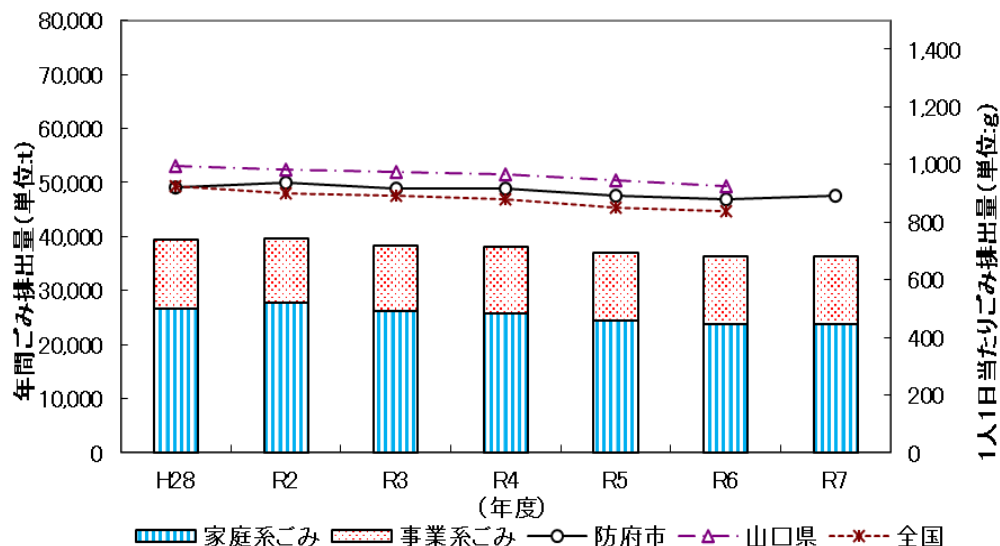
表8 ごみ排出量、1人1日当たりごみ排出量の推移

年度	単位	H28	R2	R3	R4	R5	R6	R7
処理区域内人口	人	117,387	115,603	114,560	113,816	113,791	113,271	111,694
年間ごみ総排出量(A+B)	t	39,470	39,577	38,290	38,083	37,094	36,344	36,407
1人1日当たりごみ排出量 ※1	g	921	938	916	917	891	879	893
全国平均	g	925	901	890	880	851	839	
山口県平均	g	994	982	973	965	946	924	
家庭系ごみ								
年間ごみ排出量(A)	t	26,712	27,718	26,291	25,770	24,438	23,769	23,864
1日当たりごみ排出量	t	73	76	72	71	67	65	65
1人1日当たりごみ排出量 ※1	g	623	657	629	620	587	575	585
〃(資源回収量※2を除く)	g	557	600	574	567	534	526	538
事業系ごみ								
年間ごみ排出量(B)	t	12,758	11,859	11,999	12,313	12,656	12,575	12,543
1日当たりごみ排出量	t	35	32	33	34	35	34	34

※1 「1人1日当たりごみ排出量」とは、年間ごみ総排出量(又は家庭系ごみ年間ごみ排出量)をその年度の人口と日数で除した量です。

※2 「資源回収量」とは、分別収集により収集した資源ごみ量及び集団回収量です。

図6 ごみ排出量、1人1日当たり排出量の推移



※ 棒グラフは「年間ごみ排出量」を、折れ線グラフは「1人1日当たりごみ排出量」を表します。

(2) 家庭系ごみ排出量の推移

埋立ごみ以外は、おおむね減少傾向にあります。

令和7年度の家庭系ごみの排出量は、基準年度である令和2年度の排出量と比較すると13.9%減少しています。

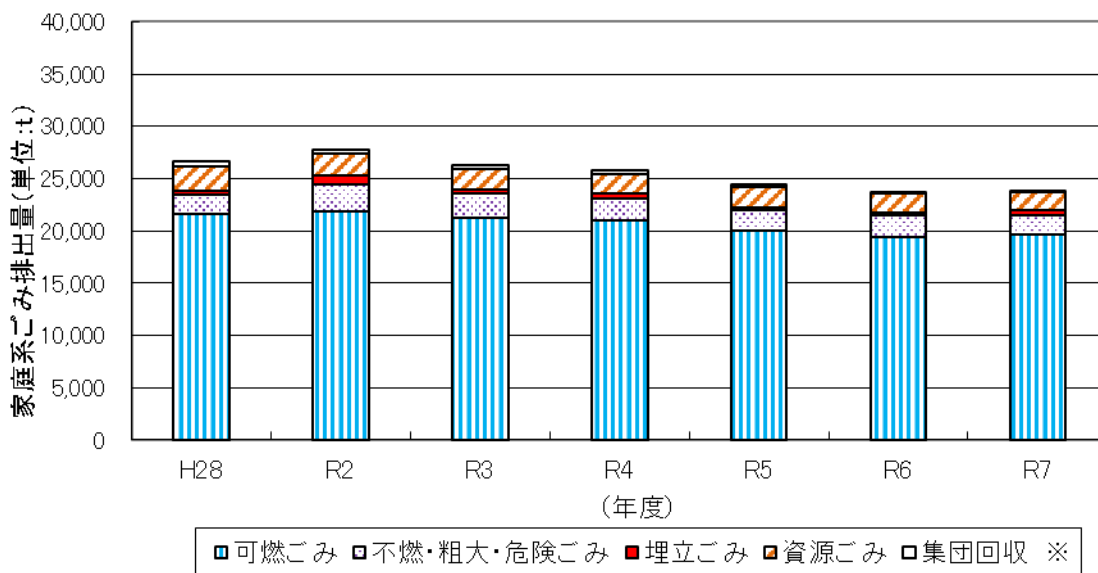
表9 家庭系ごみ排出量の推移

家庭系ごみ排出量の推移

年度	単位	H28	R2	R3	R4	R5	R6	R7
可燃ごみ	t	21,664	21,904	21,249	20,995	19,978	19,468	19,611
不燃・粗大・危険ごみ	t	1,857	2,544	2,315	2,136	2,033	1,989	1,897
埋立ごみ	t	339	871	442	412	243	272	429
資源ごみ	t	2,261	2,089	1,973	1,927	1,911	1,800	1,721
集団回収 ※	t	591	310	312	300	273	240	206
合計	t	26,712	27,718	26,291	25,770	24,438	23,769	23,864

※「集団回収」とは、自治会、子ども会、PTA等が、古紙、缶、びん等の資源物を回収し、資源回収事業者に引き渡した量をいいます。

図7 家庭系ごみ排出量の推移



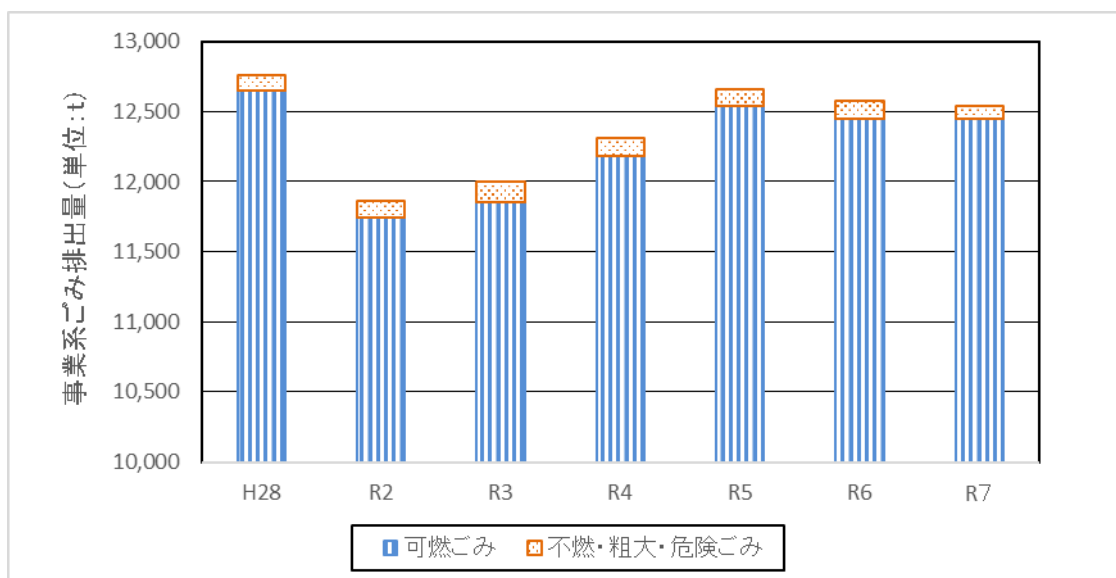
(3) 事業系ごみ排出量の推移

事業系ごみの排出量は、令和2年度に減少しましたが、それ以降は増加し横ばいの傾向にあります。令和7年度の事業系ごみ排出量については、基準年度である令和2年度と比較して、5.8%増加しています。

表10 事業系ごみ排出量の推移

年度	単位	H28	R2	R3	R4	R5	R6	R7
可燃ごみ	t	12,649	11,741	11,858	12,181	12,540	12,444	12,452
不燃・粗大・危険ごみ	t	109	118	141	132	116	131	91
合計	t	12,758	11,859	11,999	12,313	12,656	12,575	12,543

図8 事業系ごみ排出量の推移



2 可燃ごみの性状

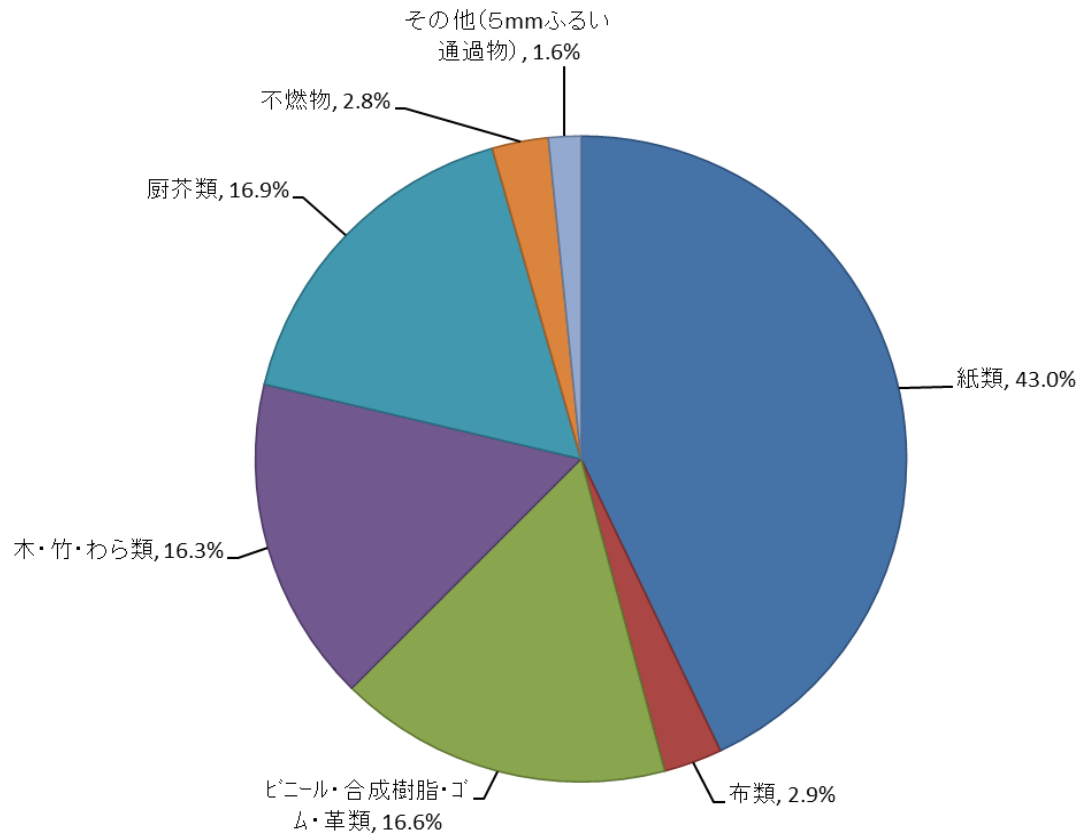
可燃ごみの性状については、表 11 のとおりで、令和 7 年度は「紙類」の割合が 43.0%、「厨芥類」の割合が 16.9%を占めています。

表 11 可燃ごみの性状の推移

項目		年度	単位	H28	R3	R4	R5	R6	R7
ごみの種類別組成	紙類		%	43.4	46.2	46.4	49.4	48.1	43.0
	布類		%	8.9	7.1	6.4	4.1	5.9	2.9
	ビニール・合成樹脂・ゴム・革類		%	21.7	12.8	15.8	16.6	12.0	16.6
	木・竹・わら類		%	9.0	13.2	9.0	8.7	16.0	16.3
	厨芥類		%	15.3	16.0	19.4	19.1	13.5	16.9
	不燃物		%	1.5	1.4	2.0	1.0	1.1	2.8
	その他(5mmふるい通過物)		%	0.2	3.3	1.0	1.3	3.5	1.6
単位体積重量			kg/m ³	150.0	198.1	221.9	212.8	215.3	231.1

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

図 9 可燃ごみの種類別組成（令和 7 年度）



第4節 ごみ減量化及びリサイクルの状況

1 ごみ減量化の取組

(1) マイバッグ持参運動

平成21年4月から、スーパー等小売事業者、消費者団体、県、県内市町で構成された「山口県容器包装廃棄物削減推進協議会※」により、県内一斉にレジ袋の無料配布中止の取組が始まりました。令和3年11月現在、協議会に参加の市内27店舗のスーパー・小売店等において、レジ袋の無料配布中止によるマイバッグ持参運動が展開されており、約90%のレジ袋辞退率となっています。

なお、国においてはワンウェイプラスチック※の削減やライフスタイルを見直すことを目的として、令和2年7月1日より、全国一斉にレジ袋有料化義務化を行っています。

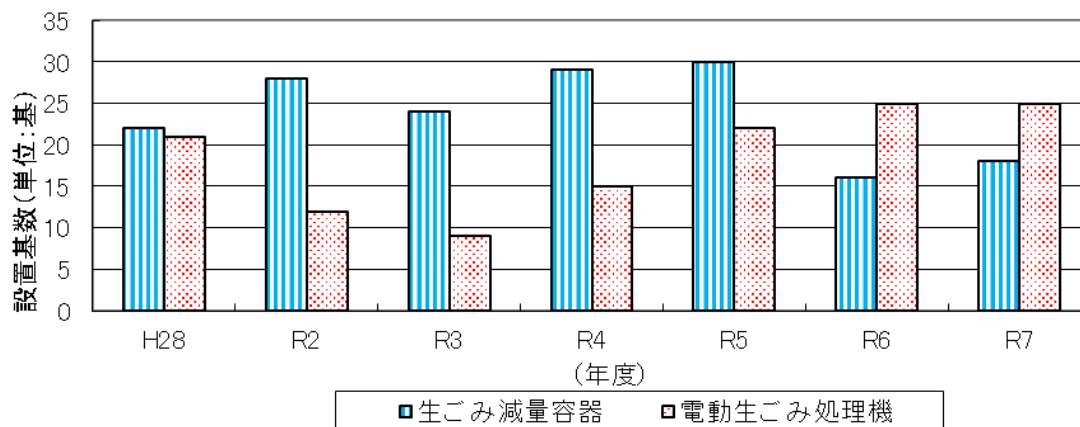
(2) ごみ減量容器等購入費補助金制度※

生ごみ減量容器※は基準年度である令和2年度実績と比べると令和7年度実績は10基の減少、電動生ごみ処理機※は13基の増加となっています。

表12 ごみ減量容器の設置基数と補助金額の推移

年度	単位	H28	R2	R3	R4	R5	R6	R7
生ごみ減量容器 (補助率:1/2 限度額3,000円)								
設置基数	基	22	28	24	29	30	16	18
補助金額	円	54,900	71,100	59,000	79,900	74,100	60,200	47,300
電動生ごみ処理機 (補助率:1/2 限度額30,000円)								
設置基数	基	21	12	9	15	22	25	25
補助金額	円	604,100	267,700	236,700	345,900	593,900	601,500	581,500
合計								
設置基数	基	43	40	33	44	52	41	43
補助金額	円	659,000	338,800	295,700	425,800	668,000	661,700	628,800

図10 ごみ減量容器の設置基数の推移



2 リサイクルの状況

(1) リサイクル量及びリサイクル率の推移

リサイクル量については、減少傾向にあります。

なお、令和5年度から国のリサイクル量の算定方式に合わせたことから、リサイクル率が大きく変わりました（以下「新リサイクル率」という）。従前のリサイクル量の算定方式による令和6年度のリサイクル率は25.4%と全国を上回る状況ですが、新リサイクル率17.1%と比較すると、全国及び山口県のリサイクル率を下回る状況となっています。

表13 リサイクル量及びリサイクル率の推移

リサイクル量の推移

年度	単位	H28	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7 目標値
集団回収(A)	t	591	310	312	300	273	240	206	594
分別収集品目等(B)	t	2,261	2,089	1,973	1,927	1,911	1,800	1,721	4,002
古紙類(新聞・雑がみ・ダンボール)	t	571	579	523	496	466	458	434	1,109
びん類(無色・茶色・その他色びん)	t	679	592	573	555	562	490	485	1,134
缶(アルミ缶・スチール缶)	t	47	43	41	39	37	35	33	82
ペットボトル	t	36	44	37	42	38	38	37	84
プラスチック製容器包装	t	760	668	658	652	639	618	592	1,280
紙製容器包装	t	114	77	65	65	64	64	54	148
紙バック	t	7	7	6	11	16	21	21	13
乾電池類・蛍光灯等	t	47	40	36	36	54	43	36	77
古着・古布	t		39	34	31	35	33	29	75
リサイクル施設リサイクル量(C)	t	615	862	871	788	734	760	678	562
小型家電リサイクル ※1	t	225	290	383	343	316	333	298	217
前選別金属類 ※2	t	293	419	388	349	331	343	303	262
破碎処理金属類 ※3	t	97	149	95	91	82	80	73	81
羽毛布団リサイクル ※4	t		4	5	5	5	4	4	2
可燃ごみ処理施設リサイクル量(D)	t	7,085	7,200	7,329	6,997	6,331	6,449	6,661	6,764
新可燃ごみ処理施設リサイクル量(D')	t					3,462	3,426	3,425	
バイオガス化廃棄物 ※5	t	3,888	4,174	4,401	3,976	3,317	3,495	3,742	4,271
新バイオガス化廃棄物 ※6	t					448	472	506	
焼却灰セメント原料化 ※7	t	3,197	3,026	2,928	3,021	3,014	2,954	2,919	2,493
リサイクル量(A+B+C+D)	t	10,552	10,461	10,485	10,012	9,249	9,249	9,266	11,922
新リサイクル量(A+B+C+D')	t					6,380	6,226	6,030	
ごみ総排出量	t	39,470	39,577	38,290	38,083	37,094	36,344	36,407	34,093
リサイクル率 ※8	%	26.7	26.4	27.4	26.3	24.9	25.4	25.5	35.0
新リサイクル率 ※9	%					17.2	17.1	16.6	
全国	%	20.3	20.0	19.9	19.6	19.5	19.3		
山口県	%	30.9	33	32.5	22.7	21.6	21.5		

※1 「小型家電リサイクル」とは、小型家電リサイクル法に基づきリサイクルした家電製品です。

※2 「前選別金属類」とは、搬入された不燃ごみ等から手選別により回収した金属類です。

※3 「破碎処理金属類」とは、搬入された不燃ごみ等を破碎処理後、選別機により選別した鉄及びアルミです。

※4 「羽毛布団リサイクル」とは、搬入された羽毛布団をリサイクルすることです。

※5 「バイオガス化廃棄物」とは、バイオガス化施設に投入する可燃ごみのうち、メタン発酵によりバイオガス化した生ごみ等の廃棄物です。数値については、計画策定時(令和4年3月)において国が実施する「一般廃棄物実態調査(以後、(実態調査)という。)」での算定方式により算出した数値です。

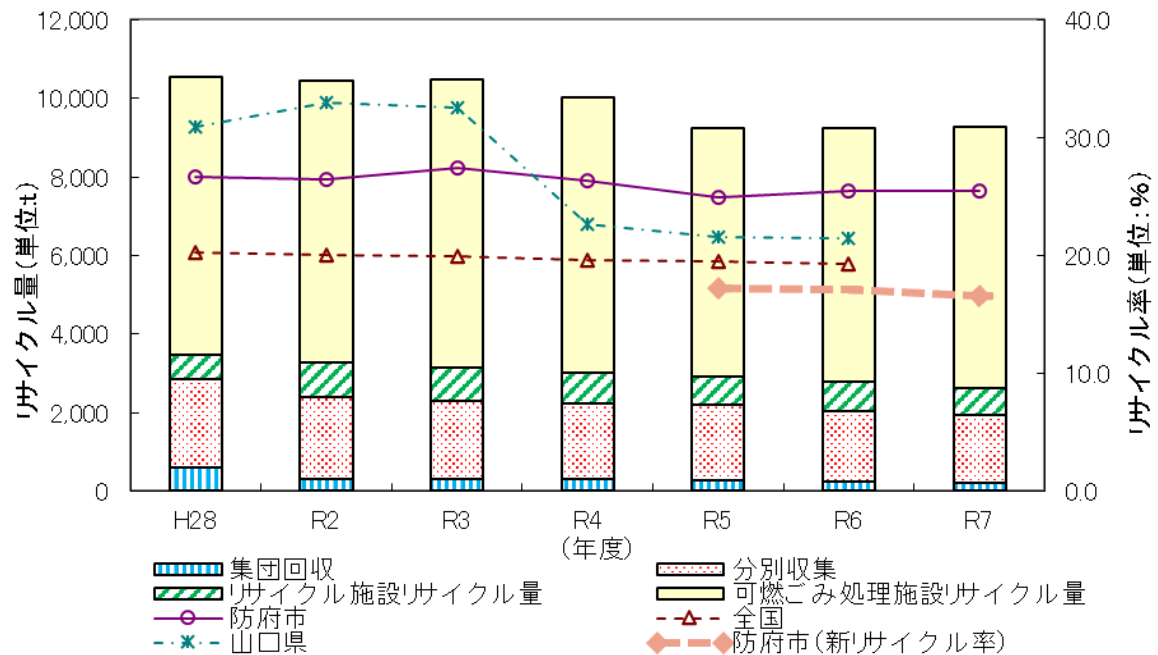
※6 「新バイオガス化廃棄物」とは、令和5年度から国の方針に合わせ算出した数値です。

※7 「焼却灰セメント原料化」とは、焼却により発生した焼却灰のうち、セメント原料としてリサイクルしたものです。

※8 「リサイクル率」=リサイクル量÷ごみ総排出量×100

※9 「新リサイクル率」=新リサイクル量÷ごみ総排出量×100

図 11 リサイクル量及びリサイクル率の推移



※棒グラフは「リサイクル量」を、折れ線グラフは「リサイクル率」を表します。

(2) 集団回収(資源化推進事業)の推移

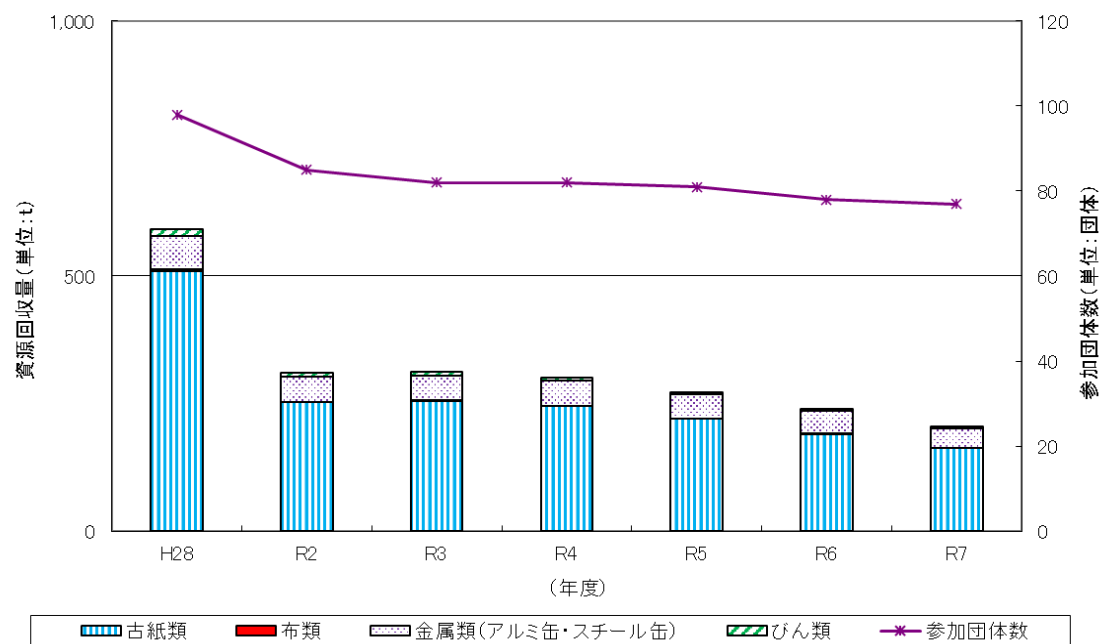
集団回収を推進するため、自治会、子ども会等に対して資源回収量1kg当たり5円の補助金を交付しています。令和7年度の集団回収による資源回収量は、基準年度である令和2年度と比較して33.5%減少しています。

表 14 集団回収(資源化推進事業)の推移

年度	単位	H28	R2	R3	R4	R5	R6	R7
参加団体数	団体	98	85	82	82	81	78	77
団体への補助単価	円/kg	5	5	5	5	5	5	5
団体への補助金額	円	2,954,780	1,552,480	1,557,550	1,500,570	1,365,300	1,199,160	1,029,805
資源回収量	t	591	310	312	300	273	240	206
古紙類 (新聞・雑がみ・ダンボール・紙パック)	t	510	252	255	245	220	190	162
布類	t	3	1	2	1	1	1	0
金属類(アルミ缶・スチール缶等)	t	65	50	48	49	47	44	40
びん類 ※	t	13	7	7	5	5	5	4

※ 集団回収で取り扱われる「びん類」は、一升びん、ビールびん等の洗浄して繰り返し使えるびん(リターナブルびん)のことです。分別収集で集められるびんは、1ウェイびんといい、1回ごとに碎かれてリサイクルされます。びんを溶かして作り直す場合は、洗浄して使用する場合に比べて多くのエネルギーが必要になります。

図12 集団回収(資源化推進事業)の推移



※ 棒グラフは集団回収による「資源回収量」を、折れ線グラフは「参加団体数」を表します。

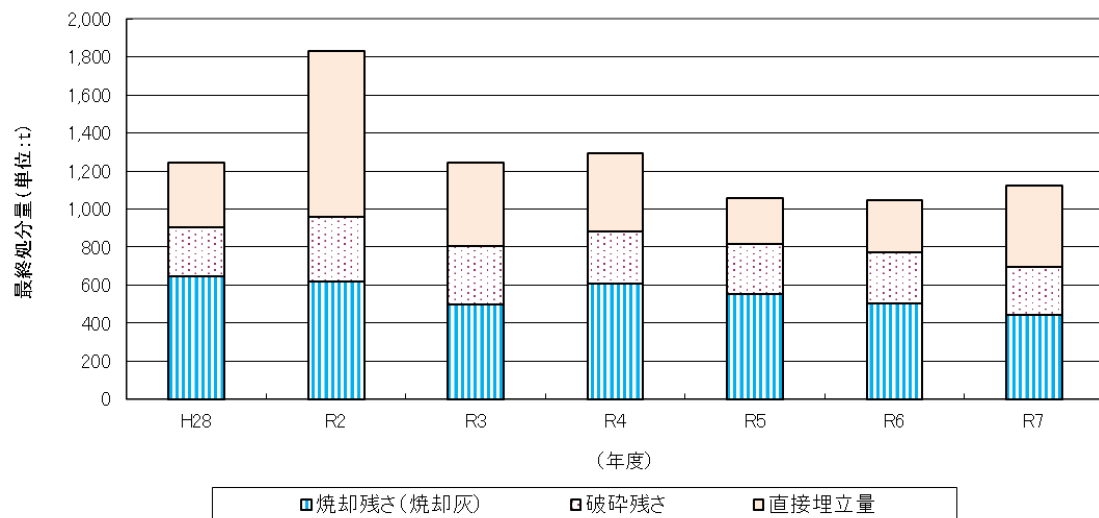
第5節 最終処分の状況

最終処分量は、表15のとおりであり、それまで焼却灰の一部について行っていたセメント原料化を、平成26年度の新施設の稼働に併せ、ふるい分けした資源化不適物以外の全量をセメント原料化することにより、大幅に削減されました。令和7年度 of 最終処分量は、基準年度である令和2年度と比較して、38.6%削減されています。

表15 最終処分量の推移

年度	単位	H28	R2	R3	R4	R5	R6	R7
最終処分量	t	1,242	1,832	1,245	1,293	1,058	1,045	1,125
焼却残さ(焼却灰)	t	645	617	497	609	551	503	445
破碎残さ	t	258	344	306	272	264	270	251
直接埋立量	t	339	871	442	412	243	272	429

図13 最終処分量の推移



第6節 数値目標の達成状況

計画は、令和2年度を基準年度とし、令和8年度を中間目標年度、令和13年度を最終目標年度として、3項目の数値目標を定めています。

表16 計画の数値目標と実績

区 分	〔基準年度〕 令和2年度	実績値	目標値	
		令和7年度	〔中間目標〕 令和8年度	〔最終目標〕 令和13年度
数値目標1 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く) ※1	600g/人・日	538g/人・日 (△62g)	432g/人・日 (△168g)	405g/人・日 (△195g)
対基準年度比	—	△10%	△28%	△33%
数値目標2 事業系ごみ排出量	11,859t/年	12,543t/年 (684t)	11,062t/年 (△797t)	9,883t/年 (△1,976t)
対基準年度比	—	6%	△7%	△17%
数値目標3 リサイクル率 ※2	26.4%	25.5% (16.6%)	35.5%	38.9%

※1 国、県の計画目標値との整合性を図るとともに資源化を推進するため、集団回収や資源ごみなど資源回収されるものを除いたごみ量を1人1日あたりに換算し、目標値とします。

1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源回収量を除く)

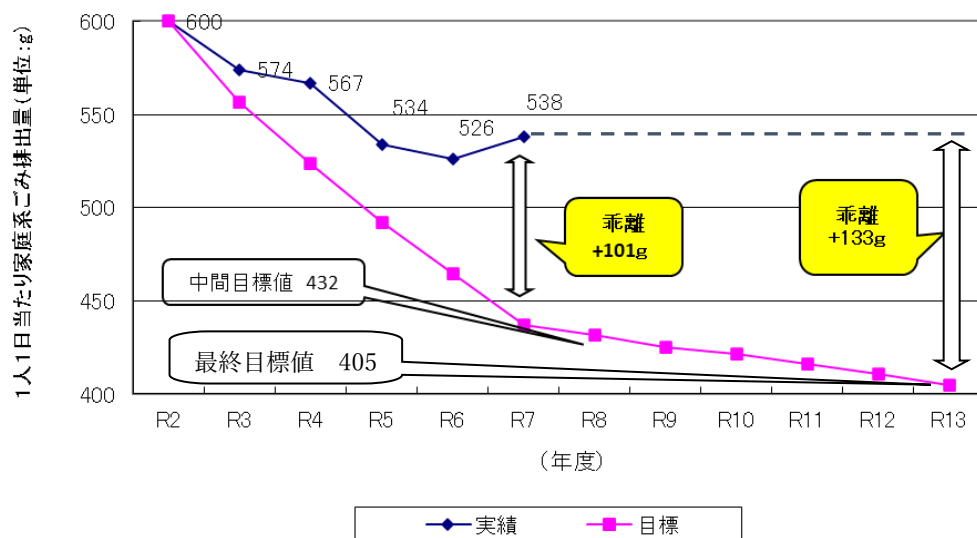
＝(家庭系ごみ排出量－集団回収量－分別収集により収集した資源ごみ量)÷総人口÷365日

※2 リサイクル率＝リサイクル量÷ごみ総排出量×100

① 1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源回収量を除く。)

1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源回収量を除く。)は、基準年度である令和2年度と比較して、令和7年度実績で約△62gとなっており減少はしていますが、令和7年度の目標値とは101g乖離があり中間目標の達成は厳しい状況です。

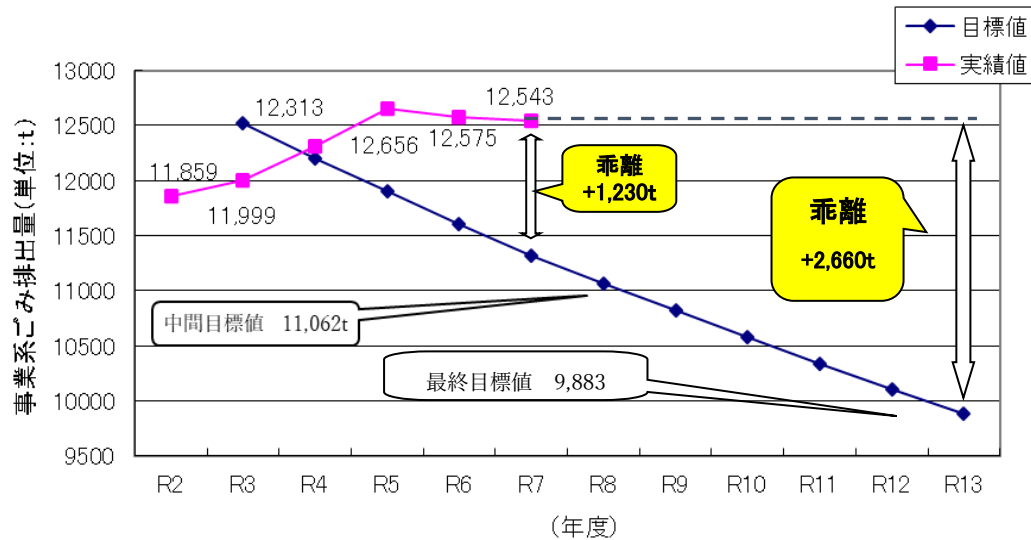
図14 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の数値目標と実績



② 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、基準年度である令和2年度と比較して、令和7年度実績で6%増、+684t となっており増加傾向にあり、また令和7年度の目標値と1,230t 乖離があります。このまま推移すると、中間目標の達成は厳しい状況です。

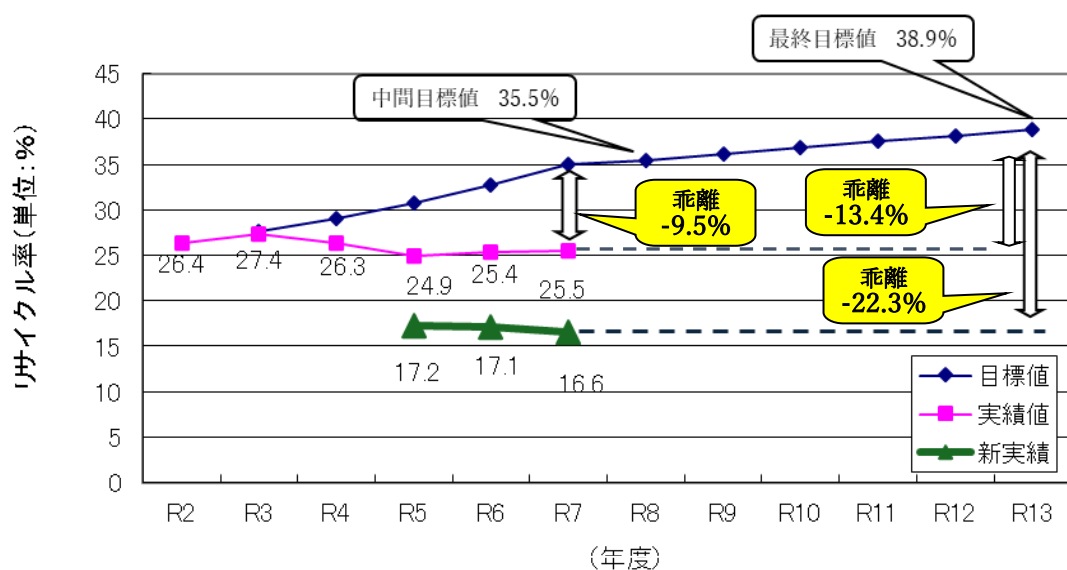
図15 事業系ごみ排出量の数値目標と実績



③ リサイクル率 (新リサイクル率とも比較)

リサイクル率は、基準年度である令和2年度から減少傾向にあり、中間目標の達成は厳しい状況です。

図16 リサイクル率の数値目標と実績



※実績値・・・令和4年度までの算定方式による数値 (リサイクル率)

新実績・・・令和5年度からの算定方式による数値 (新リサイクル率)

第7節 ごみの減量とリサイクルに関する市民意識の状況

1 ごみに関する市民アンケートの概要

(1) 目的

市民の日常生活におけるごみ減量等の取組、分別の理解度等を把握し、ごみ処理基本計画策定に当たっての基礎資料とする。

(2) 調査対象

令和7年7月1日現在で市内在住の18歳以上の男女2,000人

(3) 抽出方法

住民基本台帳から無作為抽出

(4) 調査方法

郵送配布・郵送回収・LoGo フォーム回答

(5) 調査期間

調査票発送日 令和7年8月19日（火）

調査票提出期限 令和7年9月16日（火）

集計対象 令和7年9月25日（木）到着分まで

(6) 調査項目

① 基本属性

② ごみの減量とリサイクルについて

③ ごみの収集について

④ ごみの分別・出し方について

⑤ 生ごみの減量や食品ロスの削減について

⑥ プラスチックごみについて

⑦ ごみ減量化・リサイクルに関する市の取組等について

(7) 回答

① 発送数 2,000 通

② 返却数 6 通（宛先不明等）

③ 有効発送数 1,994 通

④ 回答数 867 通（郵便 678・LoGo フォーム 189）

⑤ 回答率 43.5%

(8) アンケート結果の表記

① 回答割合（%）は「当該項目を選択した回答数÷設問の総回答数×100」で求めています。

② 小数点第2位で四捨五入しているため、各回答の合計が100%に一致しない場合があります。

③ 令和2年11月に実施したアンケートを「前回アンケート」として記載しています。

2 ごみに関する市民アンケートの結果

アンケート結果を抜粋し、概ねP37～P39の「第8節 ごみ処理の課題」に関する設問ごとに次の（１）～（６）のとおり分類し、分析しました。

（１）ごみの減量について

問１ ごみの減量やリサイクルに対する関心度

「非常に関心がある」（19.8%）と「ある程度関心がある」（67.3%）の割合を合わせると87.1%となり、前回アンケートの85.6%を上回る結果となりました。

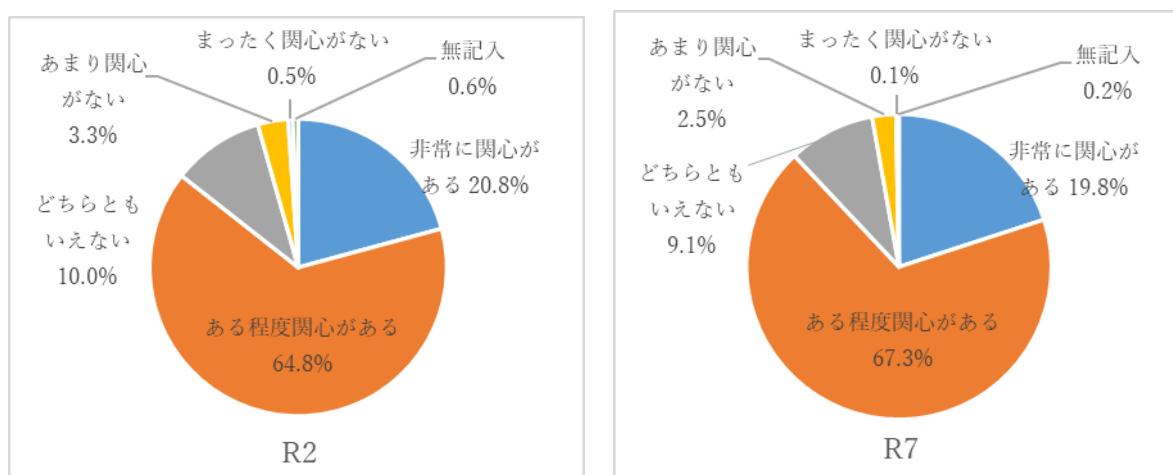


図17 ごみの減量やリサイクルに対する関心度

問4－3 ごみ減量容器（コンポスト）購入費助成制度の認知度・利用度

「知らない」が43.2%であり、前回アンケートの45.3%を下回る結果となりましたが、依然として制度の認知度が低いことが分かります。

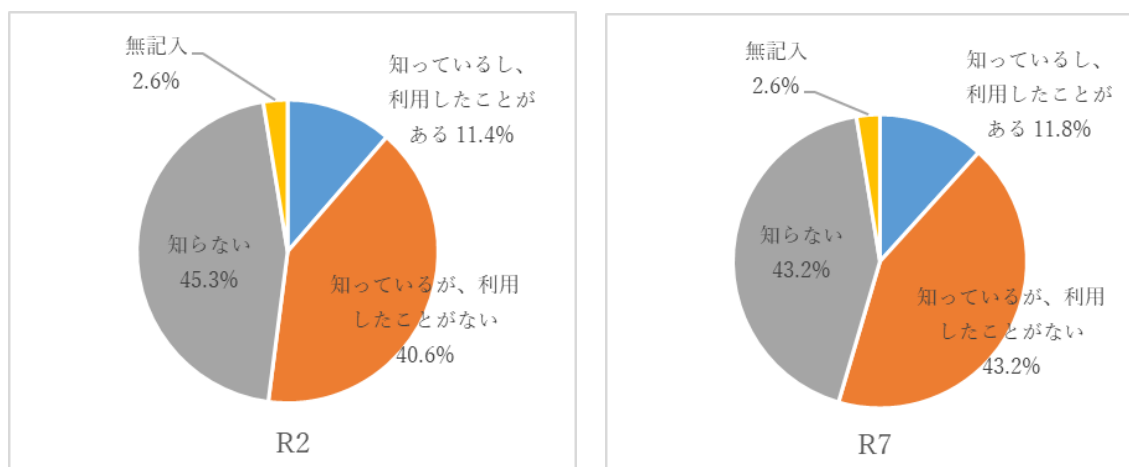


図18 ごみ減量容器購入費助成制度の認知度・利用度

問2 1 生ごみの水分を減らすために、工夫していること

「三角コーナーや水切りネットなどの用品で水を切っている」(60.1%)の割合が最も高い結果となりましたが、その他の項目はさほど高くない結果となりました。

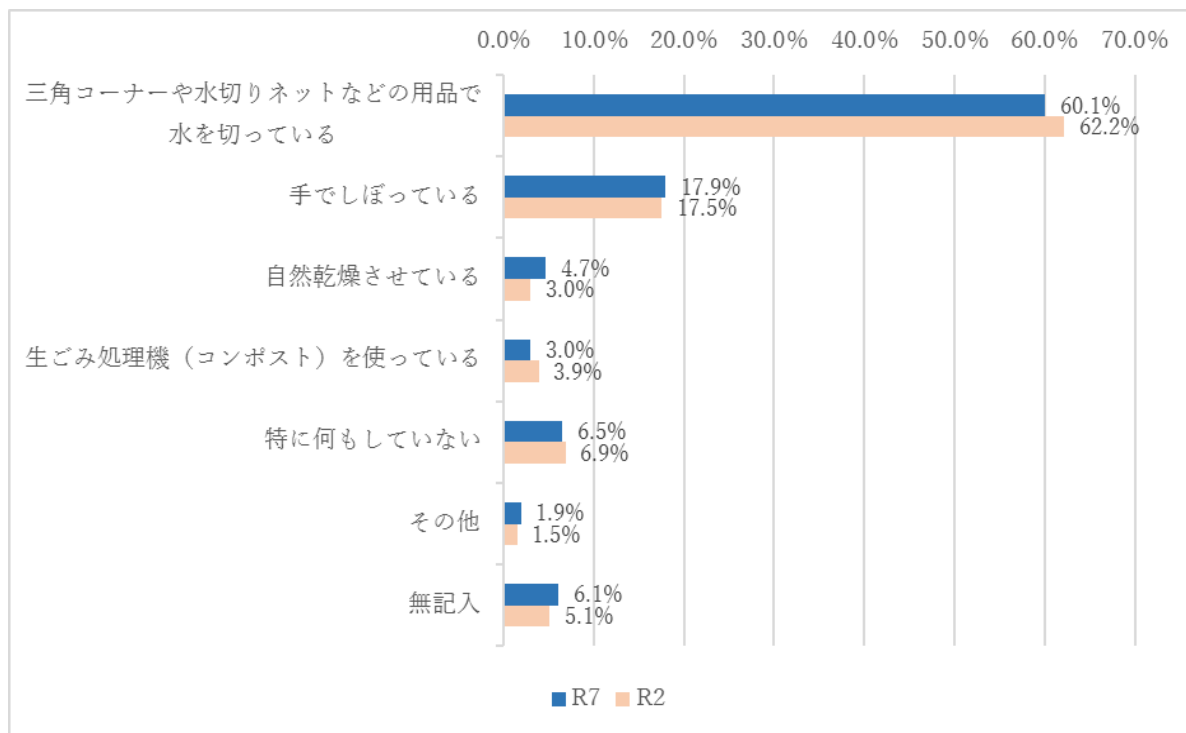


図19 生ごみの水分を減らすために、工夫していること

(2) リサイクルについて

問5 店頭回収の利用状況

「よく利用している」(46.4%)と「時々利用している」(28.1%)の割合を合わせると74.5%となり、**前回アンケートの72.8%を上回る結果となりました。**排出先の選択肢の1つとして店頭回収が市民にも広く浸透していることが分かります。

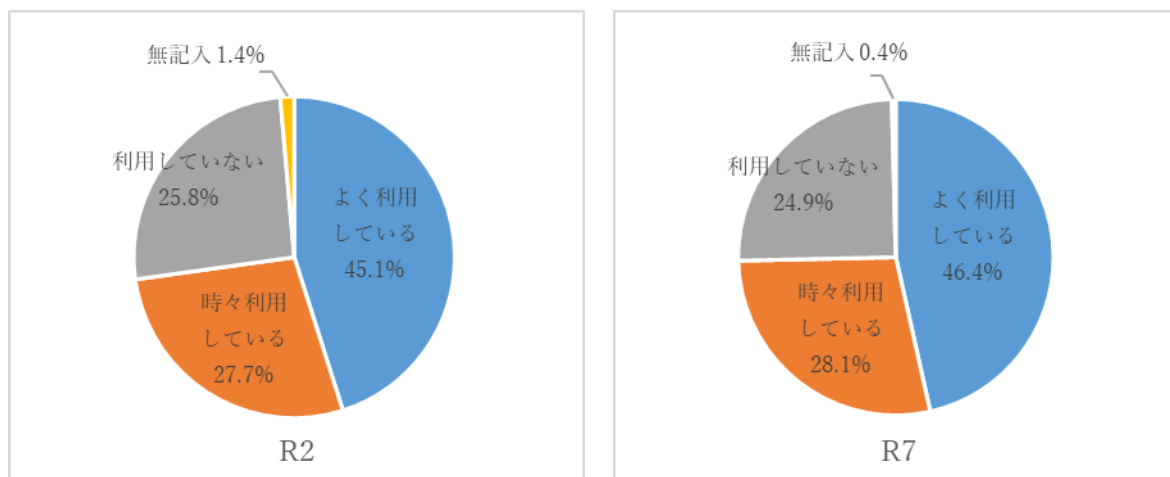


図20 店頭回収の利用状況

問17 資源ごみの分別排出の取組

「いつも分別して出している」と「だいたい分別して出している」を合わせた割合で比較すると、前回アンケートからほとんど変動はありませんが、「いつも分別して出している」の割合が減少している品目は多いです。

「ペットボトル」、「缶」、「びん類」は「いつも分別して出している」の割合が90%程度あるのに対し、「紙製容器包装」、「紙パック」、「雑がみ」については「いつも分別して出している」の割合が50%前後と低い結果となりました。

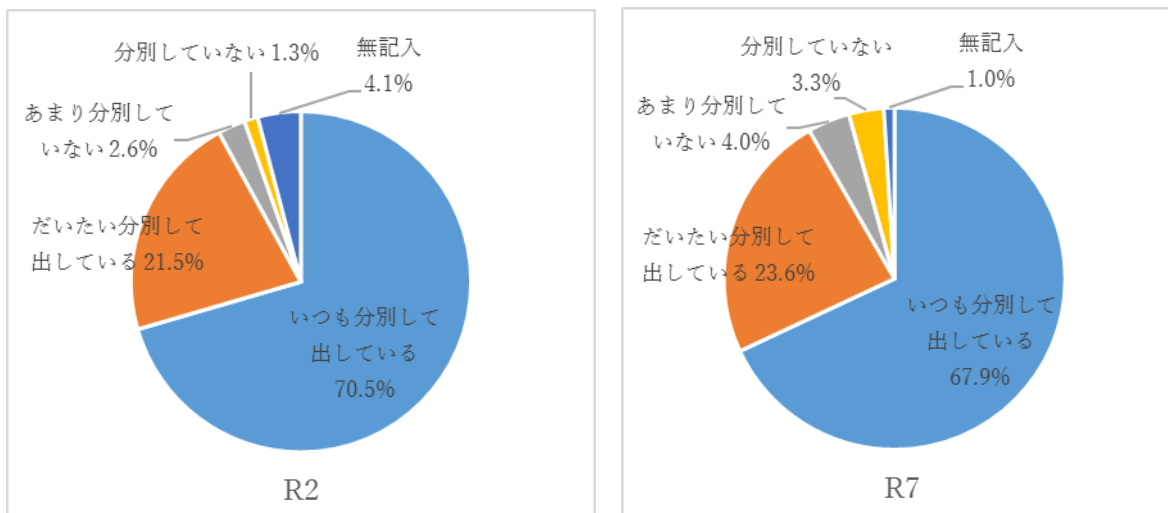


図21 プラスチック製容器包装の分別実行状況

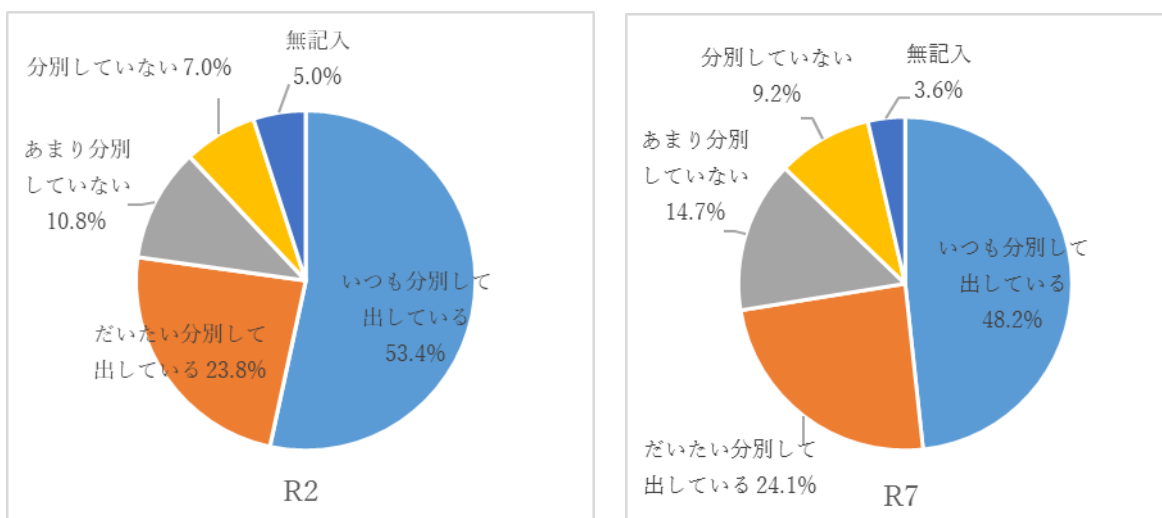


図22 紙製容器包装の分別実行状況

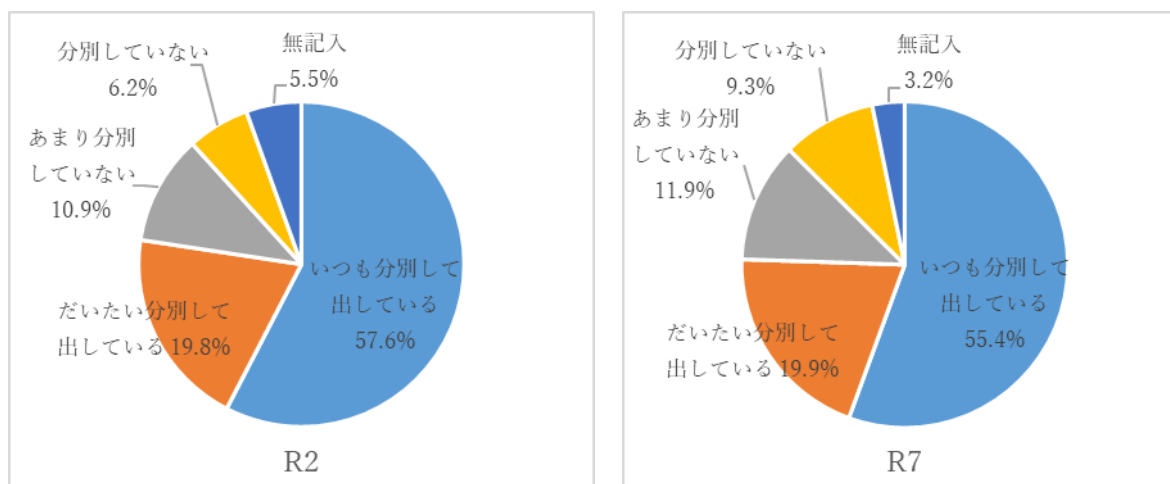


図 23 紙パックの分別実行状況

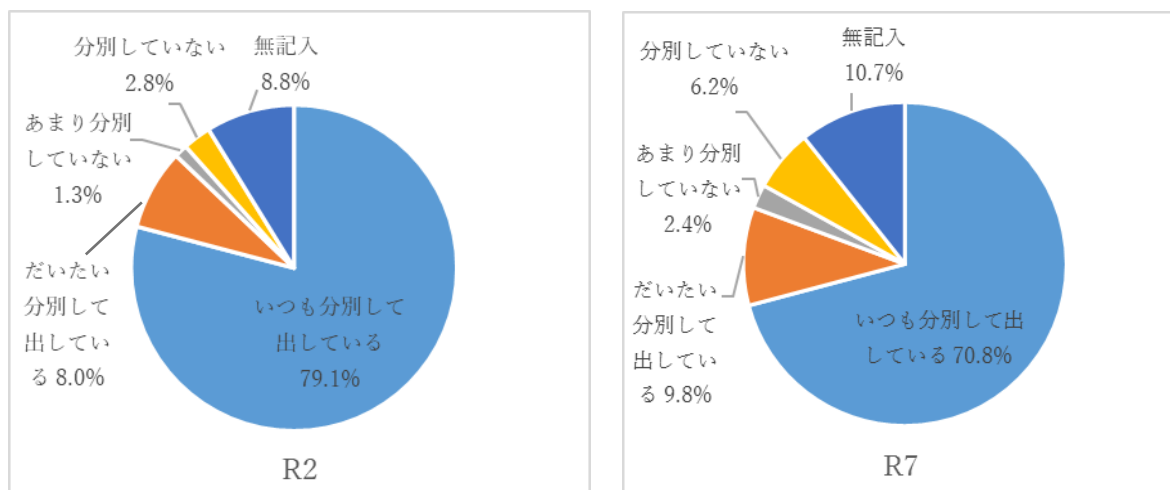


図 24 新聞の分別実行状況

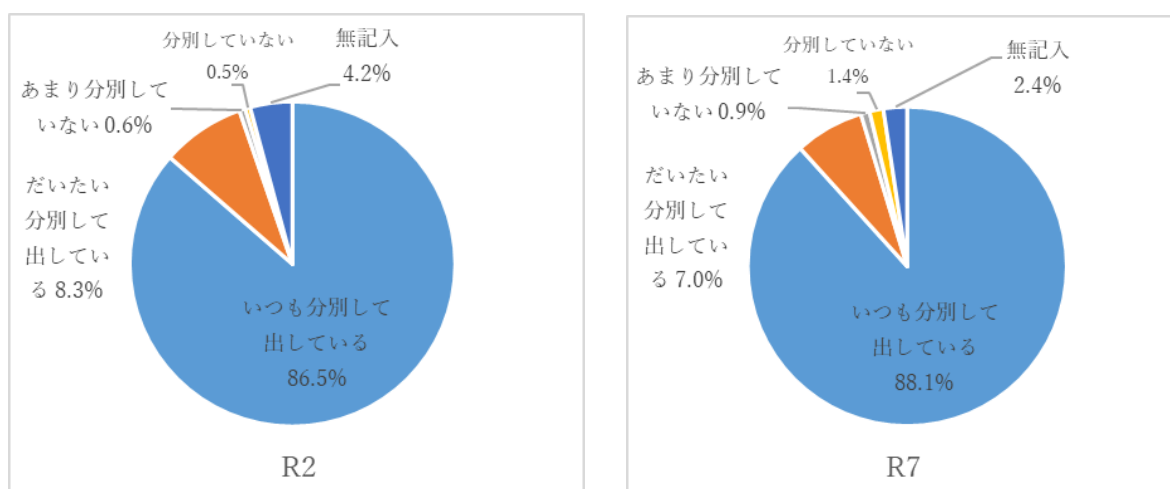


図 25 ダンボールの分別実行状況

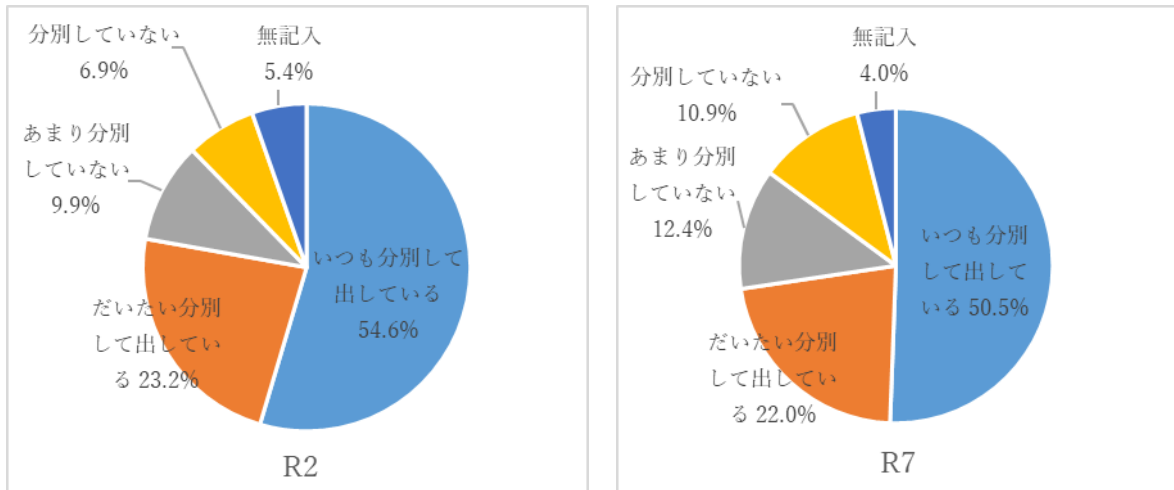


図 26 雑がみの分別実行状況

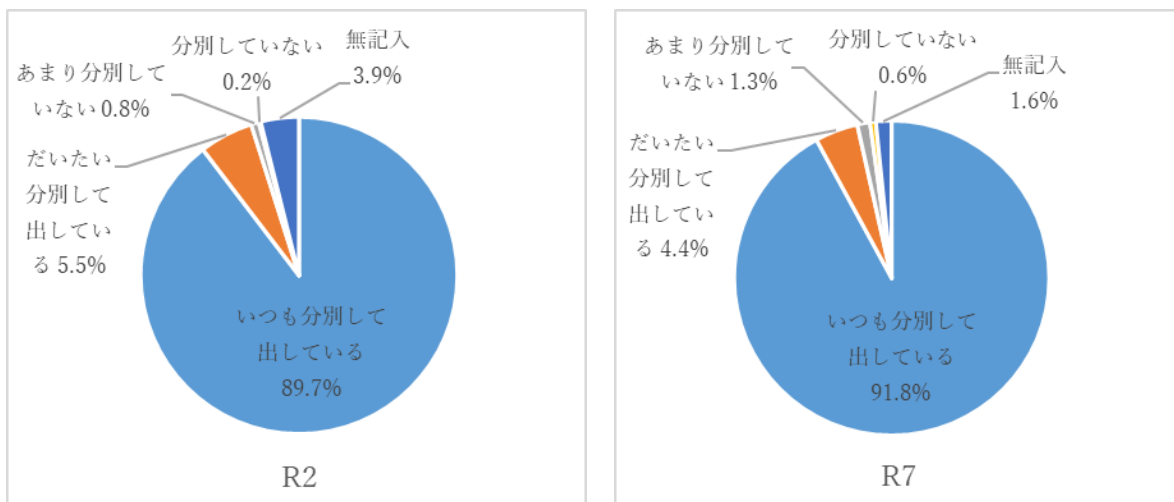


図 27 ペットボトルの分別実行状況

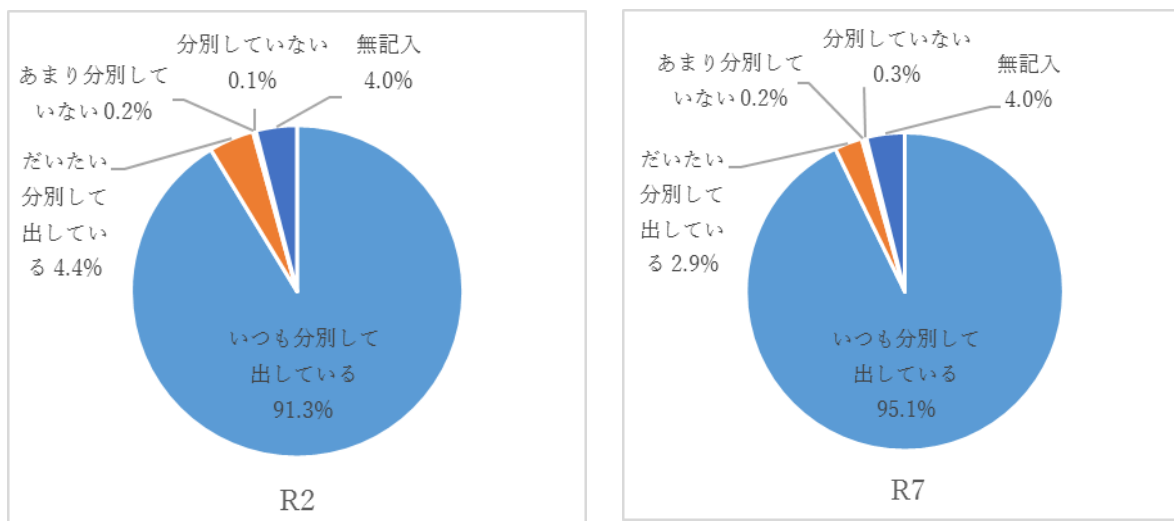


図 28 缶の分別実行状況

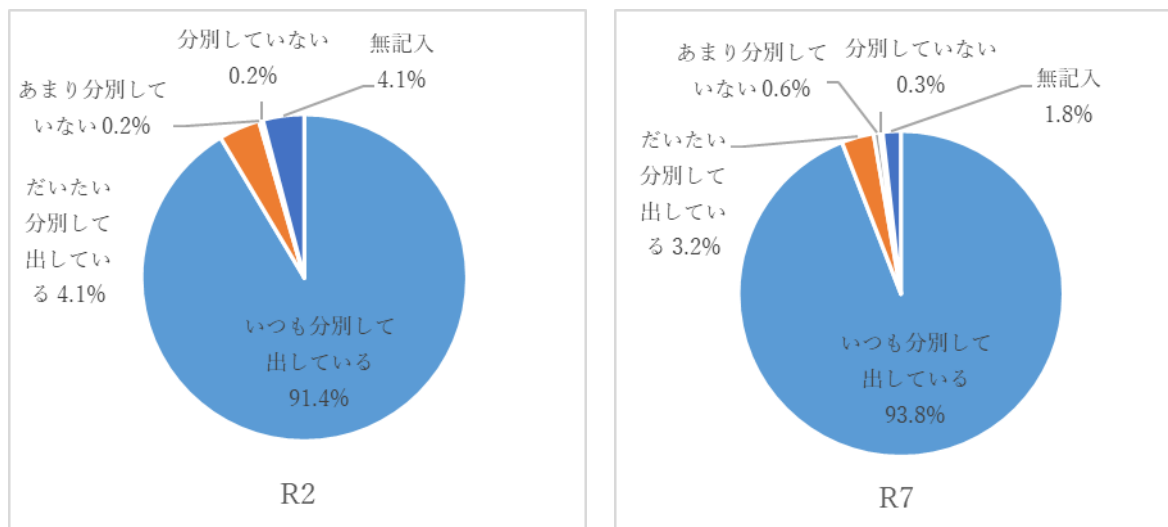


図 29 びんの分別実行状況

問28 リサイクルやごみ処理の取組などに対する自由意見

「ごみの排出機会（場所）の拡充について」（17.1%）の主な意見として、「びんの排出機会の拡充について」（23件）、「電池の排出機会の拡充について」（5件）などの意見があり、「ごみの収集システムに関すること」（12.3%）の主な意見として、「可燃ごみ・プラスチック製容器包装以外も近くのごみ集積場所で収集してほしい」（7件）という意見がありました。

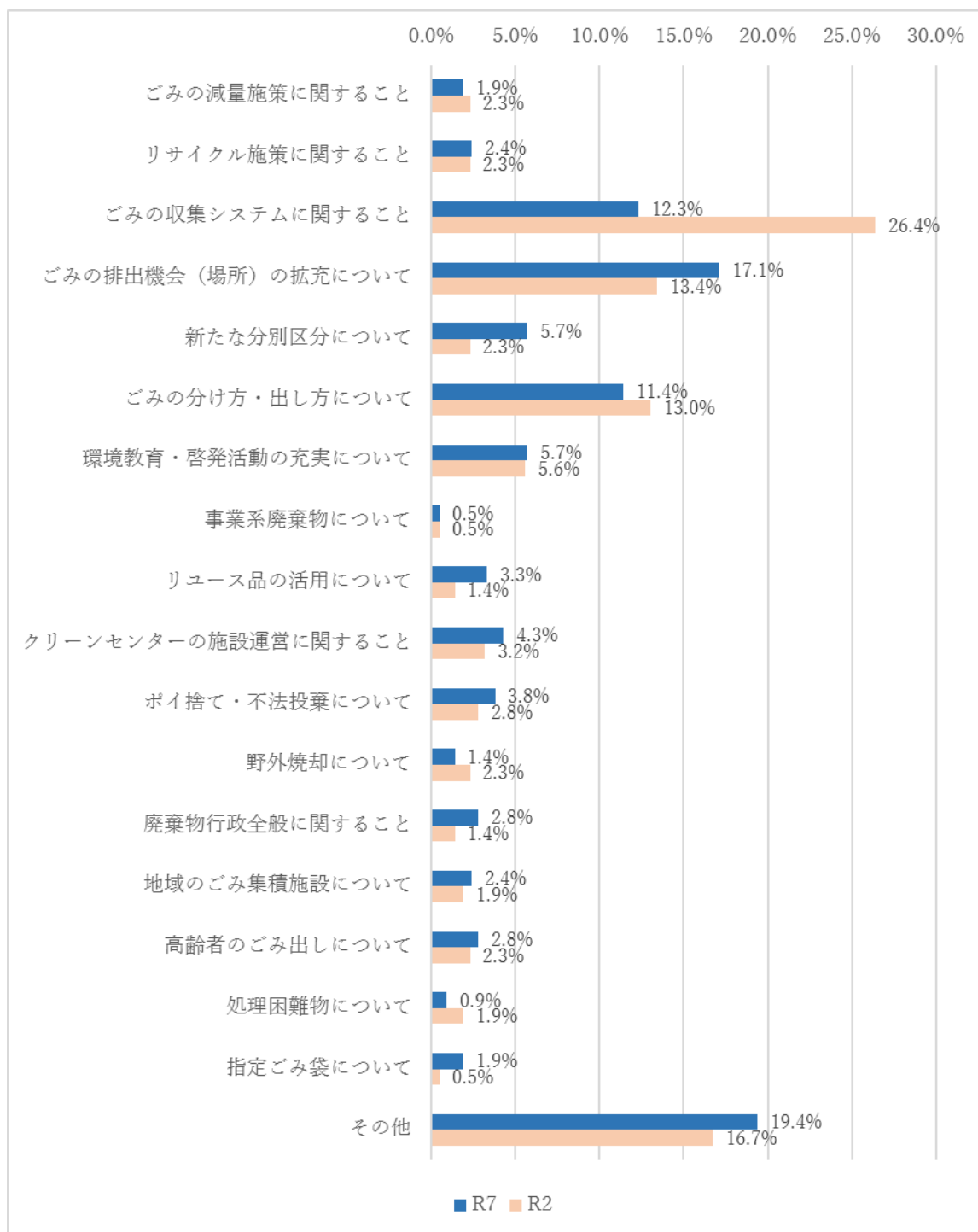


図30 リサイクルやごみ処理の取組などに対する自由意見

(3) プラスチックごみ削減について

問2 ごみの減量やリサイクルへの行動

「マイバッグを持参し、レジ袋は買わない」割合は、「いつも実行している」(67.0%)と「どちらかといえば実行している」(22.4%)を合わせると、89.4%となっており、前回アンケートの92.7%を下回る結果となりました。

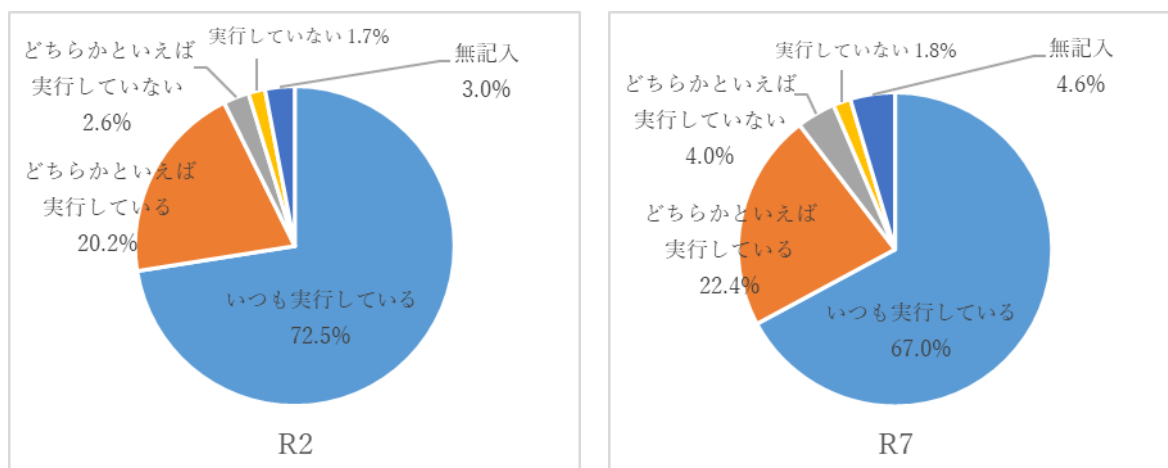


図31 マイバッグを持参し、レジ袋は買わない割合

(4) 食品ロスの削減について

問4-6 フードドライブ*の認知度・利用度

「知っているし、利用したことがある」の割合が9.1%となり、前回アンケートの6.8%を上回りましたが、「知っているが、利用したことがない」が49.3%となっており、認知度に比べ利用したという人が少ないということが分かります。

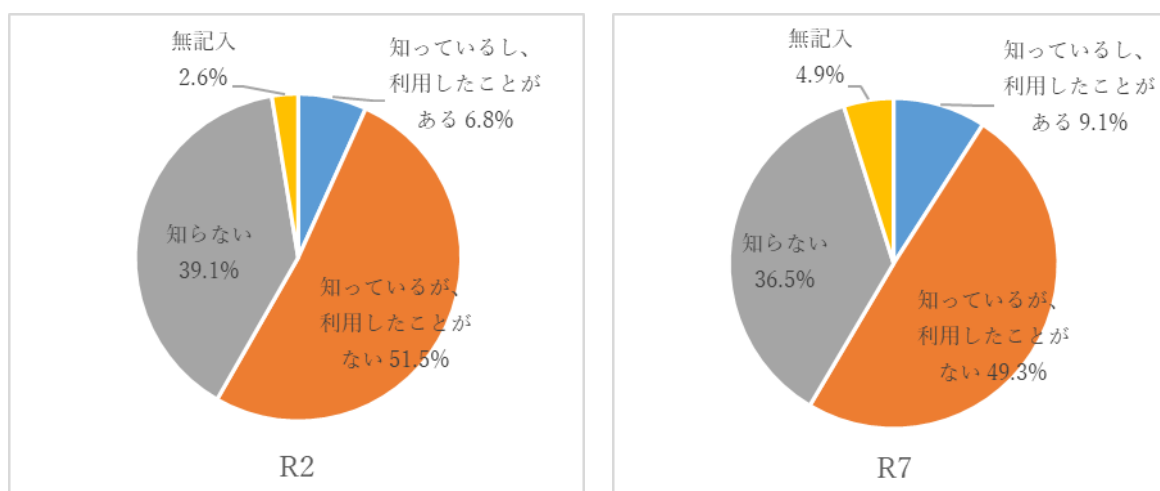


図32 フードドライブの認知度・利用度

問20 食品や食材がごみにならないように気を付けていること

「賞味期限や消費期限をよく確認して購入している」(25.2%)、「食品を買い過ぎないようにしている」(22.1%)、「残さず食べるようにしている」(21.7%)が高い割合となりました。

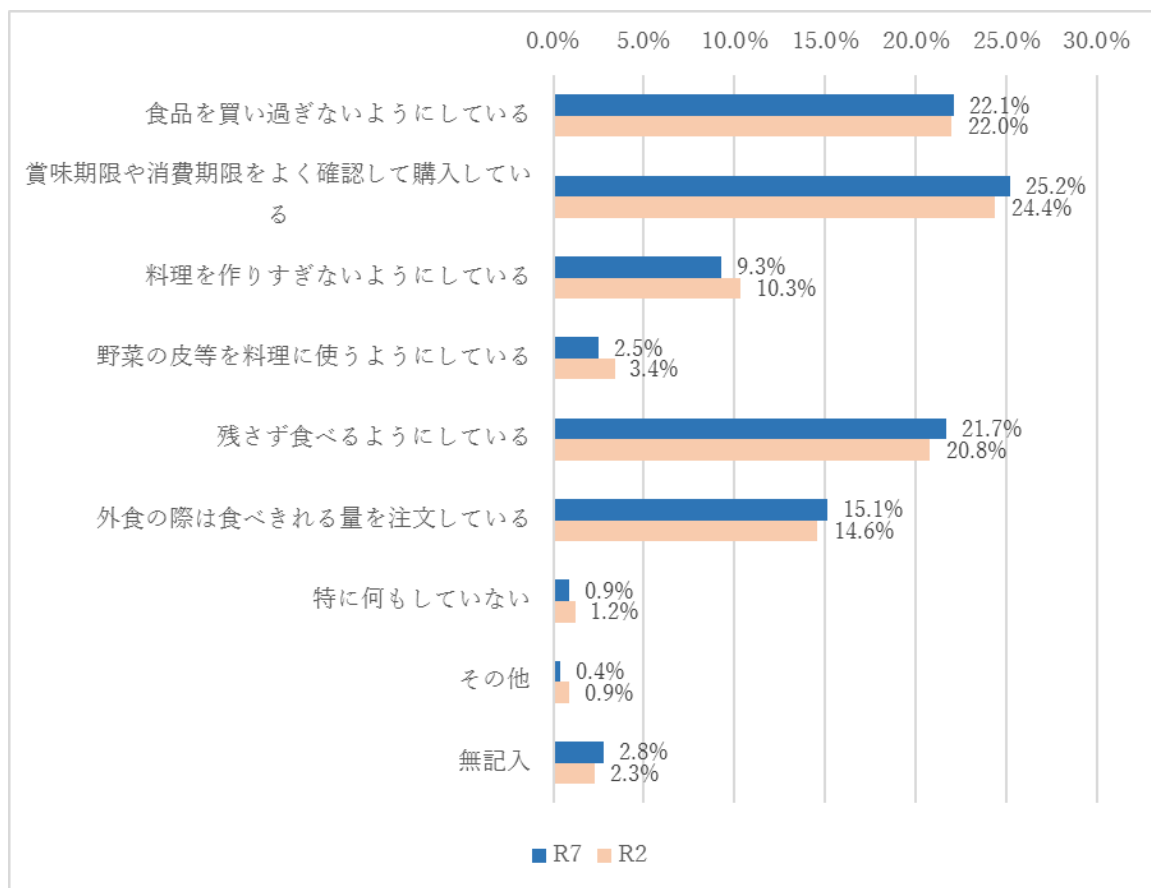


図33 食品や食材がごみにならないように気を付けていること

(5) 効率的な収集体制について

問12 家庭系一時多量ごみ有料収集※の民間許可業者による実施について

5年前のアンケートと比べ最も変化のあった項目は「手数料の額に関わらず、市の職員に行って欲しい」が3.9ポイント上昇しています。

なお、「手数料が変わらないのなら賛成だ」(46.4%)という意見が最も高い割合を占めており、前回アンケートと変わらず市民にとって料金が重要な要素であることが分かります。

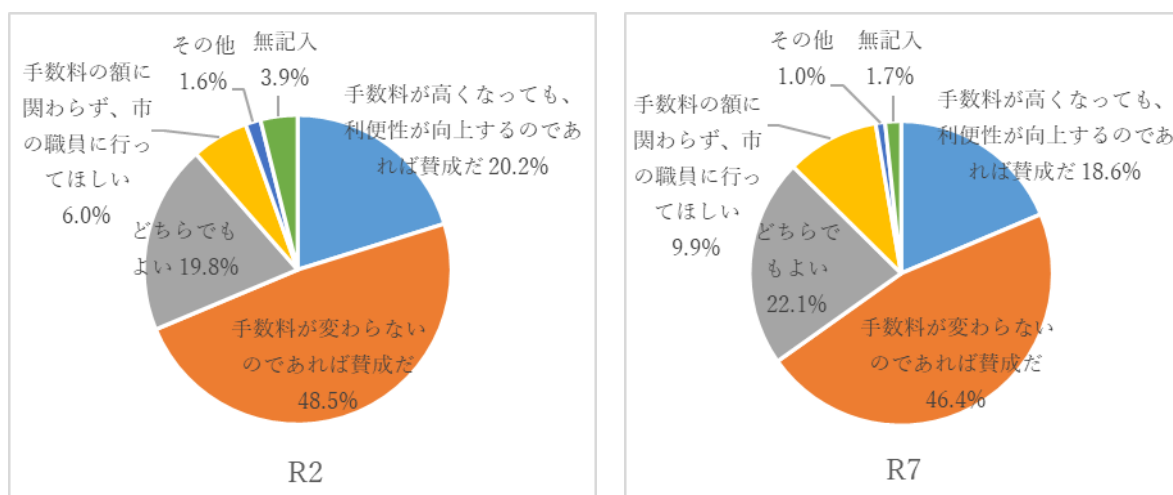


図 34 家庭系一時多量ごみ有料収集の民間許可業者による実施について

(6) 複数の課題に関連したものについて

問 2 5 ごみについて知りたい情報

ごみの減量に関する項目としては、「ごみの分別方法や捨て方」(19.8%)、「家庭でできるごみ減量方法」(14.7%)などが高い割合を示しました。リサイクルに関する項目としては「資源ごみの行方」(14.8%)、「スーパー等で店頭回収している品目や回収場所」(11.8%)などが高い割合を示しました。

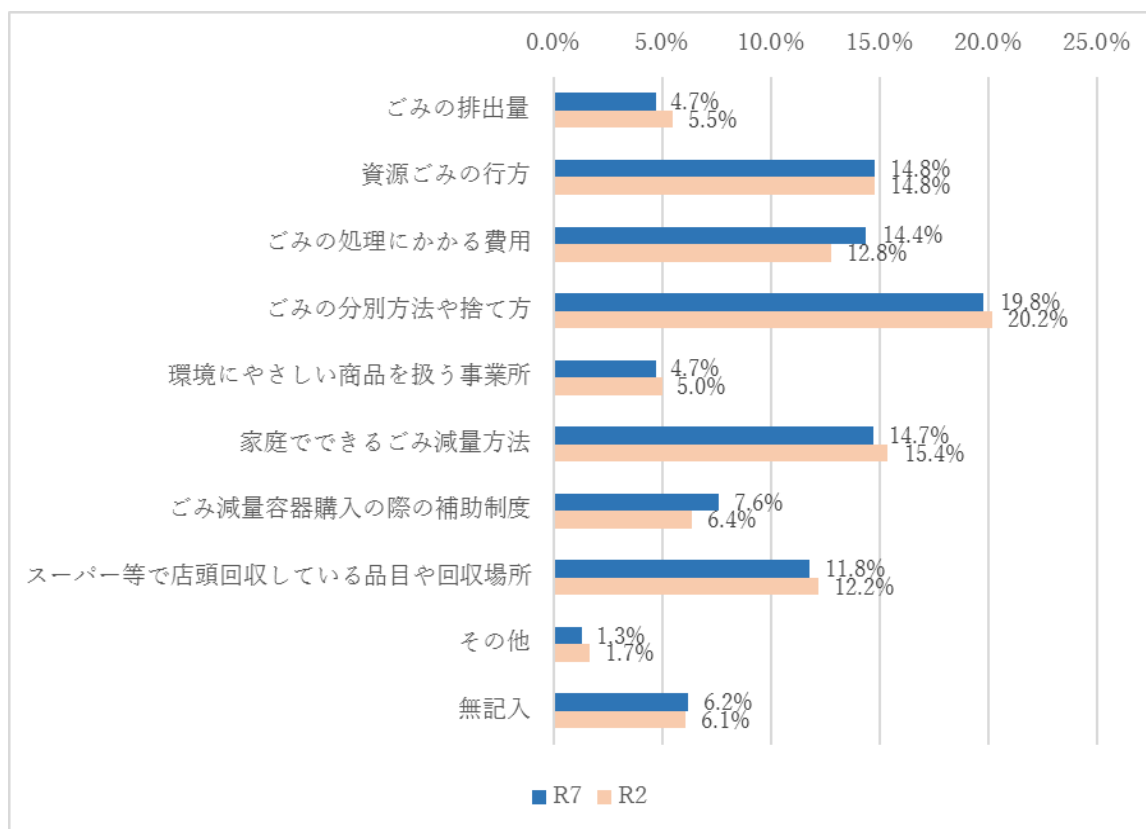


図 35 ごみについて知りたい情報

問2 6 今後「ごみの減量化」・「リサイクル」・「適正処理」を進めるために必要と思う取組
 ごみの減量化に関する項目としては、「家庭ごみの分別を徹底し、減量化を進めること」(15.2%)が最も高い割合を示す結果となりました。リサイクルに関する項目としては、「資源物の回収場所を新たに設置すること」(10.9%)が高い割合を示す結果となりました。

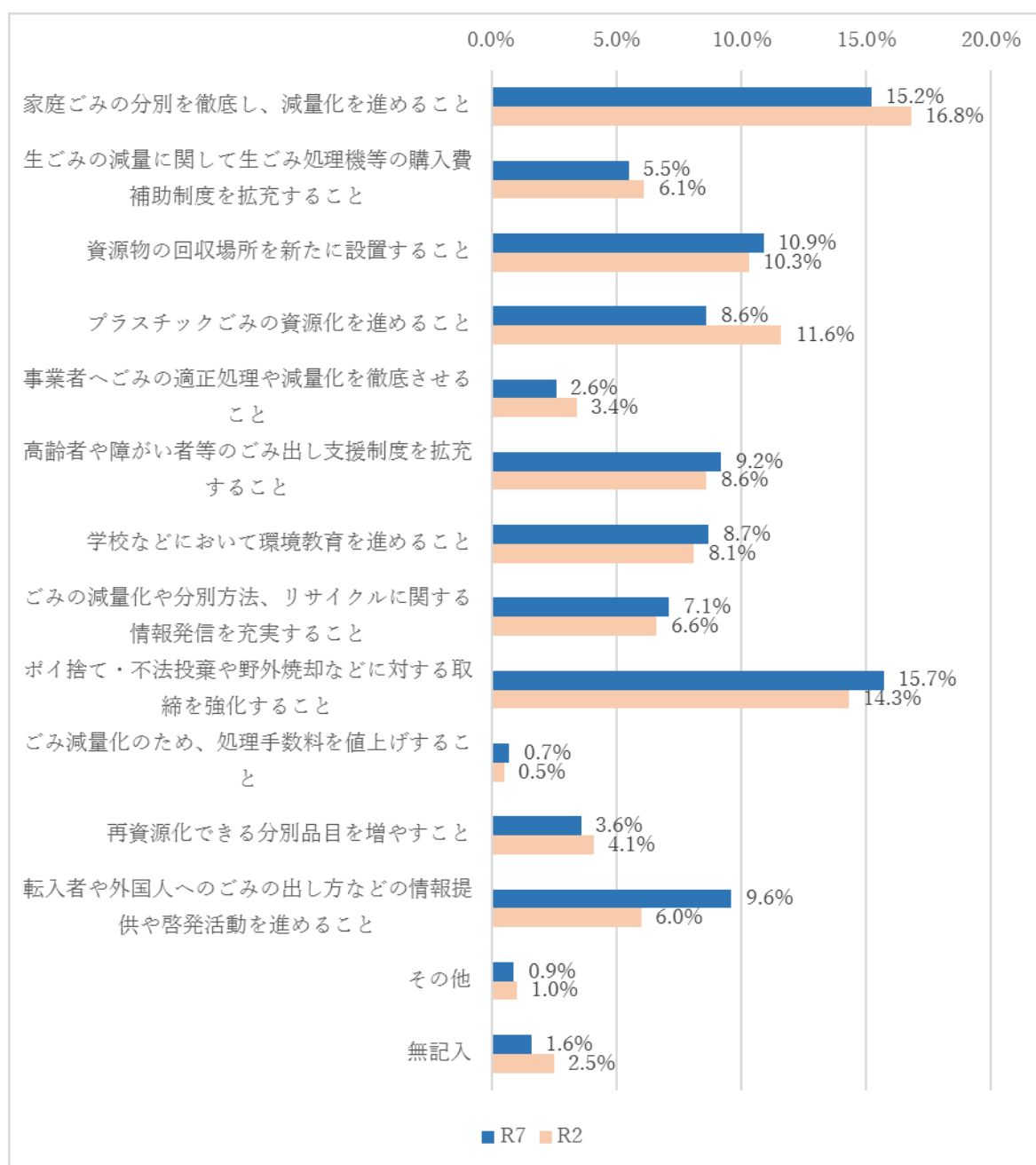


図 36 今後「ごみの減量化」・「リサイクル」・「適正処理」を進めるために、必要と思う取組

第8節 ごみ処理の課題

1 ごみの減量に関する課題

本市におけるごみ総排出量は、傾向としては減少傾向にありますが、目標の達成に向けて更なる減量化の取組が必要です。

家庭系ごみの排出量については、令和7年度実績における、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源回収量を除く。）が538gとなっており、令和8年度の間目標値432gの達成は困難であり、令和6年度の全国平均466g、山口県平均497gの数値と比較しても、上回る状況となっています。

また、事業系ごみの排出量については、新型コロナウイルス感染症による事業活動の縮小により一旦減少しましたが、その後増加傾向にあり、令和7年度実績では12,543tまで増加、令和8年度の間目標値11,062tの達成は困難な状況であり、更なる取組が必要です。

また、令和7年度に実施した市民アンケートによると、ごみの減量に対する意識等は5年前と比べ下がっていることが分かりました。様々な媒体を用いて、引き続き周知啓発していく必要があります。

2 リサイクルに関する課題

本市におけるリサイクル率は、平成26年度から容器包装リサイクル法※に基づく分別収集の完全実施、生ごみ等からのバイオガス※回収、焼却灰のセメント原料化の拡大等を行った結果、大幅に向上しました。しかし、近年の電子化の進展による古紙類の減少や、小売店が行う店頭回収を利用する市民の増加、また利便性の高さから資源回収業者への排出量も増えており、中間処理施設における資源回収量が見込みよりも少ない量となりました。また、自治会等が行う集団回収量も近年は低下してきており、リサイクル率の令和7年度実績は25.5%と、令和8年度の間目標値35.5%の達成は困難な状況となっています。

また、市民アンケートによると、資源ごみについて「いつも分別して出している」の割合が減少している品目が多く、積極的な啓発を行う必要があります。さらに、市民アンケートの「ごみの排出機会（場所）の拡充について」の要望の中で、「びんの排出機会の拡大」を希望するものがありました。びんについて、クリーンセンターで土日、祝日も含め排出ができることを知らない方が多いことが分かり周知の方法について工夫が必要です。



クリーンセンターでのびん類排出の様子（土曜日、日曜日、祝日）

3 プラスチックごみの削減に関する課題

プラスチックについては、生活に浸透し利便性をもたらしている一方で、海洋流出による環境汚染等が課題となっていることから、国が令和元年策定した「プラスチック資源循環戦略」では、ワンウェイプラスチックの排出抑制、海岸漂着物等の回収処理やカーボンニュートラルであるバイオマスプラスチック※製ごみ袋の導入などを推進しており、低炭素社会※に向けた取組も重要になっています。

また、本戦略を具体化するため、令和3年6月には「プラスチック資源循環促進法」が公布され、市区町村の行う新法に即したプラスチック資源（プラスチック製容器包装及びその他製品）の効率的な分別収集・リサイクルを促進するための措置が設けられているところです。

市は市民・事業者へプラスチックごみ削減に向けたライフスタイルへの転換を促すとともに、プラスチック資源の回収・再生利用の促進、海岸漂着物等の回収活動の支援などに積極的に取り組む必要があります。

本市においては、プラスチック資源の一括回収を令和9年3月から開始します。排出方法などについて分かりやすい周知に努めることが重要です。

4 食品ロスの削減に関する課題

国内では、まだ食べることができる食品が日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しており、令和6年度の食品ロスは約461万t発生していると推計されています。国は、食品ロスの発生量を令和12年度までに平成12年度比で半減させる目標を設定しており、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、「食品ロス削減推進法」が令和元年10月に施行されました。

市民アンケート問4-6（本計画 P33）によると、フードドライブについて、「利用したことがある」が2.3ポイント上昇しています。しかしながら、本市の1人1日当たり家庭系ごみ排出量は全国平均、山口県平均を上回っていることから、多くの食品ロスが発生していると考えられ、食品ロスは削減の余地が残されています。

食品ロスの発生抑制や食品の有効利用などに向け、市民や事業者等が理解と関心を深め、自ら行動に移すことが求められています。そのため、市民・事業者・市が連携し、食品ロス削減の取組の普及啓発や、更なる意識醸成を図る必要があります。

5 効率的な収集体制の構築に関する課題

近年では、社会の高齢化に伴うごみ出し支援や、感染症等の影響に対する廃棄物処理体制の維持を図るなど、社会情勢への対応が求められています。

また、家庭系一時多量ごみ有料戸別収集の民間事業者による実施については、市民アンケートにおいて「手数料の額に関わらず、市の職員に行って欲しい」が3.9ポイント上昇し、続いて、「どちらでも良い」、「手数料が変わらないのであれば賛成だ」の順に上昇の変化が見られました。一方で、「手数料が高くなっても利便性が向上するなら賛成だ」は減少傾向にありますが、最も多数派の意見となっています。

家庭系一時多量ごみ有料戸別収集制度については、廃棄物の適正処理に資する取組みとなるよう、現状の行政サービスを基本に、慎重に検討を進める必要があります。

6 災害廃棄物の適正処理に関する課題

近年、全国各地で大規模災害が発生しており、災害発生後、市民生活を早期に復旧、復興するため、平時から対策を講じる必要があります。

発災時の災害廃棄物※を処理するために策定した「防府市災害廃棄物処理計画※」について、迅速、的確に対応できるよう、マニュアルの整備や関係団体等との連携・協力体制の構築など、計画の実効性を高めていく必要があります。

コラム リチウムイオン電池の発火事故に注意

近年、ごみ収集車や処理施設での火災事故が急増しています。その最大の原因は、私たちの身近にあるリチウムイオン電池です。



※出典：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

これらの製品が「燃えるごみ」や「プラスチック資源」などに混ざって出されると、収集車や処理施設内で発火し、火災を引き起こすことがあります。一度火がつくと消化は困難で、収集車が全焼したり、処理施設が停止したりする重大な事故につながりますので、適切に分別してください。

リチウムイオン電池が使われている製品 ⇒ 小型家電

リチウムイオン電池単体 ⇒ 電池類

膨張し発火の危険性が高いものは直接クリーンセンターへ



発火したデジタルカメラ



発火した電子タバコ

第3章 ごみ処理の目標

第1節 基本目標

本市では、平成26年度の新たなごみ処理施設の稼働に伴い、新しい分別区分による収集を開始した結果、ごみの総排出量は大幅に削減されました。しかしながら、平成26年度と令和2年度との排出量を比較すると大きく減少しておらず、今後も継続してごみの減量化や資源化を始めとする3Rの実践を推進していく必要があります。

廃棄物処理における優先順位は、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の順となっていることから、これらの優先順位を考慮した3Rの推進に係る取組を効果的かつ効率的に推進する必要があります。

市民・事業者・市が「循環の量」のみならず「循環の質」に着目し連携・協働していくことで、現状よりも一歩も二歩も進んだ3Rの実践活動を展開していくことが可能となります。

3Rの実践活動については、まだ発展の余地が残されていることから、前計画に引き続き、「3Rの実践による未来につなぐ循環型社会の構築」を基本目標に掲げ、将来世代に確かな未来を引き継いでいくことができる循環型社会の実現を目指します。

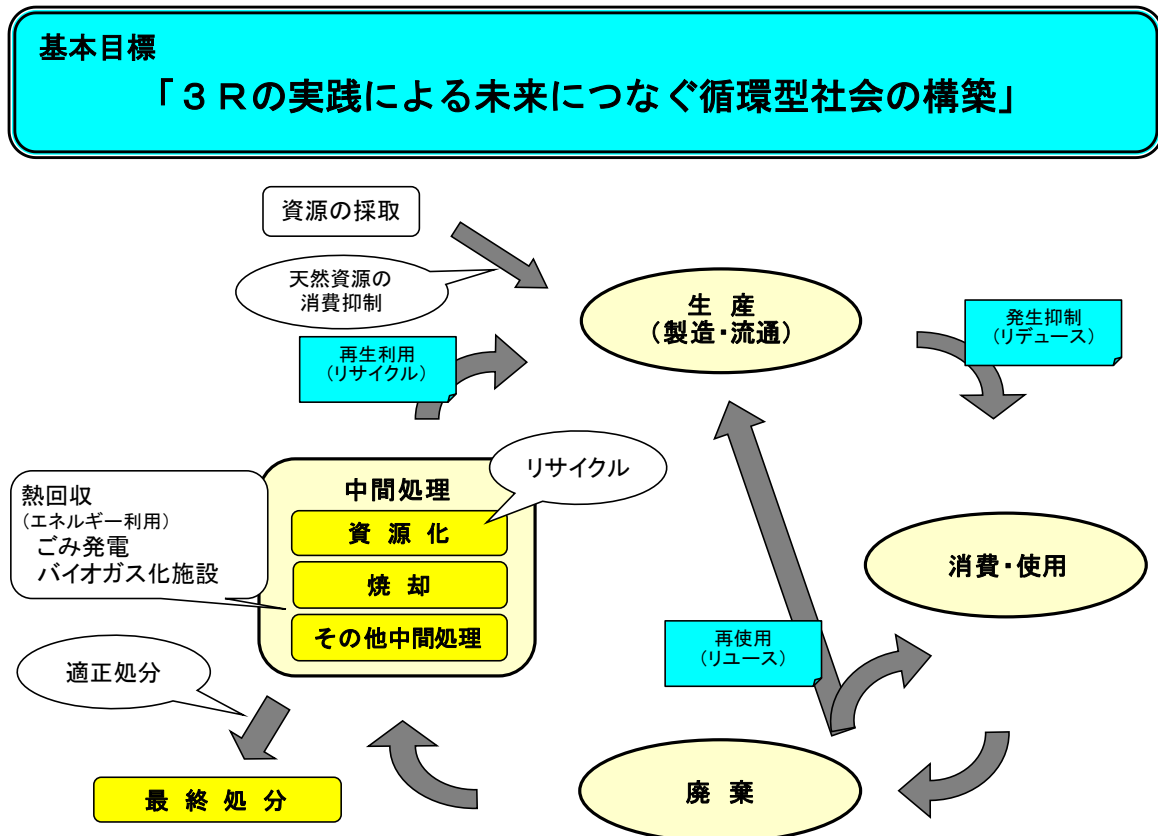


図37 本市の目指す循環型社会のイメージ

第2節 各主体（市民・事業者・市）の役割

循環型社会の実現を目指して、市民・事業者・市がそれぞれの役割と責任を認識し、個々あるいは連携・協働して3Rの実践活動に取り組み、更にその取組の輪を広げていきます。

市民・事業者・市の主な役割と責任

1 市民の主な役割

- ・一人ひとりが、循環型社会の担い手であることを自覚し、必要なものを必要なだけ購入するなど、ごみを減らしていく生活様式に見直します。
- ・ごみを出すときは、市や地域のルールを守り、適正な分別を実施します。
- ・地域の資源ごみの回収活動や一斉清掃等の美化活動に積極的に参加します。

2 事業者の主な役割

- ・自己処理責任の下、ごみ排出者としての責任を持ち、事業活動のあらゆる場面でごみの発生抑制に努めるとともに、可能な限り再使用、減量化、再生利用等を推進します。
- ・生産・流通・販売等の段階で、商品やサービスがごみを生まないような工夫をするとともに、リサイクルが容易な製品やリサイクル製品の提供、店頭回収等、ごみ減量化・適正処理への貢献に積極的に取り組みます。
- ・産業廃棄物は、マニフェスト制度の遵守等により適正処理します。

3 市の主な役割

- ・ごみの減量化や資源化の推進のための仕組みづくりを行うとともに、ごみ処理過程における環境負荷の低減と最大限の再生利用に取り組みます。
- ・市民や事業者の自主的な3Rの取組に対する支援や積極的な情報提供を行います。
- ・率先して、地球環境に配慮した再生品等の購入に取り組みます。

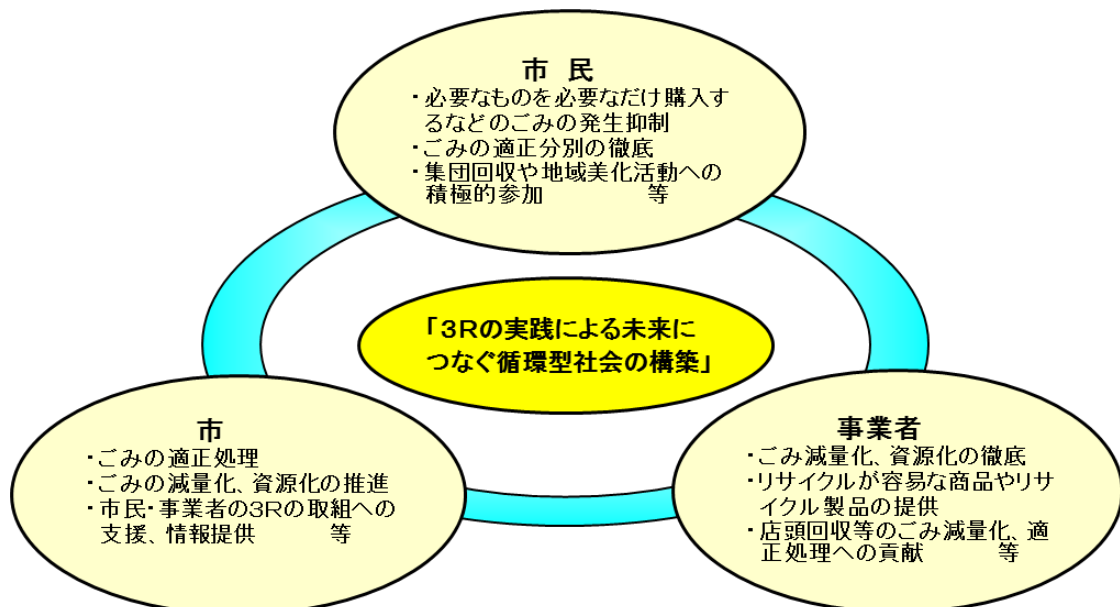


図38 市民・事業者・市の主な役割と責任

第3節 数値目標

計画の進捗状況を確認し、各種施策の実効性を確実なものとするため、国の第5次循環型社会形成推進基本計画及び山口県循環型社会形成推進基本計画（第5次計画）を参考とし、次の4項目の数値目標を定めます。

表 17 ごみ量等の数値目標

区 分	〔基準年度〕 令和2年度	令和7年度			〔最終目標〕 令和13年度	
	(実績値)	(実績値)	(目標値)		見直し前	見直し後
数値目標1 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く) ※1	600g/人・日	538g/人・日 (△62g)	437g/人・日 (△163g)	未達成	405g/人・日 (△195g)	435g/人・日 (△165g)
対基準年度比	—	△10%	△27.2%		△33%	△27.5%
数値目標2 事業系ごみ排出量	11,859t/年	12,543t/年 (684t)	11,313t/年 (△546t)	未達成	9,883t/年 (△1,976t)	11,300t/年 (△559t)
対基準年度比	—	6%	△4.6%		△17%	△4.7%
数値目標3 リサイクル率 ※2	26.4%	25.5% (16.6%)	35.0%	未達成	38.9%	28.9% (18.6%)
数値目標4 1人1日当たりごみ焼却量 ※3		654g/人・日				560g/人・日

※1 1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源回収量を除く)

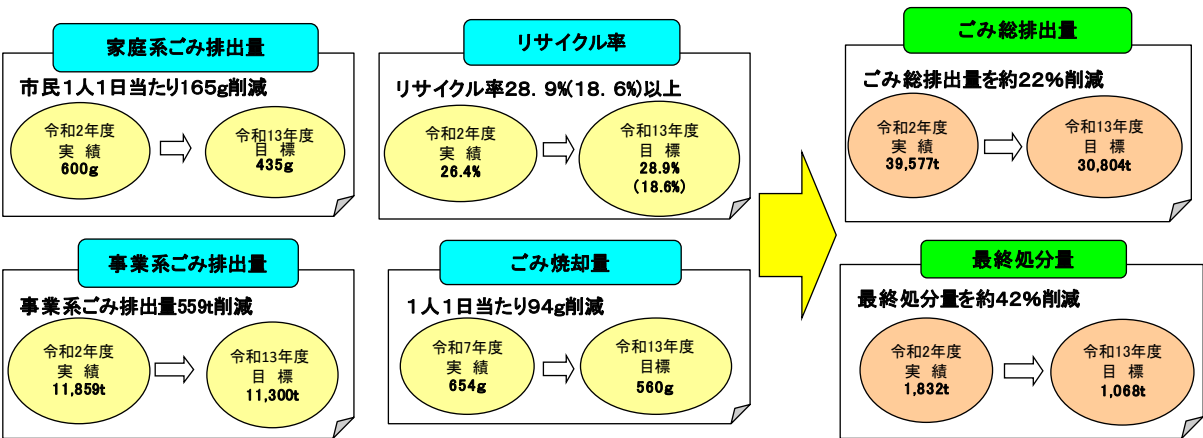
$$= (\text{家庭系ごみ排出量} - \text{集団回収量} - \text{分別収集により収集した資源ごみ量}) \div \text{総人口} \div 365 \text{日}$$

※2 リサイクル率=リサイクル量÷ごみ総排出量×100
 カッコ()内の数字は、新リサイクル率。

※3 1人1日当たりごみ焼却量 = 直接焼却量 ÷ 総人口 ÷ 365日

数値目標1、2、3、4を達成することで、最終目標年度（令和13年度）には、令和2年度に比して、ごみ総排出量を約22%削減、最終処分量を約42%削減することができます。

図 39 数値目標とごみ総排出量及び最終処分量の関係



数値目標 1 1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源回収量を除く。）

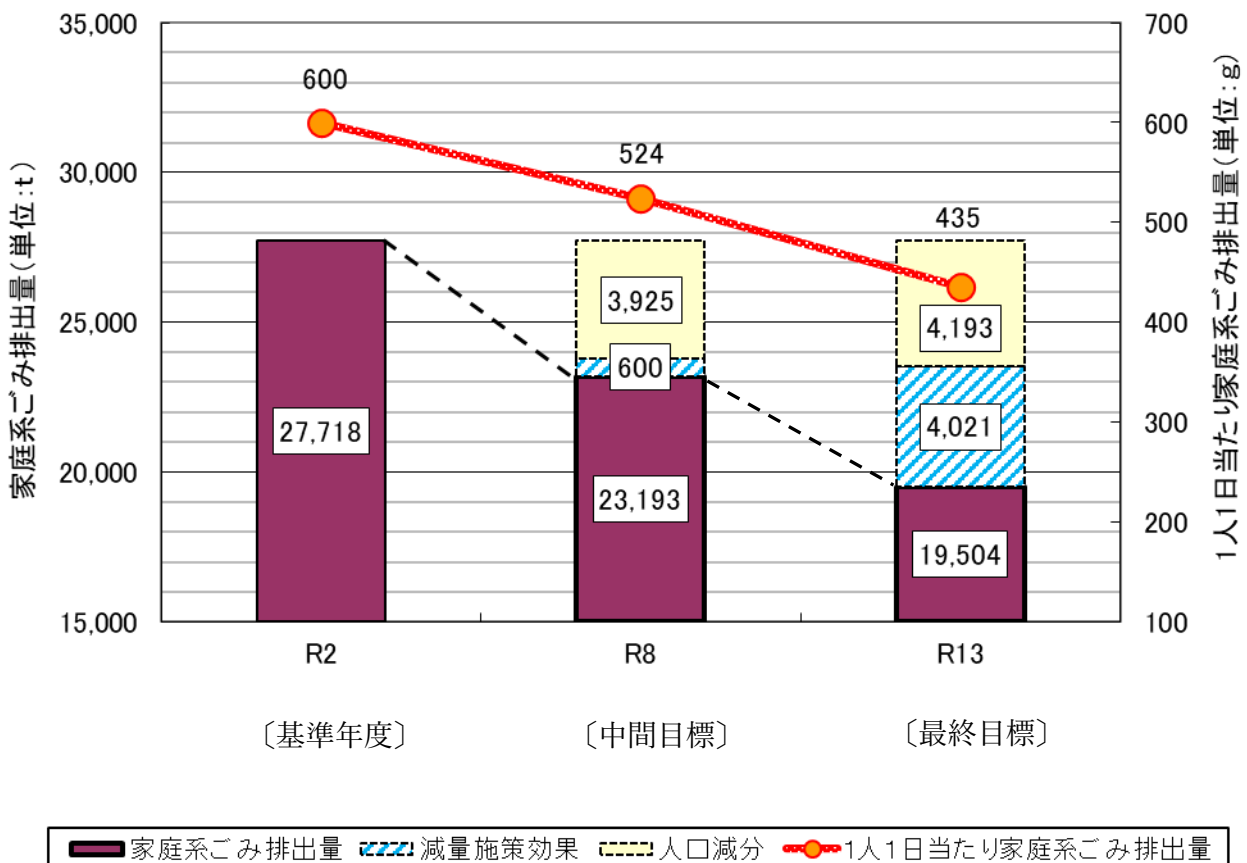
本市の1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源回収量を除く。）の令和6年度実績は526gとなっており、令和6年度の全国平均466gと比べ約60gの開きがあります。

国の「廃棄物処理法に基づく基本方針」（令和7年2月改定）（以下「基本方針」という。）では、令和12年度までに、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源回収量を除く。）を約478gとすることを目標としています。

本市においても更なる家庭系ごみの減量化や資源ごみの分別強化を図るため、本市の現状と、国の数値目標を参考にし、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源回収量を除く。）を令和13年度までに令和7年度と比べ約103g削減し、435g以下にすることを目標とします。

1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源回収量を除く。）を
最終目標年度（令和13年度）までに
令和2年度に比して
約28%削減することを目指します。

図40 家庭系ごみ排出量の目標



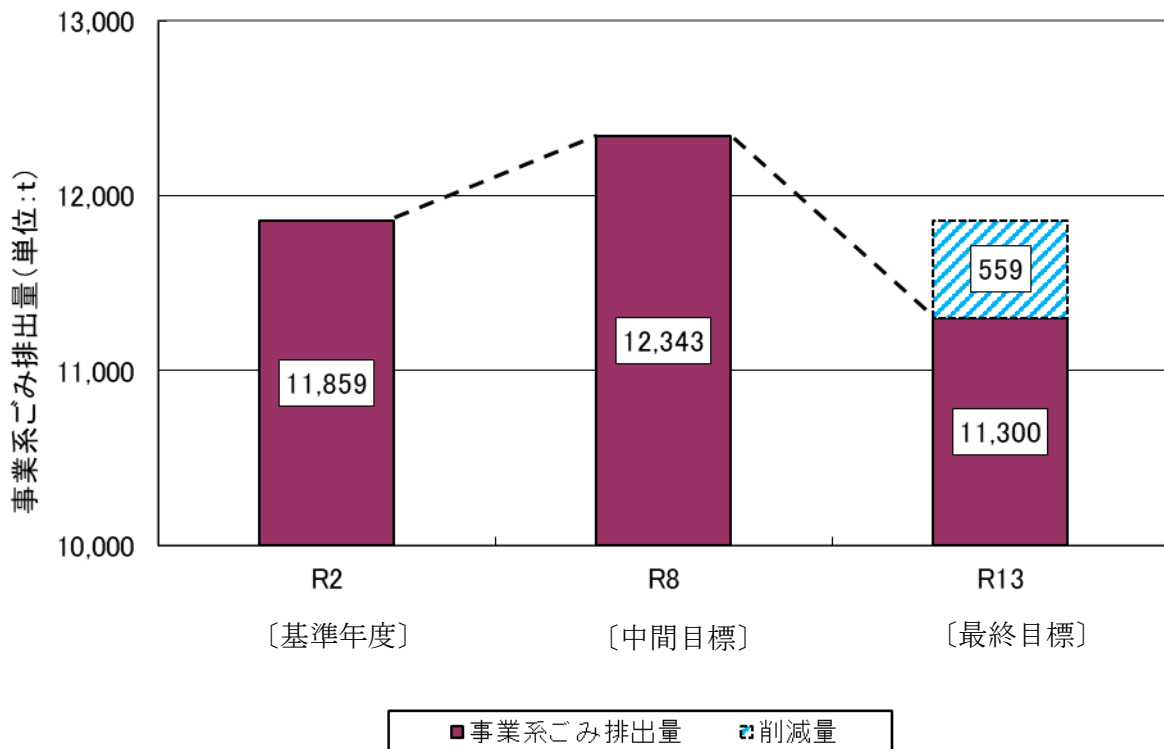
数値目標2 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量については、全国、山口県ともに近年は増減を繰り返しており傾向はつかめない状況です。本市においては令和7年度実績が12,543tであり、令和2年度実績11,859tからは684t増加しています。

本計画の数値目標の設定に当たっては、本市の現状を基に、令和13年度までに令和2年度と比べ約559t削減し、事業系ごみ排出量を11,300t以下にすることを目標とします。

**事業系ごみ排出量を
最終目標年度（令和13年度）までに
令和2年度に比して約5%減となる
約550t以上の削減を目指します。**

図41 事業系ごみ排出量の目標



数値目標3 リサイクル率

近年、スーパー等の店頭回収^{*}や資源回収事業者による資源回収が充実してきていること、ペーパーレス化等による社会情勢の変化などから、中間処理施設における資源回収量等が計画より少ない量となったことにより、令和7年度のリサイクル率は25.5%となり、令和7年度目標値の35.0%と比べると、大きな開きがあります。

また、リサイクル量の算定方法を国の方針に合わせたことによる新リサイクル率と比較すると、令和6年度においては17.1%であり、全国のリサイクル率19.3%を下回る状況となっています。

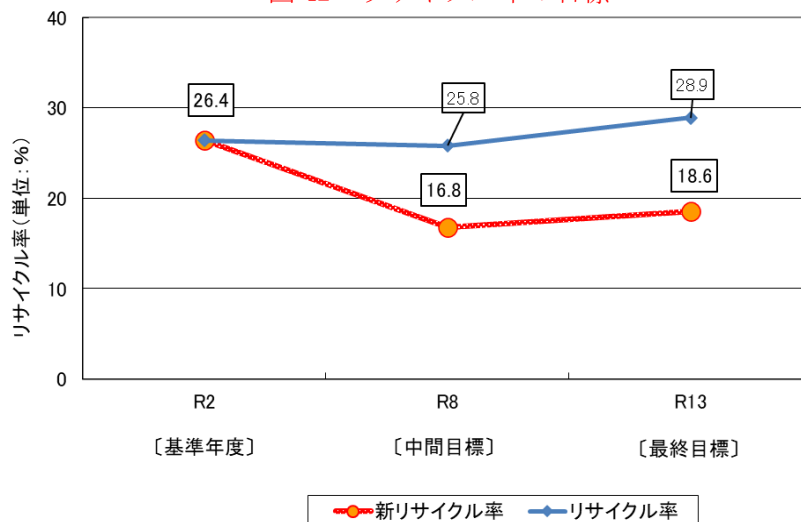
なお、令和7年2月に改定された国の基本方針におけるリサイクル率は、令和12年度に約26%とする目標が掲げられており、基本方針改定前の約28%から見ると目標を下方修正しています。これは、近年の実績や経済活動の見通しなどを基に、各取組みを進めた場合の効果を現時点で最大限見込んだとしても、リサイクル率の上昇は難しいと考えられているためです。

こうした中、令和8年3月に改定された山口県循環型社会形成推進基本計画（第5次計画）においては、令和5年度実績で21.6%の山口県平均を令和12年度には22%以上とする目標が掲げられており、前回計画値の35%からは大幅に改定がされています。

本市計画の数値目標の設定に当たっても、本市の実績や現状を基に設定することとし、令和8年度末から始まる製品プラスチックの再資源化については、市民に資源ごみとして排出するよう働きかけることで、排出量増加を見込み、令和13年度までにリサイクル率28.9%以上、新リサイクル率で示すと18.6%以上に引き上げることを目標とします。

リサイクル率を最終目標年度（令和13年度）までに
28.9（18.6）%以上に引き上げることを目指します。

図42 リサイクル率の目標



数値目標4 1人1日当たりごみ焼却量

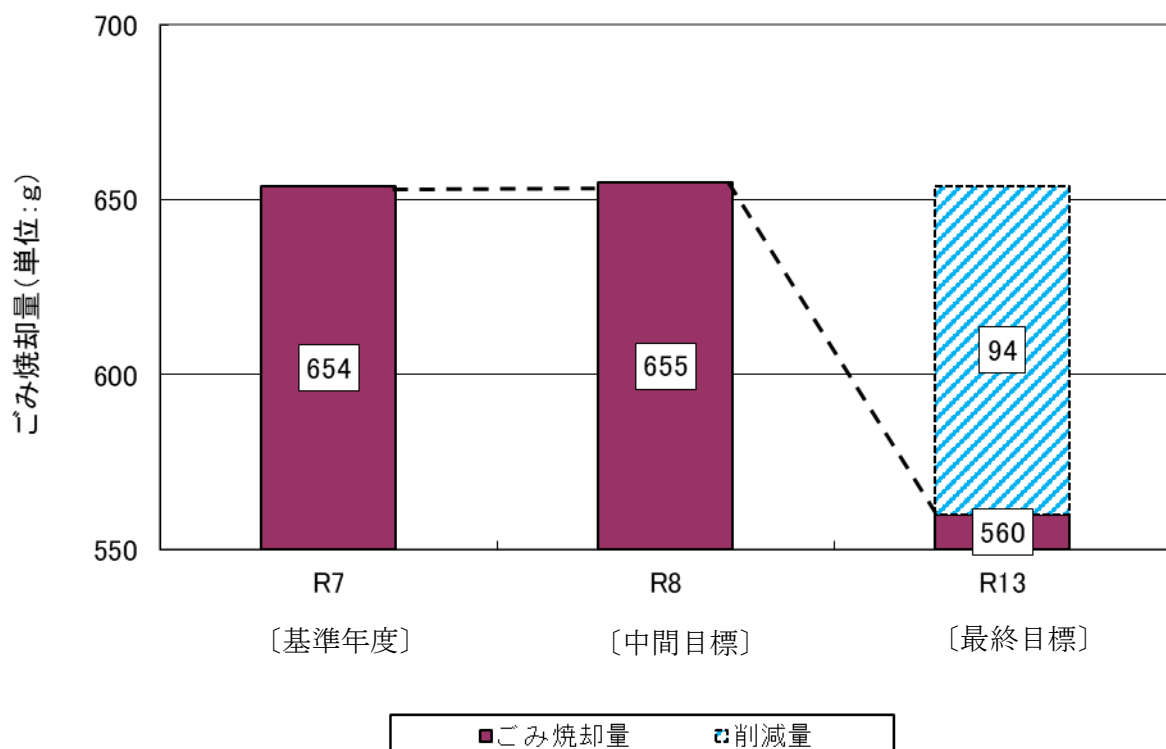
令和6年8月、国の第五次循環型社会形成推進基本計画が策定され、新たな指標として1人1日当たりごみ焼却量を令和12年度までに約580gとすることが目標として掲げられました。

これは、市民が1日に排出する一般廃棄物のうち焼却処理される量を指標とすることで、市民、事業者のごみの発生抑制の取組に加え、市の施策の効果としてごみを燃やすことから循環利用への転換がどれだけ図られているかが確認できるためです。

目標の設定に当たっては、本市の現状と国の数値目標を参考にしつつ、令和13年度までに94g削減し、560g以下にすることを目標とします。

**1人1日当たりごみ焼却量を
最終目標年度（令和13年度）までに
560g以下にすることを目指します。**

図43 ごみの焼却量の目標



第6次防府市総合計画における目標指標との比較

令和8年4月策定の第6次防府市総合計画において、家庭系及び事業系ごみの減量化を目指す総合的な目標指標として、「1人1日当たりごみ焼却量」を定めており、令和12年度までに580g以下にすることを目標としています。

本計画における同指標との比較は下記のとおりです。

表18 防府市総合計画と防府市ごみ処理基本計画における1人1日当たりごみ焼却量※の比較

	令和8年度	令和12年度	令和13年度
防府市総合計画		580g	
防府市ごみ処理基本計画	654g	580g	560g

※ 直接焼却量をその年度の人口と日数で除した量

コラム どれくらいごみを減らせばいいの？



本計画では、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源回収量を除く。）を現状538g／人・日（令和7年度）から435g／人・日（令和13年度）まで減らすことを目標にしています。

目標達成には、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源回収量を除く。）を103グラム減らす必要があるのですが、約100グラムの目安としてはバナナ約1本分です。

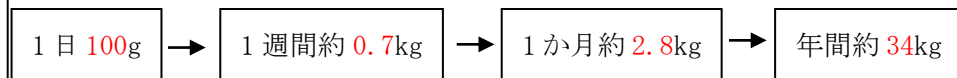
「なんだ、そんなものか！」と思いませんか？

防府市の人口は、約11万人です。市民の皆様、1人ひとりが、ほんの少し努力して、それを11万人分掛け合わせれば、ごみを減らして目標を達成することができます。収集する費用や施設を維持管理する費用などを抑えることができます。

目標の達成に向けて、ごみの減量化・資源化に向けた施策事業（48～61ページ）について、市民の皆様が当事者意識を持って、取組を推進していくことが大切です。

◆ごみ減量の目安

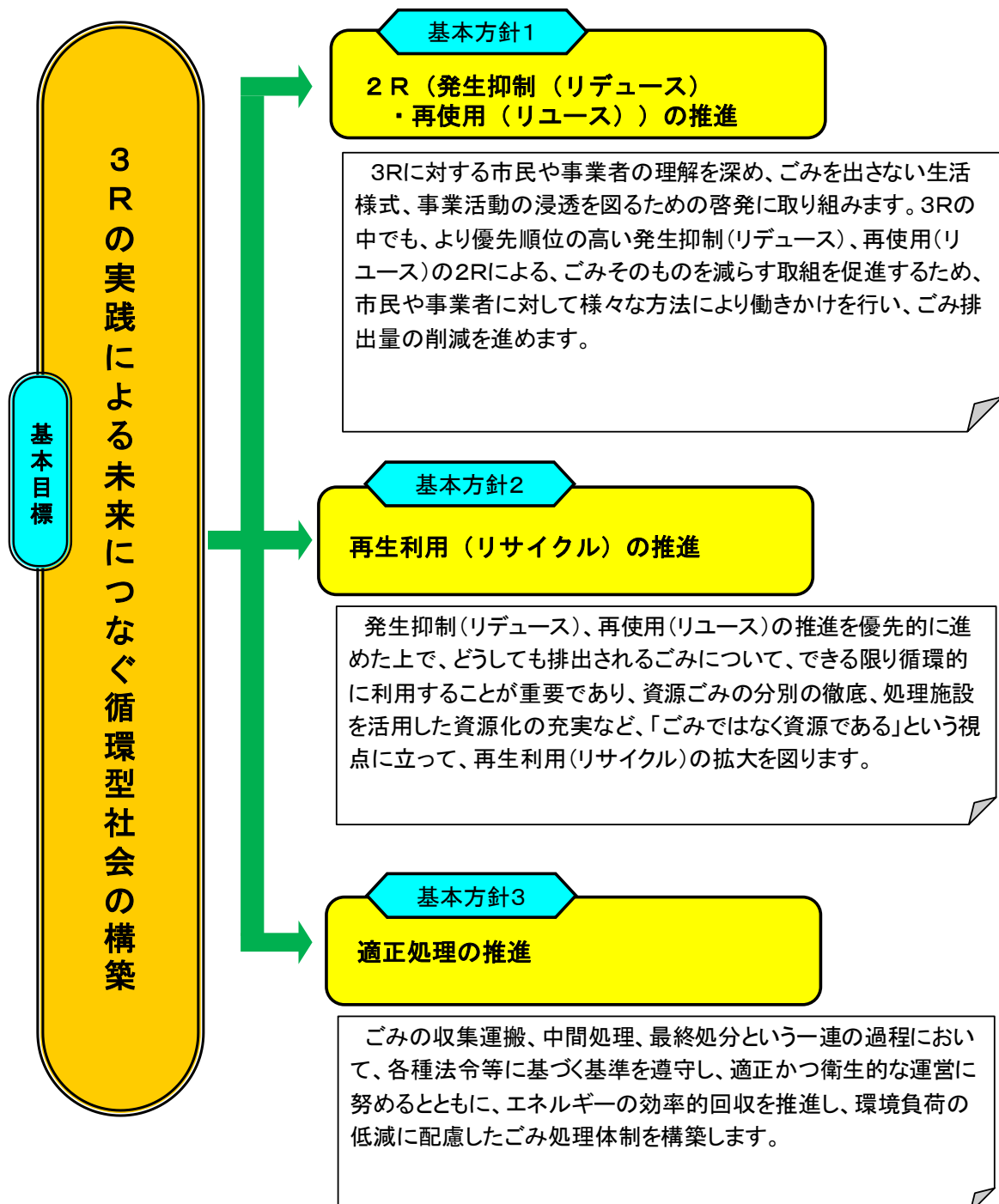
1人で年間どれくらいのごみを減らす必要があるの？



第4章 目標達成に向けた施策の展開

第1節 施策展開の基本方針

市民・事業者・市の三者が、基本目標の達成に向けた取組を進めていくため、「2R（発生抑制・再使用）の推進」、「再生利用の推進」、「適正処理の推進」を柱とする各種施策を、総合的かつ計画的に展開していきます。



第2節 2R（発生抑制（リデュース）・再使用（リユース））の推進

1 施策体系



2 施策内容

基本施策1 情報発信による意識啓発

① 施設を活用した環境教育・環境学習

防府市クリーンセンターへの学校や地域からの施設見学を積極的に受け入れ、可燃ごみ処理工程や資源化処理工程の見学に加え、映像や学習機器などを活用した環境教育・環境学習や市民工房での体験学習等を通じ、見学者のごみ・環境問題に対する知識や理解を深めます。

さらに、ほうふエコまつりを継続実施することで、幅広い世代に対する意識啓発に努めます。

② 出前講座等の実施

自治会や市民団体、事業所等を対象とした出前講座や学校の環境教育・環境学習に積極的に職員を派遣し、情報提供や意識啓発、意見交換などによる市民ニーズの把握に努めます。また、将来を担うこどもたちが環境を大切にする意識を持ち、幅広い理解を深め、家庭においても、自ら行動が実践できるよう、学校等において環境副読本の活用や体験学習などによる講座内容の充実を図ります。

③ 分かりやすい情報発信

拡充

ごみ減量化・再資源化の必要性やごみ出しルール、制度に関する情報提供に加え、市のごみ処理の現状や課題、市民や事業者が取り組んでいる3Rの実践活動の紹介など、必要な情報を分かりやすく、より効果的な内容となるように情報発信を行います。また、可燃ごみの種類別組成を分析し、適宜公表することにより、排出者の分別意識の向上を図ります。

市広報やホームページ、ごみ分別アプリ、LINE等のほか、イベントにおいても情報発信を行い、多様な情報媒体を活用し、周知を図ります。



ほうふエコまつり



小学校出前講座



詳細(二次元コード)

ごみ分別アプリさんあーる(イメージ)

基本施策2 家庭系ごみの減量化

④ プラスチックごみ削減の推進 **拡充**

ワンウェイプラスチックの使用抑制に向け、マイバッグ持参運動によるレジ袋削減や、**新たにレジ袋として使える指定ごみ袋の製作**、不必要なものは買わない・もらわない・何度も繰り返し使える商品を選ぶなど、プラスチックごみ削減のための周知啓発を重点的に行い、市民のライフスタイルの転換を促します。

また、令和3年6月に公布された「プラスチック資源循環促進法」を踏まえ、**令和9年3月からプラスチック資源の一括回収を開始しました。**

⑤ 食品ロス削減の推進

「防府市食品ロス削減推進計画」（第5章）に基づき、市民、事業者等が食品ロスの削減の必要性について理解を深め、自らが行動を移すことができるよう、市民・事業者・市の三者が連携して、食べ残しなど食品ロスを減らすための実践活動や、フードドライブの実施やフードバンクポスト※の利用周知など、未利用食品の提供等の取組を普及啓発します。また、山口県食品ロス削減推進協議会※と連携・協働し、「やまぐち3きつちよる運動※」を推進するなど、家庭での食べ残しなどを減らし、食品ロスの削減に関する理解・関心の向上に向けた普及啓発を推進します。

⑥ 生ごみの減量化・水切りの徹底

生ごみは、家庭から出るごみのうち、大きな割合を占め、また、生ごみの約80%は水分が含まれています。この生ごみと水分を減らすことがごみの減量化につながります。そのため、水切りの方法や水切りネット、水切りグッズの活用等についての情報提供を通じて、排出段階における「水切り」の徹底を励行し、また、食材の「使い切り」や「食べ切り」など食品ロスを出さないための意識啓発に努めます。

⑦ 生ごみ等の堆肥化の促進 **拡充**

生ごみ減量容器及び電動生ごみ処理機の購入助成を引き続き実施し、ごみ減量容器の普及を更に促進するため、機器の紹介や生ごみ減量化の必要性、助成制度について周知を図るとともに、**公民館など地域に出向いてダンボールコンポスト※の講習会を開催する**など、生ごみの堆肥化を促進します。



生ごみ減量容器



電動生ごみ処理機



ダンボールコンポスト

コラム プラスチック資源のリサイクル

拡充

令和9年3月から、プラスチック製容器包装にプラスチック製品を含めた「プラスチック資源」の一括回収、一括リサイクルを開始しました。

100%プラスチックのものは、無色透明の袋にまとめて出せるようになりました。

集められたプラスチック資源は、新たなプラスチック製品に再生したり、コークスやガス、炭化水素油といった燃料や原料に生まれ変わります。



コラム 良いことずくめの生ごみの「水切り」

生ごみの約80%は水分と言われており、ごみとして排出する前に水切りを徹底するだけで重量が大幅に減り、腐敗も遅らせることができるため、多くのメリットがあります。

- ・悪臭・害虫・カラス等の鳥獣被害を抑制できる。
- ・生ごみの特有の嫌な臭いが減る。
- ・ごみが軽くなり、ごみ出しの負担が減る。
- ・量が減るので、収集車の運搬効率が上がる。
- ・水分が減るので、ごみを効率よく焼却できる。
- ・二酸化炭素（CO2）削減につながる。

家庭でできる「水切り」方法

- ・濡らさない … 初めから乾いているもの（野菜の皮など）は、水に濡らさないようにしましょう。
- ・乾かす … 水分が多いもの（お茶がらやティーバッグなど）は、乾かしてから捨てましょう。
- ・水をしぼる … 生ごみを水切りネットなどからごみ袋に移す前に、最後のひとしぼりをしましょう。
- ・活用する … 販売されている水切りグッズや、ごみ減量容器等を活用しましょう。

基本施策3 事業系ごみの減量化

⑧ 自己処理責任・ごみの減量化等の周知徹底

事業活動に伴って排出されるごみは、排出事業者自らの責任において適正に処理する責務があり、ごみの減量化や市の搬入基準に基づいた分別排出、防府市クリーンセンターに搬入できない廃棄物について、「事業系廃棄物の減量及び適正処理の手引き（冊子）」等を活用し、排出事業者に周知徹底します。

⑨ 排出事業者への指導

事業者ごとの搬入実績をもとに、多量排出事業者の計画的なごみ減量化を促進するため、訪問指導を行います。

⑩ 許可業者への指導

一般廃棄物収集運搬許可業者に対し、排出事業者ごとの排出量報告や分別収集の徹底を要請するとともに、廃棄物処理法その他関連法規の遵守について指導します。また、指導に従わない許可業者等に対しては、廃棄物処理法や防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の規定により、許可の取消し等の処分を行います。

⑪ 事業系ごみ処理手数料の適正化

拡充

事業系ごみの排出抑制や再生利用に向けた経済的誘導策として、**受益者負担等の観点から、令和8年4月より事業系ごみ処理手数料について値上げを行っています。引き続き必要に応じて検討していきます。**

基本施策4 再使用の推進

⑫ 粗大ごみ再生事業の実施

市民が再使用（リユース）を身近に感じることができる事業として、戸別収集や直接搬入された粗大ごみの中から、再使用可能な家具類等の提供を継続するとともに、ほうふエコまつり等のイベントにおいても提供します。提供する家具等については、ホームページ等により、市民に分かりやすい方法で情報発信を行います。

⑬ リユース製品の利用促進

使用済み製品をその形状のまま再使用するため、資源やエネルギーの使用が最小限に抑えられるリターナブルびん[※]等リユース製品の積極的な利用を呼びかけるとともに、フリーマーケットやリユースショップの利用、知人等との衣類や家具などの交換、イベント等で繰り返し使える食器等の使用など、その普及促進に努めます。

第3節 再生利用（リサイクル）の推進

1 施策体系



2 施策内容

基本施策1 市民が取り組むリサイクルの推進

① 分別排出の周知徹底 **拡充**

可燃ごみの中には未だ再生可能な資源物が含まれており、リサイクルによる資源循環の取組が継続的に必要であることから、市広報やホームページ等において、更なる分別排出の徹底を図ります。

また、ごみの分別になじみの薄い外国人に対して、多言語の「ごみの分け方・出し方」の活用や、学校や事業所等と連携した出前講座の実施等により、分別排出について適切な周知に努めます。

② 紙類の分別推進

可燃ごみには、資源化可能な紙類がまだ多く含まれていることから、さらなる紙類の適正排出を促す取り組みが必要です。市民向けには、紙類の分別方法や資源化可能な紙類について、積極的に周知するとともに、分別についてより分かりやすくなるよう工夫します。また、事業所向けには、事業所から排出される紙類が適正に資源化されるよう、可燃ごみ処理施設における搬入規制を徹底します。

③ 廃棄物減量等推進員等との連携強化

各自治会でごみの分別指導等を行っている廃棄物減量等推進員※向けの説明会を継続して実施するとともに、市と推進員とで積極的に情報交換を行うことにより、連携を強化し、ごみステーションでの適正な分別排出の徹底を図ります。

④ 自主搬入、集団回収（資源化推進事業）の推進

約70の自治会で毎月実施している自主搬入や、自治会、子ども会等の団体が行う資源ごみの集団回収について、環境に対する意識啓発の観点から、実施団体による地域活動を引き続き支援し、地域コミュニティに支えられた活動を推進します。



自治会による自主搬入の様子

基本施策2 事業者が取り組むリサイクルの推進

⑤ 店頭回収等の推進

資源物の回収は、行政による収集だけでなく、民間事業者が実施する店頭回収など様々な資源化ルートがあります。その回収資源の種類、量等の把握に努めるとともに、事業者のリサイクルへの取組を市民へ紹介するなど、店頭回収等を推進します。

また、プラスチック資源等の回収・再生利用を図るため、店頭回収のほか、簡易包装の推奨や詰め替え商品の販売など容器包装・製品の削減に向け、民間事業者と連携した取組を行います。

⑥ 事業系資源ごみの無料受入れ等

事業者の分別意識を促進するため、事業系ごみのうち、本来業務以外で発生した資源ごみの無料受入れを継続します。また、資源ごみの適正な分別について助言・指導を行い、事業系ごみのリサイクルを推進します。

基本施策3 行政が取り組むリサイクルの推進

⑦ 市による資源回収の推進 **拡充**

分別収集による資源回収の資源としての品質確保に向け、より一層の啓発活動を行います。また、小型家電リサイクル法に規定される家電製品の拠点回収を引き続き実施することで、鉄やアルミニウム、貴金属、レアメタル*等の再生利用の促進を図ります。さらに、市民の利便性の向上を図るため、びん類等の排出機会の**確保を継続して行います。**

⑧ 処理施設における資源回収

不燃ごみ等から金属類の前選別を行うとともに、破碎処理後の残さから鉄やアルミニウムといった資源を回収します。また、可燃ごみから生ごみ等の有機物を選別し、メタン発酵処理によるバイオガス回収を行い、焼却施設でのごみ発電と一体となった高効率発電に活用するなど、処理施設におけるリサイクルを推進します。

⑨ 焼却灰の資源化の推進

資源化不適物除去後の焼却灰の全量セメント原料化を継続し、資源としての有効活用と最終処分量の削減を図ります。

⑩ 再生品の利用促進

市で使用する製品について、率先して環境負荷の低減に資する製品を取り入れるとともに、市民・事業者への普及啓発を行います。

コラム 3R+(プラス)の取組例

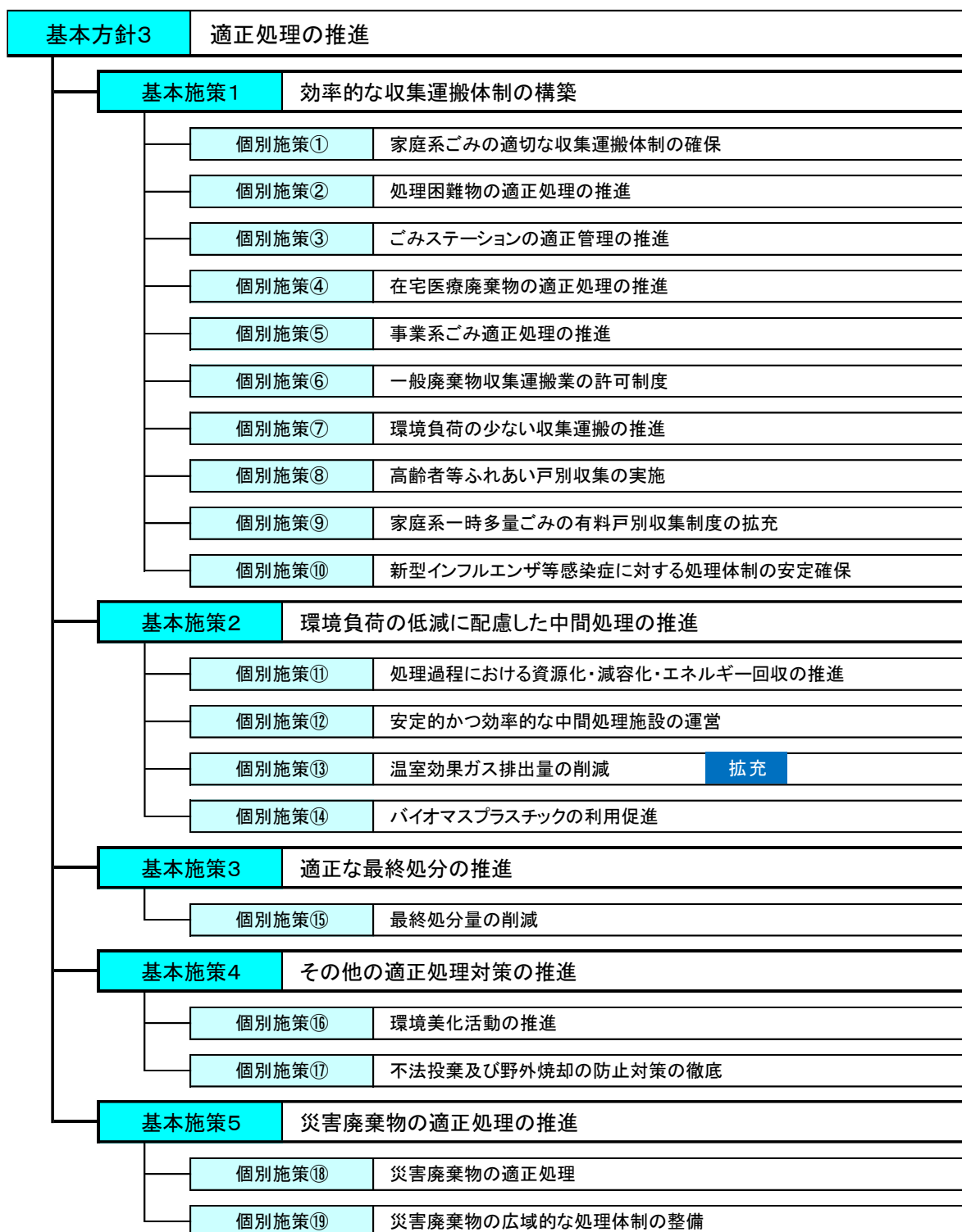
サーキュラーエコノミーへの移行による循環型社会の形成には、従来の 3R の取組みに加えて、一人ひとりによる徹底した資源循環の取組が必要です。

リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）**+（プラス）**

	市民の取組例	事業者の取組例
リフューズ（断る）	レジ袋・割り箸の辞退	使い捨てプラスチック容器等の有料化
リペア（修理）	修理業者の利用	修理部品の長期供給
リフォーム（改修）	住宅の改修や家具の修繕	
リメイク（作り直し）	着物のリメイク	廃材を建材やインテリアグッズへ活用
リターン（返却・回収）	容器の返却	容器回収システムの構築
リニューアブル （再生可能資源）	竹やパルプ・プラスチック等の代替素材を用いた商品の選択	プラスチック代替素材の開発・活用促進
リース（借りる）	家電・家具のリース利用	オフィス用品等の長期リース利用
シェアリング（共有）	カーシェア、衣装等のシェアリングサービスの利用	複数事業所での車両・設備の共同利用
サブスクリプション （定額利用）	食材・日用品の定期配送で過剰購入を防止	オフィス消耗品の定期配送契約の活用

第4節 適正処理の推進

1 施策体系



2 施策内容

基本施策1 効率的な収集運搬体制の構築

① 家庭系ごみの適切な収集運搬体制の確保

家庭系ごみの収集運搬については、作業効率、安全性、衛生面等を考慮し、収集状況の変化に対応した効率的な収集業務に取り組むなど、適切な収集運搬体制を確保します。また、3R施策の実施に伴う収集量の変動などに合わせ、収集頻度や分別区分については、適宜必要な見直しを行います。

表19 分別区分及び収集運搬方式

分類	分別区分		ごみの内容	収集頻度	収集方法	
可燃ごみ	燃やせるごみ		厨芥類、草木など	週2回	ステーション方式	
不燃ごみ	燃やせないごみ		金属類、電化製品、石油器具など	月1回		
危険ごみ	スプレー缶類		スプレー缶、カセットボンベ	月1回		
	乾電池類		アルカリ乾電池、マンガン乾電池、ボタン電池など			
	水銀体温計		水銀体温計			
	蛍光管		蛍光管			
	ライター類		使い捨てライター、大型ライター			
	陶磁器・ガラス類		陶磁器、ガラス			
資源ごみ	缶(アルミ缶・スチール缶)		飲料や食品(ペットフード含む。)が入っていた缶(飲料缶、缶詰、粉ミルク缶など)	月1回		ステーション方式
	ペットボトル		ペットボトル			
	びん類	無色びん	食品、化粧品及び医薬品の無色びん			
		茶色びん	食品、化粧品及び医薬品の茶色びん			
		その他色びん	食品、化粧品及び医薬品のその他色びん			
	古紙類	新聞	新聞、折込広告			
		雑誌がみ	雑誌、厚紙、コピー用紙、シュレッダーごみ、はがきなど			
		ダンボール	ダンボール			
	紙製容器包装		紙袋、包装紙、紙箱、アルミの貼った紙パックなど			
	紙パック		飲料用紙パック			
	プラスチック資源		製品プラスチック(プラスチック100%素材)やプラスチック製容器包装	週1回		
申込制収集ごみ	一時多量ごみ	家具等粗大ごみ、その他上記品目	申込制(随時)	戸別収集		
	特定家庭用機器	テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫				
	犬や猫などのペットの死体	犬や猫などのペットの死体				

② 処理困難物の適正処理の推進

タイヤ等の国で指定する処理困難物、農薬や石油類などの有害性や危険性のあるもの、本市の処理施設で適正処理が困難なものについては、販売店や専門業者へ依頼するなどの適正処理について周知を図ります。

特に、農薬類等の有害物については、バイオガス化施設での処理に重大な支障を生ずるおそれがあるため、市民・事業者に対し適正処理を周知徹底します。

③ ごみステーションの適正管理の推進

・ ごみステーション整備への補助

ごみステーションについては、自治会等により清潔・安全かつ適正な維持管理が行われるよう設置等を支援します。

・ ごみ排出マナーの徹底

ごみ排出マナーについては、現行どおり警告シールを貼付し、注意を促すとともに、市広報、ホームページ、冊子、啓発看板等により排出ルール of 徹底を図ります。

また、資源ごみに関する分別指導等を担っている廃棄物減量等推進員と連携し、啓発・指導体制の充実に努めます。

④ 在宅医療廃棄物の適正処理の推進

在宅医療廃棄物は、収集作業中の感染防止等適正な収集運搬を実施するため、国の定める「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に従い、医療機関と連携を図り、適正処理を推進します。



ごみ収集の様子



ごみ出しマナー啓発看板

⑤ 事業系ごみ適正処理の推進

事業系ごみについては、ごみ質や事業者ごとの搬入量の調査・分析を鋭意進めるとともに、市の搬入区分に応じ、分別の徹底を図るよう排出事業者及び収集運搬許可業者に対し指導します。また、随時、搬入物検査を実施し、違反事業者に対して指導や処分を行うことで、搬入基準の遵守を徹底します。

⑥ 一般廃棄物収集運搬業の許可制度

事業系ごみの収集運搬については、許可制度による適正な収集運搬体制を確保するため、事業系ごみの減量化施策による排出量の動向や許可業者の収集運搬状況等を勘案し、許可の方針や許可の対象について検討を行います。

⑦ 環境負荷の少ない収集運搬の推進

環境負荷の低減を図るため、収集車両への低公害車の導入やエコドライブの実践に努めます。

⑧ 高齢者等ふれあい戸別収集の実施

指定された集積場所に自らごみを出すことが困難で、身近な人などの協力も得られない高齢者や障がい者等を対象として、「高齢者等ふれあい戸別収集」を継続して実施します。玄関先等の所定の場所までごみの戸別収集を行うとともに、ごみ出しがない場合などには安否確認を行います。

⑨ 家庭系一時多量ごみの有料戸別収集制度の拡充

家庭系一時多量ごみ有料戸別収集制度の拡充については、廃棄物の適正処理に資する取組みとなるよう、現状の有料戸別収集制度を基本に、慎重に検討を進めます。



搬入物検査の様子

⑩ 新型インフルエンザ等感染症に対する処理体制の安定確保

廃棄物処理は、新型インフルエンザ等感染症の感染拡大下においても、必要不可欠な業務であることから、「防府市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に従い、排出時や廃棄物処理を行う際の感染防止策を講じることにより、廃棄物処理体制の安定確保を図ります。

基本施策2 環境負荷の低減に配慮した中間処理の推進

⑪ 処理過程における資源化・減容化・エネルギー回収の推進

・ 可燃ごみ処理施設【バイオガス化施設】

処理施設に搬入される可燃ごみの中から、生ごみや紙類などの有機物（バイオマス）を機械選別し、バイオガス化施設において発酵させることで、メタンガスを発生させ、発電設備で有効活用することにより、ごみ処理過程における資源化を推進します。

また、隣接するし尿処理施設及び浄化センター（下水道処理施設）で発生する汚泥をバイオガス化施設で併せて処理することにより、バイオガス発生量の向上を目指します。

・ 可燃ごみ処理施設【焼却施設】

焼却施設におけるエネルギー回収として、バイオガス化施設で発生するバイオガスを有効利用した、高効率発電（発電効率：23.5%）を行い、エネルギー回収を推進します。

さらに、燃焼効率の向上等により減容化を進め、焼却灰の発生量の削減に努めます。また、発生した焼却灰については、資源化不適物以外の全量をセメント原料化します。

・ リサイクル施設

リサイクル施設においては、不燃ごみ等の中から小型家電リサイクル法に基づく家電製品の選別・回収や、金属類の前選別を行うとともに、破碎処理後の残さから鉄やアルミニウムといった資源を回収し、より高い資源化を推進します。



廃棄物発電施設

表 20 中間処理施設におけるリサイクル量の見通し

(単位:t/年)

項 目	実績値		計画値	
	R2年度	R7年度	R13年度 〔最終目標値〕 見直し前	R13年度 〔最終目標値〕 見直し後
可燃ごみ処理施設リサイクル量(A)①+③	7,200	6,661	6,551	6,231
可燃ごみ処理施設リサイクル量(A')②+③		3,425		3,050
①バイオガス化廃棄物 ※1	4,174	3,742	4,264	3,681
②新バイオガス化廃棄物 ※2		506		500
③焼却灰セメント原料化 ※3	3,026	2,919	2,287	2,550
リサイクル施設リサイクル量(B)	862	678	476	664
前選別金属類 ※4	419	303	223	298
小型家電リサイクル ※5	290	298	183	288
羽毛布団リサイクル※6	4	4	2	4
破碎処理金属類 ※7	149	73	68	74
破碎鉄	138	66	63	67
破碎アルミ	11	7	5	7
中間処理リサイクル量(A+B)	8,062	7,339	7,027	6,895
新中間処理リサイクル量(A'+B)		4,103		3,714
ごみ総排出量	39,577	36,407	31,848	30,804
中間処理リサイクル率 ※8	20.4%	20.2%	22.1%	22.4%
新中間処理リサイクル率 ※9		11.3%		12.1%

※1 「バイオガス化廃棄物」とは、バイオガス化施設に投入する可燃ごみのうち、メタン発酵によりバイオガス化する生ごみ等の廃棄物です。数値については、計画策定時(令和4年3月)において国の実態調査での算定方式により算出した数値です。

※2 「新バイオガス化廃棄物」とは、令和5年度から国の方針に合わせ算出した数値です。

※3 「焼却灰セメント原料化」とは、焼却により発生した焼却灰のうち、セメント原料としてリサイクルするものです。

※4 「前選別金属類」とは、搬入される不燃ごみ等から、手選別により回収する金属類です。

※5 「小型家電リサイクル」とは、小型家電リサイクル法に基づきリサイクルする家電製品です。

※6 「羽毛布団リサイクル」とは、搬入される羽毛布団等を再び羽毛製品へリサイクルするものです。

※7 「破碎処理金属類」とは、搬入される不燃ごみ等を破碎処理後、選別機により選別する鉄及びアルミニウムです。

※8 「中間処理リサイクル率」=中間処理リサイクル量÷ごみ総排出量×100

※9 「新中間処理リサイクル率」=新中間処理リサイクル量÷ごみ総排出量×100

⑫ 安定的かつ効率的な中間処理施設の運営

可燃ごみ処理施設及びリサイクル施設は、PFI※手法により、平成26年度より令和15年度末まで20年間の運営を一体の事業として行っており、ごみ処理事業に精通した民間事業者の技術力や経営能力などを活用し、密接な連携と適切な役割分担の下、安定的かつ効率的な中間処理施設の運営に努めます。

⑬ 温室効果ガス排出量の削減 **拡充**

ごみ減量化により、温室効果ガス発生を伴う焼却ごみの削減を進めるとともに、引き続きごみ発電により施設内電力を賄うことで、温室効果ガス排出量について、令和2年度と比較して66%の削減を目指します。これは、国策定の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(以下マニュアル)が、令和6年3月から大幅に見直され新マニュアルになったこともあり、温室効果ガス排出量が大幅に減少しました。

また、令和2年度当時の旧マニュアルで算出した場合は、温室効果ガス排出量を約2割の削減を目指します。

なお、ごみ発電の余剰電力については、電力会社等へ売却しており、その効果は、マニュアルに基づき、図44、45の将来目標値には算入していませんが、購入した電力会社等は発電量を減らすことができ、社会全体としては温室効果ガス排出量の削減につながっています。

(単位：t-CO₂)

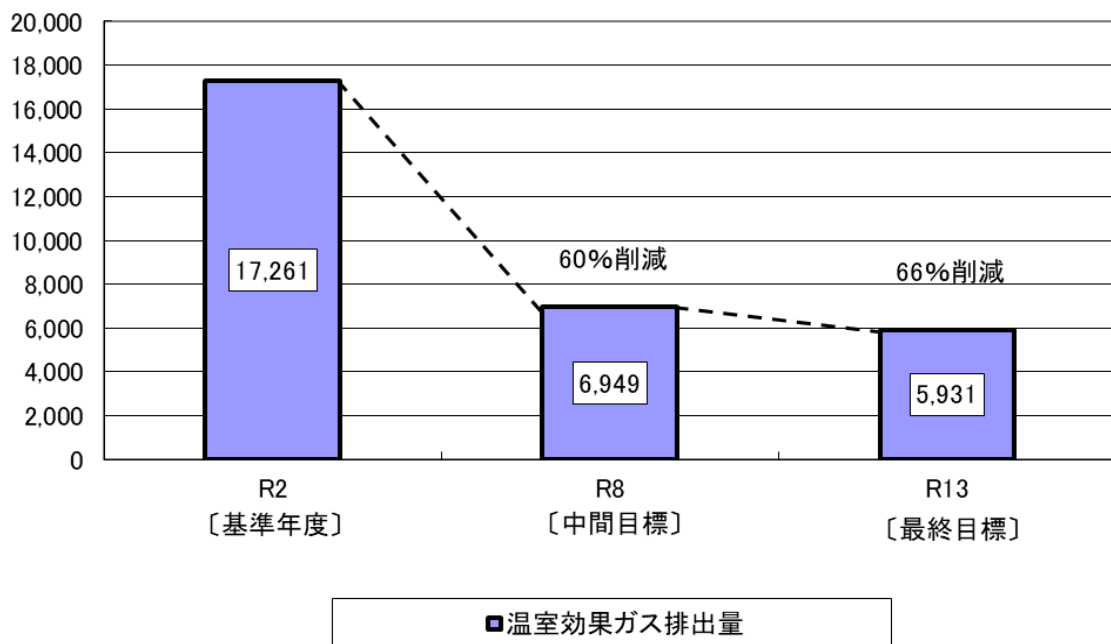


図44 中間処理施設における温室効果ガス排出量の見通し(新マニュアル)

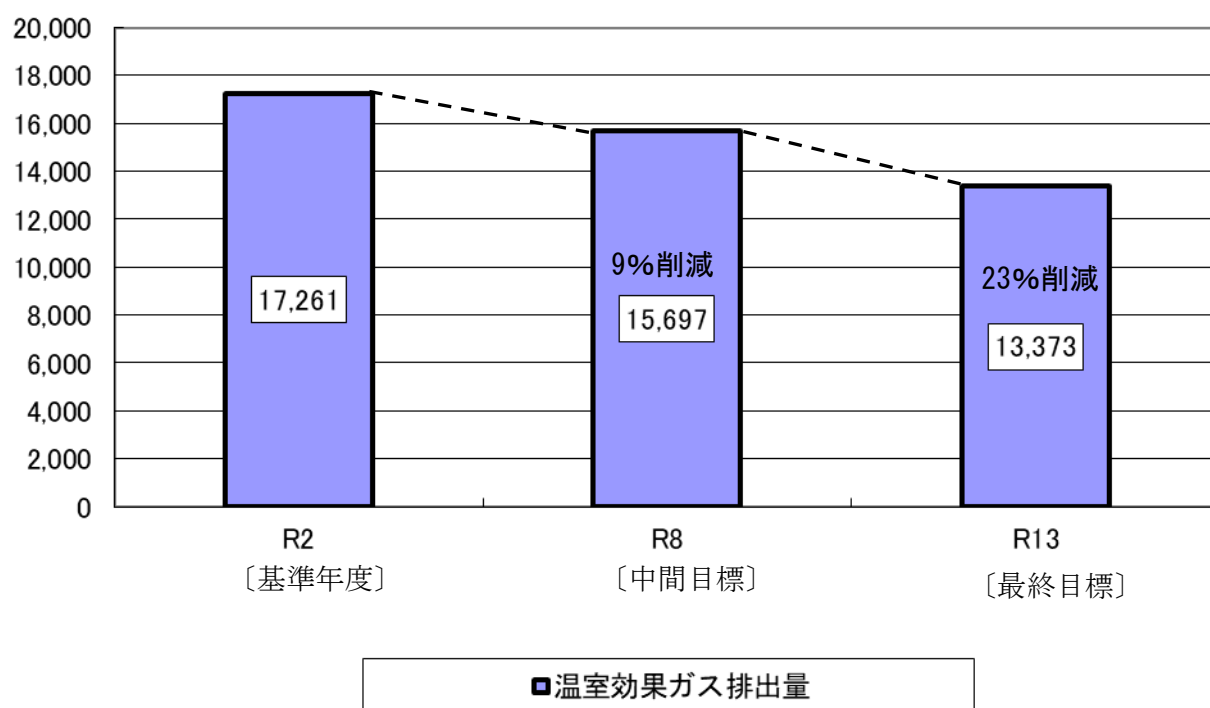
(単位：t-CO₂)

図 45 中間処理施設における温室効果ガス排出量の見通し（旧マニュアル）

⑭ バイオマスプラスチックの利用促進

可燃ごみ指定ごみ袋は焼却せざるを得ないため、温室効果ガス削減の観点から、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを使用したごみ袋の製作を引き続き行います。

基本施策3 適正な最終処分の推進

⑮ 最終処分量の削減

焼却残さ（焼却灰）については、セメント原料化や中間処理による徹底した再資源化・減容化を進め、最終処分量を削減することにより、最終処分場の延命化を図ります。

表 21 最終処分量の見通し

(単位:t)

項目	実績値		計画値	
	R2年度	R7年度	R13年度 〔最終目標値〕 見直し前	R13年度 〔最終目標値〕 見直し後
焼却残さ量	617	445	463	492
破碎残さ量	344	251	191	234
直接埋立量	871	429	222	342
最終処分量合計	1,832	1,125	876	1,068

基本施策4 その他の適正処理対策の推進

⑩ 環境美化活動の推進

「ごみのないきれいなまちづくり」の実現に向け、清掃活動の実施など様々な機会を捉えて啓発活動等を行うとともに、市内各地域で行われる市民一斉清掃のボランティア清掃活動など、市民・事業者による環境美化活動を積極的に支援します。

また、近年問題になっている海洋ごみについても、陸域で発生したプラスチックごみ等が海域に流出することが一因であることから、ポイ捨て・不法投棄等の不適正処理防止や、環境美化意識の向上を図るとともに、山口県海岸漂着物対策推進協議会※、市民及び事業者と連携した海岸漂着物等の回収活動に取り組みます。

⑪ 不法投棄及び野外焼却の防止対策の徹底

不法投棄※を防止するため、監視パトロールを継続実施し、監視カメラの設置や防止看板の無料配布等により、不法投棄されにくい環境づくりを推進します。

不法投棄のおそれのある土地の所有者等に対しては、防止看板の設置等の対策を呼びかけるなど、土地の適正管理を推進します。

なお、不法投棄された廃棄物については、土地所有者等に対して適正処理の指導を行うとともに、必要な措置及び支援を行います。

また、野外焼却等の不適正処理に対しては、違反者への直接指導による啓発に努め、市広報やホームページにより野外焼却が法律で原則禁止されている旨の周知を徹底します。これらの対策にあたっては警察、環境保健所等関係機関と連携して行います。



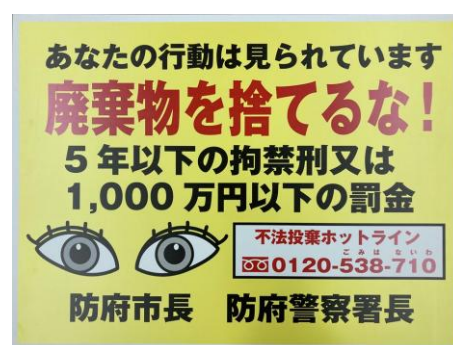
市民一斉清掃の様子



佐波川一斉清掃の様子



ポイ捨て禁止啓発看板



不法投棄禁止啓発看板

基本施策5 災害廃棄物の適正処理の推進

⑱ 災害廃棄物の適正処理

大規模災害の発生による災害廃棄物を迅速・的確に処理するために策定した「防府市災害廃棄物処理計画」の実効性を高めるため、対応マニュアルを整備するなど、発災時に備えた対策の検討を進めます。

⑲ 災害廃棄物の広域的な処理体制の整備

他の自治体で自然災害が発生し、ごみ処理に関する要請があった場合は、本市のごみ処理能力の範囲内で災害廃棄物の受入れ及び適正処理を実施し、同様に本市で発生した災害廃棄物の適正処理が困難な場合は、他の自治体にごみ処理の要請を行うことができるよう、平時からごみ処理を含め、災害時の相互協力について、周辺自治体や関係機関との連携・協力体制の整備に取り組みます。

第5章 防府市食品ロス削減推進計画

第1節 計画策定の趣旨

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品であり、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、この食品ロスが大量に発生しています。

平成27年9月の国際連合総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づく「持続可能な開発目標（SDGs）」で食料廃棄の減少が重要な柱と位置付けられているなど、食品ロスの削減が重要な課題となっています。また、世界には飢えや栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、日本は大量の食料を輸入し、廃棄しており、食品ロスの問題は、真摯に取り組むべき課題となっています。

国においても、食品ロスの削減を推進するため、「食品ロス削減推進法」が令和元年10月に施行されています。食品ロス量を令和12年度までに平成12年度比で半減させる目標を設定し、国、地方公共団体、事業者の責務や消費者の役割が定められ、各主体による取り組みが推進されているところです。なお、事業系食品ロスの削減目標（令和12年度までに半減）については、令和3年度に達成したことを踏まえ、令和12年度までに平成12年度比で60%削減とする目標が新たに設定されています。

県は、令和8年3月に「山口県循環型社会形成推進基本計画（第5次計画）」に盛り込む個別計画として、「山口県食品ロス削減推進計画（第2次計画）※」を策定し、消費者や事業者等への普及啓発や教育、フードバンク活動※の支援など食品ロス削減の取組を推進することとしています。

本市では、こうした国・県の動向を踏まえ、市民・事業者・市の三者が連携し、本市の区域内における食品ロスの削減を計画的に推進するため、「防府市食品ロス削減推進計画」を策定します。

第2節 計画の位置付け

本計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針及び山口県食品ロス削減推進計画を踏まえ、本市が策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置付けます。

また、本計画は、「第6次防府市総合計画」を上位計画とし、「防府市ごみ処理基本計画」における食品ロスの削減に関する事項の個別計画として位置付けるとともに、「防府市環境基本計画（第3次）」、「第3次防府市健康増進計画※」等と調和を図ります。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、「防府市ごみ処理基本計画」に合わせ、最終目標年度の令和13年度までを計画期間とします。

第4節 食品ロスの現状と課題

1 本市における食品ロス量の状況

令和7年度に発生している家庭系食品ロス量は、約880tと推計しており基準年度である令和元年度と比較すると109t（11%）減少しています。

2 食品ロス削減に関する課題

本市の1人1日当たり家庭系ごみ排出量は全国平均、山口県平均を上回っていることから、多くの食品ロスが発生していると考えられ、削減の余地が残されています。

家庭から発生する食品ロスは、料理の作りすぎなどで食べ残されるもの（食べ残し）や、野菜の皮の厚むきなど食べられる部分まで取り除くもの（過剰除去）、賞味期限切れ等により食べずにそのまま廃棄されるもの（直接廃棄）が主な要因です。

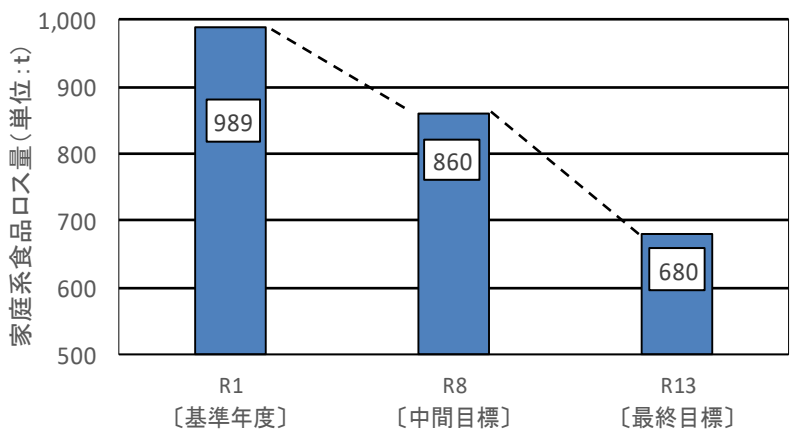
食品ロスの発生抑制や食品の有効利用などに向け、市民や事業者等が理解と関心を深め、自ら行動に移すことが求められています。そのため、市民、事業者、市が連携し、食品ロス削減の取組の普及啓発や、更なる意識の醸成を図る必要があります。

第5節 食品ロス削減の目標

国の削減目標を踏まえ、食品ロス削減の目標を、家庭系食品ロス量を令和13年度までに680t以下にすることとします。

家庭系食品ロス量を
最終目標年度（令和13年度）までに
令和元年度に比して約31%削減
することを目指します。

図 46 家庭系食品ロス量の目標



※家庭系可燃ごみ量に、本市の可燃ごみの組成調査による厨芥類の割合(令和元年度)を乗じて、食品廃棄物発生量を推計。
※食品廃棄物発生量に、環境省実態調査による食品廃棄物に占める食品ロス量の割合(令和元年度)を乗じて、食品ロス量を推計。

第6節 基本方針

市民、事業者等が、食品ロスの削減について、理解と関心を深め、それぞれの立場から自発的な取組が進展することを目指します。そのためには、「もったいない」という意識を再認識し、食品ロス削減の必要性を理解し、行動に移すことができるよう、市民、事業者、市が連携し、施策を実施します。なお、食品ロスの削減を十分に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物については、再生利用するように努めます。

第7節 施策の展開

食品ロスの削減を進めるため、市民・事業者・市の三者が連携し、以下の施策を展開していきます。

基本施策1	発生抑制の推進
食品ロス削減の必要性を理解し、自ら行動に移すことができるよう、市民・事業者と連携し、普及啓発に取り組めます。	
基本施策2	未利用食品等有効活用の推進
未利用食品の有効活用や、フードバンク活動への理解を促進します。	
基本施策3	再生利用の推進
食品ロスの削減に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物については、再生利用に取り組めます。	
基本施策4	推進体制の整備
市民、事業者、関係団体、協議会等と連携し、食品ロス削減の意識醸成や施策を実施します。	

1 発生抑制の推進

	市民（消費者）	事業者	市
	・食べ残しをしないなど、食への感謝や食品ロス削減の必要性の理解を深め、自らが考え行動に移す。 ・「やまぐち3きっちる運動」（食べきり、食材の使いきり、生ごみの水きり）へ協力する。	・食品ロス削減の必要性の理解を深める。生産、製造、販売等の各段階において、食品原料の無駄のない利用や適正管理など、食品ロス削減に努める。	・食への感謝の心を育むための情報提供、食品ロス削減の取組事例の提供や意識して実践できる内容の普及啓発 ・県民運動として展開の「やまぐち3きっちる運動」の推進 ・可燃ごみの種類別組成（生ごみ等）の分析、公表による意識高揚 ・市広報やホームページ、ごみ分別アプリ等のほか、イベントにおける情報発信 ・食品ロス削減月間（10月）、食品ロス削減の日（10月30日）等の周知による意識醸成 ・出前講座や学校等における環境副読本の活用等による環境教育・環境学習の実施
（行動例） 買物の際	・期限表示を理解の上、使用時期を考慮し、期限の近いものから購入する。 ・買い物前に食材を確認する。 ・冷蔵庫内の在庫を確認する。	・期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組を行う。	・食品の賞味期限・消費期限の理解向上、陳列順（手前取り）の優先購入の促進（啓発資材等の活用、提供）
（行動例） 調理の際	・食材を無駄なく使い切り、過剰除去を減らす。 ・食べきれぬ量を作り、残さず食べきる。 ・生ごみの水切りを徹底する。		・水切りの徹底とその必要性の周知
（行動例） 外食の際	・食品ロス削減に取り組む店舗等を利用する。 ・食べきれぬ量を注文する。 ・宴会時に最初と最後に料理を楽しむ時間を設け食べきりを呼び掛ける「3010（さんまるいちまる）運動」等を実践する。	・食品ロス削減に取り組む「やまぐち食べきり協力店」（※1）に登録する。 ・仕入れ、品出しの工夫、小盛・小分けメニューや要望に応じた量の調整等を行う。 ・「3010運動」等の取組を行う。	・山口県食品ロス削減推進協議会が実施する「やまぐち食べきり協力店」の登録推進、登録店舗の紹介 ・宴会シーズンなど季節にあわせた「3010運動」の周知

※1 「やまぐち食べきり協力店」とは、食べきりメニューの提示や食材の使い切りなど、食品ロスの削減に向けた取組を実践する旅館・ホテル、飲食店を協力店として登録する制度です。

2 未利用食品等有効活用の推進

市民(消費者)	事業者	市
・未利用食品を寄附する（フードバンク活動とその役割を理解）。	・規格外や未利用食品、災害時用備蓄食料を有効活用する（フードバンクへの提供を含む。）。 ・未利用食品を活用するための活動（フードバンク活動）の役割と普及啓発を行う。	・災害時用備蓄食料の有効活用（防災訓練等で提供） ・市民や事業者に対するフードバンク活動への理解促進 ・フードバンクと連携した「フードドライブ」の実施や「フードバンクポスト」の利用周知

3 再生利用の推進

市民(消費者)	事業者	市
・堆肥として再利用できるよう、コンポスト等を使用する。	・発生する食品廃棄物の再生利用（飼料、肥料化等）に努める。	・生ごみ減量容器及び電動生ごみ処理機購入助成の継続実施、生ごみ減量化の必要性や助成制度の周知 ・ダンボールコンポスト講習会の開催等による、生ごみ堆肥化の普及促進 ・食品廃棄物のリサイクル推進 ・事業者への訪問指導等による食品廃棄物の減量化促進 ・生ごみ等からのバイオガス回収を行い、クリーンセンター処理施設におけるリサイクルを継続実施 ・学校給食センターにおいて、給食の食品残渣の堆肥化を継続実施

4 推進体制の整備

市民(消費者)	事業者	市
・事業者の取組の理解を深め、食品ロス削減を意識して実践する。	・自ら行う食品ロス削減に資する取組を情報提供し、消費者理解を促進する。	・事業者、消費者団体、フードバンク等の連携による食品ロス削減の意識醸成、取組推進 ・「山口県食品ロス削減推進協議会」や「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会（※2）」と連携した施策の実施

※2 「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」とは、「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、3Rを推進するとともに、食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワークです。

第6章 計画の推進

循環型社会の構築に向け、本計画の目的や目標などを市民・事業者・市の三者が共有し、市民・事業者の理解と協力の下での全市的な協働の取組として計画を推進します。また、計画の進捗状況を把握し、適切な進行管理を行うことにより、計画の着実な推進を図ります。

なお、本計画の策定及び見直しに当たっては、議会へ説明を行います。

1 情報共有の推進

本計画の目標や施策、その進捗状況等について、市広報やパンフレット、ホームページ等を通じて随時、情報提供を行うなど、市と市民・事業者の情報の共有化を図ります。また、本計画に基づく「防府市ごみ処理実施計画」を毎年度策定し、公表します。

2 適切な進行管理

本計画の実行性を確保して、着実な推進を図るために、PDCA サイクルに則り、数値目標の達成状況や具体的施策の進捗状況について、学識経験者や市民、事業者等の代表から構成する「防府市廃棄物減量等推進審議会」を中心とした管理体制により、点検・評価します。

また、評価の内容を踏まえて概ね5年ごと、または、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に、本計画の見直しを行います。

進行管理の手順を図 47 に、推進体制図を図 48 に示します。

3 財政上の措置

本計画の基本目標の達成に向け、各取組を継続的に進めるため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

また、国・県等の支援制度を積極的に活用します。

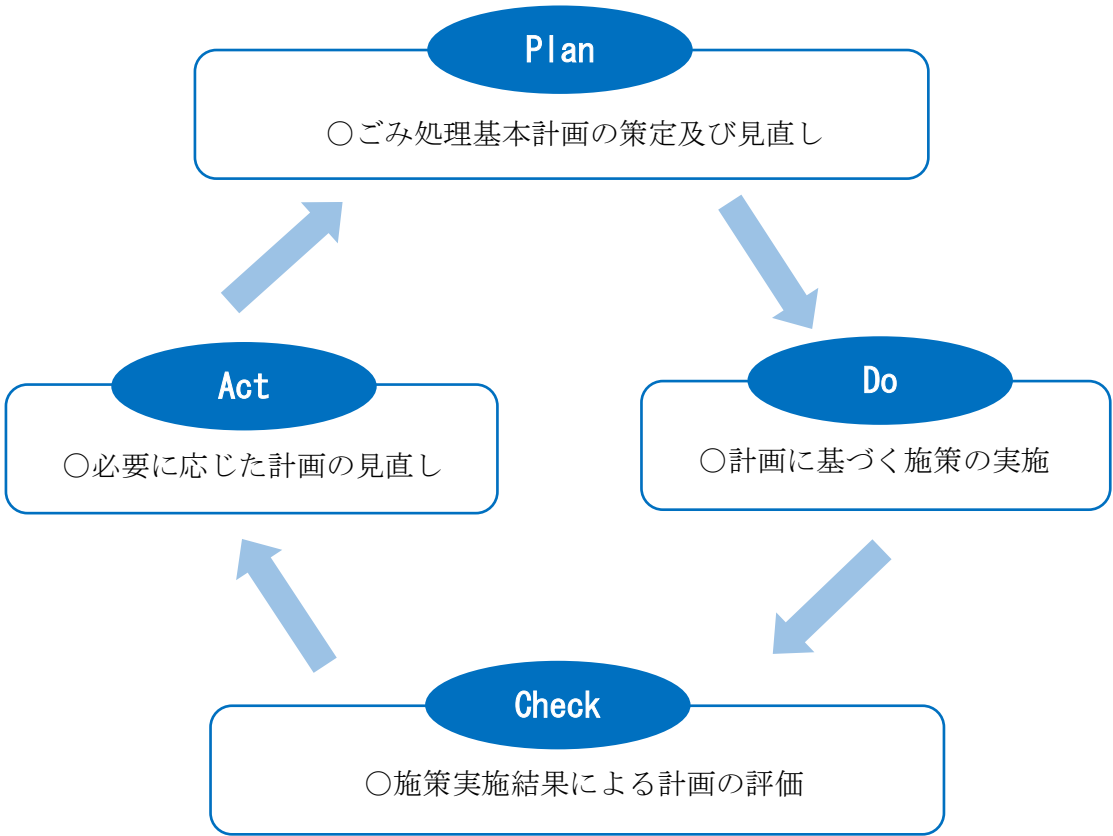


図 47 PDCA による進行管理の手順

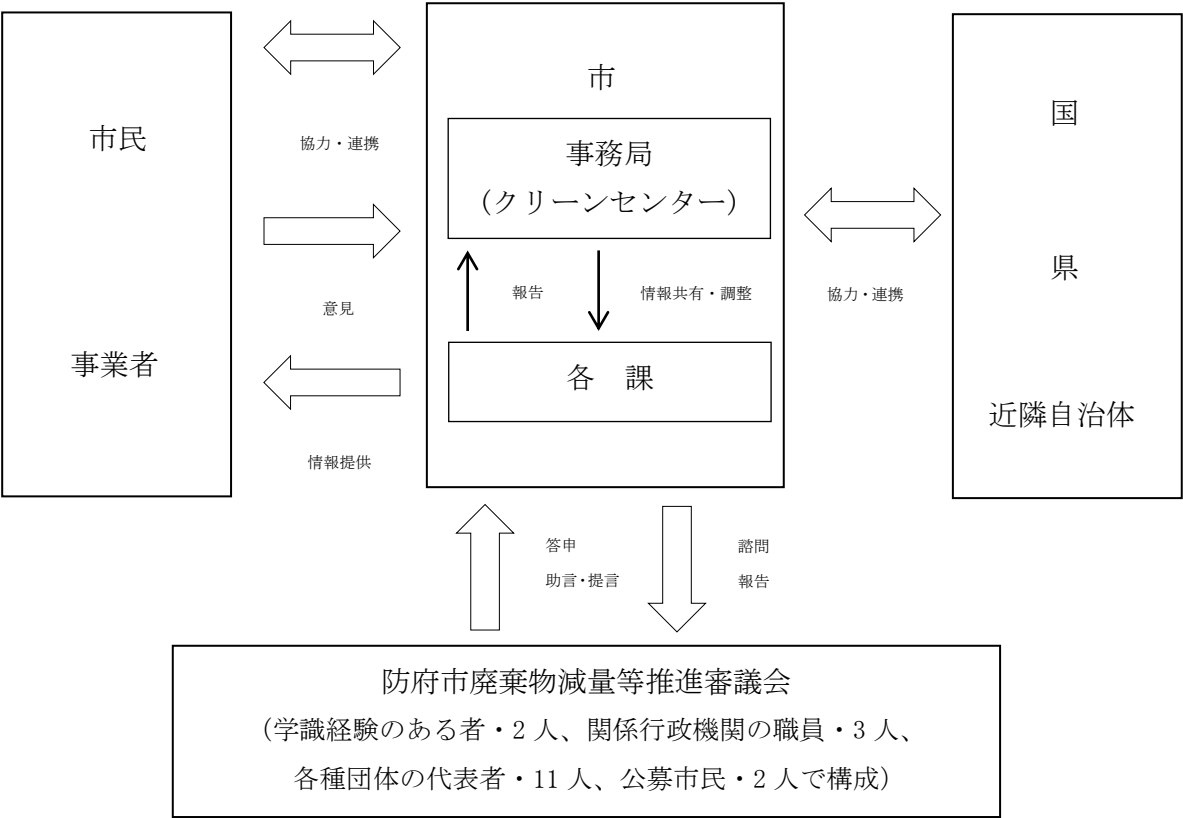


図 48 防府市ごみ処理基本計画 推進体制図

附 属 資 料

1 ごみ量推計の考え方

家庭系ごみのごみ量推計については、近年の実績を勘案し、家庭系ごみの1人1日当たり排出量を算出し、それらを推計人口の推移に合わせて増減して推計しました。また、事業系ごみのごみ量推計については、事業所数等に変動がないものとし、近年の実績を基に推計しました。

計画ごみ量については、上記推計に減量化や資源化の施策の実施を考慮して算出しました。なお、将来の推計人口については、防府市人口ビジョン※等の推計人口を基に計画値としています。

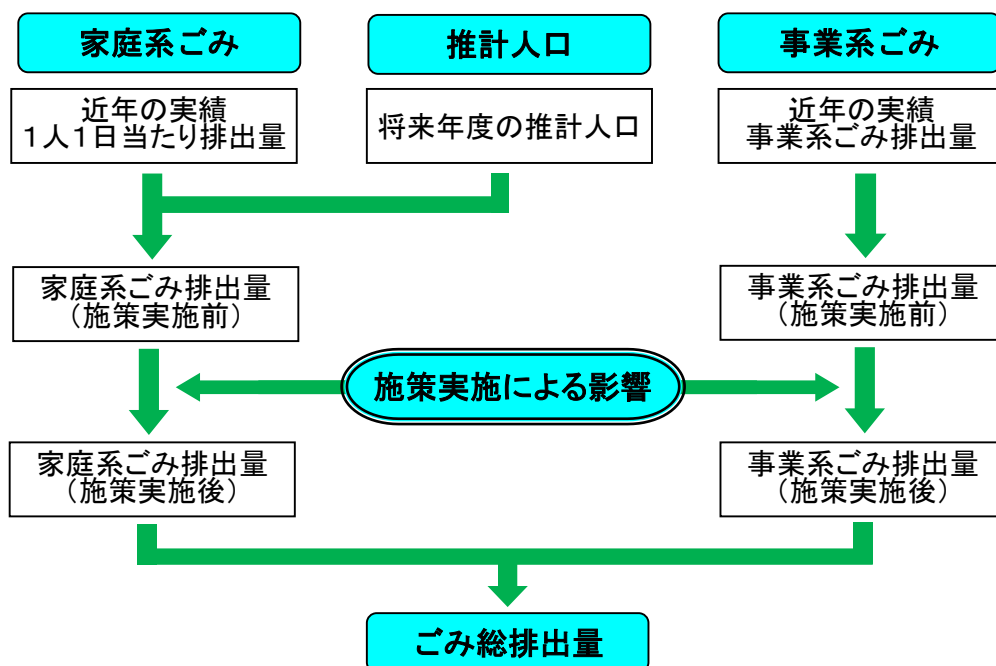


図 49 計画ごみ排出量の推計方法

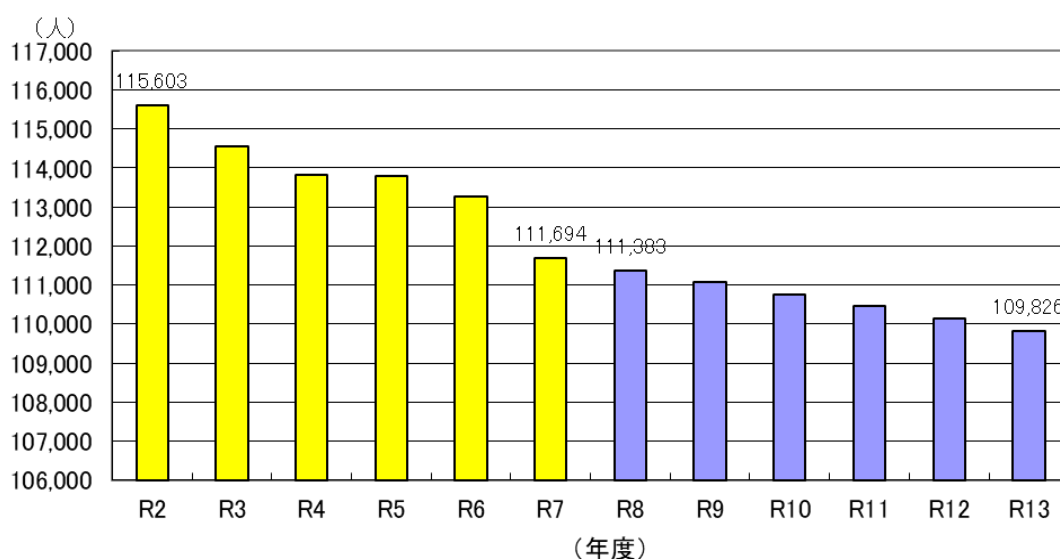


図 50 将来推計人口

2 実績と将来推計

ごみ量推計の考え方に基づく将来推計は、表 22 のとおりです。

表 22 実績と将来推計

項 目	単位	実績	実績	目標達成時 見直し前 ※1	目標達成時 見直し後 ※2
		R2年度	R7年度	R13年度	R13年度
人 口	人	115,603	111,694	112,089	109,826
ごみ総排出量(A)	t	39,577	36,407	31,848	30,804
家庭系ごみ排出量	t	27,718	23,864	21,965	19,504
事業系ごみ排出量	t	11,859	12,543	9,883	11,300
リサイクル量(B)	t	10,461	9,268	12,389	8,913
リサイクル量(B')	t	—	6,032	—	5,732
中間処理によるリサイクル量	t	8,062	7,341	7,027	6,895
(令和5年度から新算定式) 中間処理によるリサイクル量	t	—	4,105	—	3,714
分別収集によるリサイクル量	t	2,089	1,721	4,669	1,887
集団回収によるリサイクル量	t	310	206	693	131
リサイクル率(B/A×100)	%	26.4	25.5	38.9	28.9
新リサイクル率(B'/A×100)	%	—	16.6	—	18.6
1人1日当たりごみ排出量	g	938	893	776	766
1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く。)	g	600	538	405	435
1人1日当たりごみ焼却量	g		654		560
最終処分量	t	1,832	1,125	876	1,068

※1 「目標達成時見直し前」: 施策実施により、数値目標を達成した場合の推計値(当初計画値)

※2 「目標達成時見直し後」: 近年の実績を参考に施策を実施し、数値目標を達成した場合の推計値

3 ごみ排出量予測

(1) 施策実施による目標達成時の推計値 (見直し後)

表 23 施策実施による目標達成時の推計値 (見直し後)

ごみ排出量予測(施策実施・資源原単位固定)

		単位	H23	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
処理区域内人口		人	118,512	115,603	114,560	113,816	113,791	113,271	111,694	111,383	111,072	110,762	110,451	110,140	109,826
家庭系ごみ	1.可燃ごみ	t/年	25,545	21,904	21,249	20,995	19,978	19,468	19,611	19,143	18,376	17,618	16,868	16,125	15,359
		g/人・日	590.5	519.1	508.2	505.4	481.0	470.9	481.0	470.9	452.0	435.8	418.4	401.1	382.1
	2.不燃・粗大・危険ごみ	t/年	2,082	2,544	2,315	2,136	2,033	1,989	1,897	1,805	1,805	1,795	1,790	1,785	1,785
		g/人・日	48.1	60.3	55.4	51.4	48.9	48.1	46.5	44.4	44.4	44.4	44.4	44.4	44.4
	3.埋立ごみ	t/年	329	871	442	412	243	272	429	346	346	344	343	342	342
		g/人・日	7.6	20.6	10.6	9.9	5.9	6.6	10.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5
	4.資源ごみ	t/年	1,511	2,089	1,973	1,927	1,911	1,800	1,721	1,707	1,984	1,957	1,934	1,913	1,887
		g/人・日	34.9	49.5	47.2	46.4	46.0	43.5	42.2	42.0	48.8	48.4	48.0	47.6	46.9
	古紙類 (新聞・雑がみ・ダンボール)	t/年	781	579	523	496	466	458	434	416	399	382	367	353	340
		g/人・日	18.1	13.7	12.5	11.9	11.2	11.1	10.6	10.2	9.8	9.4	9.1	8.8	8.5
	紙パック	t/年		7	6	11	16	21	21	20	20	20	20	20	20
		g/人・日		0.2	0.6	1.2	1.8	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	紙製容器包装	t/年		77	65	65	64	64	54	53	53	53	52	52	52
		g/人・日		1.8	1.6	1.6	1.5	1.5	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
	ペットボトル	t/年	56	44	37	42	38	38	37	37	37	36	36	36	36
		g/人・日	1.3	1.0	0.9	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
	プラスチック資源	t/年		668	658	652	639	618	592	616	925	931	939	946	946
		g/人・日		15.8	15.7	15.7	15.4	14.9	14.5	15.2	22.8	23	23.3	23.5	23.6
	スチール缶	t/年	25	22	21	20	19	17	16	16	16	16	16	16	16
		g/人・日	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	アルミ缶	t/年	31	21	20	19	18	18	17	16	16	16	16	16	16
		g/人・日	0.7	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	びん類 (無色・茶色・その他の色びん)	t/年	603	592	573	555	562	490	485	469	454	439	424	410	397
		g/人・日	13.9	14.0	13.7	13.4	13.5	11.9	11.9	11.5	11.2	10.9	10.5	10.2	9.9
	乾電池類・蛍光灯等	t/年	15	40	36	36	54	43	36	36	36	36	36	36	36
		g/人・日	0.3	0.9	0.9	0.9	1.3	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
	古着・古布	t/年		39	34	31	35	33	29	28	28	28	28	28	28
		g/人・日		0.9	3.6	3.3	4.0	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	5.集団回収	t/年	1,074	310	312	300	273	240	206	192	177	163	151	140	131
		g/人・日	24.8	7.3	7.5	7.2	6.6	5.8	5.1	4.7	4.4	4.0	3.7	3.5	3.3
	古紙類 (新聞・雑がみ・ダンボール・紙パック)	t/年	965	252	255	245	220	190	162	146	131	118	106	95	86
		g/人・日	22.3	6.0	6.1	5.9	5.3	4.6	4.0	3.6	3.2	2.9	2.6	2.4	2.1
	布類	t/年	8	1	2	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1
		g/人・日	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	金属類 (アルミ缶・スチール缶等)	t/年	78	50	48	49	47	44	40	41	41	40	40	40	40
		g/人・日	1.8	1.2	1.1	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
びん類	t/年	23	7	7	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	
	g/人・日	0.5	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
6.家庭系合計(1+2+3+4+5)	t/年	30,541	27,718	26,291	25,770	24,438	23,769	23,864	23,193	22,688	21,877	21,086	20,305	19,504	
	g/人・日	706.0	656.9	628.8	620.3	586.8	574.9	585.4	570.5	558.1	541.1	523.0	505.1	485.2	
事業系ごみ	7.可燃ごみ	t/年	17,666	11,741	11,858	12,181	12,540	12,444	12,452	12,232	12,015	11,802	11,593	11,389	11,189
	8.不燃・粗大・危険ごみ	t/年	899	118	141	132	116	131	91	111	111	111	111	111	111
	9.事業系合計(7+8)	t/年	18,565	11,859	11,999	12,313	12,656	12,575	12,543	12,343	12,126	11,913	11,704	11,500	11,300
排出量	10.家庭系排出量(6)	t/年	30,541	27,718	26,291	25,770	24,438	23,769	23,864	23,193	22,688	21,877	21,086	20,305	19,504
		g/人・日	706.0	656.9	628.8	620.3	586.8	574.9	585.4	570.5	558.1	541.1	523.0	505.1	485.2
	11.家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く) (10-4-5)	t/年	27,956	25,319	24,006	23,543	22,254	21,729	21,937	21,294	20,527	19,757	19,001	18,252	17,486
		g/人・日	646.3	600.0	574.1	566.7	534.3	525.6	538.1	523.8	504.9	488.7	471.3	454.0	435.0
	12.事業系ごみ排出量(9)	t/年	18,565	11,859	11,999	12,313	12,656	12,575	12,543	12,343	12,126	11,913	11,704	11,500	11,300
	13.ごみ総排出量(10+12)	t/年	49,106	39,577	38,290	38,083	37,094	36,344	36,407	35,536	34,814	33,790	32,790	31,805	30,804
	g/人・日	1,135.2	938.0	915.7	916.7	890.7	879.1	893.0	874.1	856.4	835.8	813.3	791.1	766.3	

4 上位計画の目標値との比較

上位計画の目標値と防府市ごみ処理基本計画の目標値を比較すると次の表のとおりとなります。

表 24 第五次循環型社会形成推進基本計画の目標値との比較

項目	第五次循環型社会形成推進基本計画 目標値(令和12年度)	防府市ごみ処理基本計画 目標値(令和12年度)
1人1日当たりごみ焼却量	約580g	約580g

表 25 廃棄物処理法の基本方針目標値との比較

項目	廃棄物処理法に基づく基本方針 目標値(令和12年度)	防府市ごみ処理基本計画 目標値(令和12年度)
ごみ総排出量	令和4年度比で約9%削減 (40百万t → 約37百万t)	令和4年度比で約16%削減 (38,083t→31,805t)
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く。)	約478g	約454g
リサイクル率	約26%	約18%
最終処分量	令和4年度比で約5%削減 (8.7百万t → 約7.8百万t)	令和4年度比で約16%削減 (1,293t → 1,081t)
1人1日当たりごみ焼却量	約580g	約580g

表 26 山口県循環型社会形成推進基本計画（第5次計画）の目標値との比較

項目	山口県循環型社会形成推進 基本計画目標値(令和12年度)	防府市ごみ処理基本計画 目標値(令和12年度)
ごみ総排出量	令和5年度 454千t → 390千t (令和5年度比で約14%削減)	令和5年度 37,094t → 31,805t (令和5年度比で約14%削減)
リサイクル率	令和5年度 21.6% → 22%	令和5年度 17.2% → 18.3%
最終処分量	令和5年度 20千t → 17千t (令和5年度比で約15%削減)	令和5年度 1,058t → 1,081t (令和5年度比で約2.2%増加)

表 27 第6次防府市総合計画の目標値との比較

項目	第6次防府市総合計画	防府市ごみ処理基本計画
	目標値 (令和12年度)	目標値 (令和12年度)
1人1日当たりごみ焼却量	約580g	約580g

表 28 防府市環境基本計画（第三次）の目標値との比較

項目	防府市環境基本計画	防府市ごみ処理基本計画
	最終目標値 (令和13年度)	最終目標値 (令和13年度)
1人1日当たりごみ排出量	766g	766g
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く。)	435g	435g
事業系ごみ排出量	11,300t	11,300t
1人1日当たり ごみ焼却量	560g	560g
新リサイクル率	18.6%	18.6%

5 その他

防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

平成8年12月24日

（廃棄物減量等推進審議会）

第4条 一般廃棄物の減量及び処理に関する事項を審議するため、防府市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、一般廃棄物の減量及び処理に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ調査、審議する。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - 一 学識経験を有する者 2人以内
 - 二 公共的団体を代表する者 6人以内
 - 三 市内に事業所を有する事業者（法人にあっては、当該法人を代表する者） 5人以内
 - 四 関係行政機関の職員 3人以内
 - 五 公募の手続により決定した者 4人以内
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（抜粋）

平成8年12月27日

（廃棄物減量等推進審議会の組織）

第2条 条例第4条第1項に規定する防府市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、審議会の委員（以下単に「委員」という。）の互選によって定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第3条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長の任期満了後最初に行われる会議は、市長が招集するものとする。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（審議会の庶務）

第4条 審議会の庶務は、生活環境部クリーンセンターにおいて処理する。

防府市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

令和8年4月1日現在

区分	所属団体等	氏名	役職名
市民代表者	防府市快適環境づくり推進協議会	土井 章	会長
	防府市自治会連合会	由川 利昭	副会長
	防府市女性団体連絡協議会	藤井 三枝子	
	防府市消費生活研究会	阿部 幹恵	会長
	防府市子ども会育成連絡協議会	松永 小夜子	事務局長
	防府市老人クラブ連合会	長尾 隆治	会長
	一般公募	持佛 和佑	
	一般公募	中司 美佐子	
事業者	防府商工会議所（大型店代表）	田中 靖士	㈱丸久
	防府市商店街連合会	梅田 和夫	うめだ時計店
	防府リサイクル協同組合	礪野 晶則	代表理事
	防府商工会議所	山本 憲司	中小企業相談所長
	防府青年会議所	太田 裕生	理事長
学識経験者	山口大学	阿部 新	国際総合科学部 教授
	山口県立大学	今村 主税	国際文化学部 准教授
行政	山口県山口健康福祉センター	佐賀 辰一郎	保健環境部 副部長
	山口県農林総合技術センター	西村 朋弘	次長
	防府市教育委員会	藤井 学	教育部 学校教育課長

防府市ごみ処理基本計画 見直しの経過 **未定稿**

年月日		策定経過	内容
令和7年度	6月3日（火）	令和7年度第1回 防府市廃棄物減量等推進審議会の開催	○ごみ処理基本計画について ○ごみに関する市民アンケートについて
	8月19日（火） ～9月16日（火）	市民アンケートの実施	○ごみに関する市民アンケート
	11月10日（月）	令和2年度第2回 防府市廃棄物減量等推進審議会の開催	○ごみ処理基本計画について ○ごみに関する市民アンケートの結果について
令和8年度	6月18日（木）	令和8年度第1回 防府市廃棄物減量等推進審議会の開催	○諮問「防府市ごみ処理基本計画の策定について（中間見直し）」
	8月27日（木）	令和8年度第2回 防府市廃棄物減量等推進審議会の開催	○防府市ごみ処理基本計画の策定について（中間見直し）

6 用語説明

【あ行】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物を指し、家庭から発生する家庭系ごみが主で、事務所や飲食店等から発生する事業系ごみも含まれます。「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた 20 種類の廃棄物及び輸入された廃棄物をいいます。

温室効果ガス

太陽エネルギーから地上が受けた熱を大気中にとどめる効果のある気体で、地球温暖化の原因とされており、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）が規制対象として指定されています。ごみ処理施設では、重油等の燃料の使用、電力会社から供給された電気の使用、可燃ごみに含まれる合成繊維や廃プラスチック類の焼却による二酸化炭素（CO₂）の排出が大部分を占めます。

【か行】

カーボンニュートラル

ライフサイクルの中で、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出と吸収がプラスマイナスゼロになることをいいます。

海洋プラスチックごみ

川や海岸にごみとして捨てられたり、放置されたりして、海に流れ込んだプラスチックのことをいいます。

輝き！ほうふプラン

防府市自治基本条例第 13 条に規定する本市の最上位計画であり、まちづくりの基本的な構想を示す総合計画です。令和 8 年 3 月に第 6 次防府市総合計画が策定されました。

家庭系一時多量ごみ有料収集

家庭で一度に多量に出たごみを有料で市クリーンセンターが戸別収集する制度のことです。

ごみ減量容器等購入費補助金制度

防府市内に住所を有し、居住している方が、市内販売店で購入した生ごみ減量容器、電動生ごみ処理機、紙おむつ保管容器の購入費に対して 1 基につき、購入価格の 2 分の 1 を補助金（限度額あり）として交付する制度をいいます。

【さ行】

災害廃棄物

地震、風水害、津波等の自然災害によって発生する廃棄物（倒壊・破損した建物の瓦礫、廃コンクリート等）及び被災後の避難生活等に伴い発生する廃棄物をいいます。

再使用（リユース）

一度使用された製品や部品、容器等を繰り返し使うことです。

再生利用（リサイクル）

廃棄物を資源として再利用することです。

集団回収

自治会、子ども会、PTA等で行う、古紙、缶、びん等の資源物を回収し、資源回収事業者に取り取ってもらう活動で、本市では「防府市廃棄物資源化推進事業」として実施団体へ補助金を交付しています。

自主搬入

毎月自治会自らが、一般家庭から排出された廃棄物のうち、資源ごみ（プラスチック製容器包装を除く。）、危険ごみ及び不燃ごみについて市が行う定期収集を受けず、市の指定する処理施設へ搬入することをいいます。本市では防府市清掃補助金として実施団体に補助金を交付しています。

循環型社会

生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの面でより一層の循環・効率性を進め、不用物の発生抑制や適正な処理を進めることなどにより、環境への負荷をできる限り少なくした循環を基調とした社会のことです。

食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品のことです。

食品ロス削減推進計画

令和元年 10 月施行の「食品ロスの削減の推進に関する法律」において定めるよう努めることとされている計画をいいます。食品ロスをなくすための取組や各主体の役割、連携協力等により、基本方針を定め、基本的施策を講じることとされています。

食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元年 10 月に施行された法律です。国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的としています。

3 R（スリーアール）

廃棄物の「リデュース（Reduce 発生抑制）」、「リユース（Reuse 再使用）」、「リサイクル（Recycle 再生利用）」の略称であり、循環型社会を構築するための行動 3 原則として位置づけられています。

【た行】

第 3 次防府市健康増進計画

健康増進法第 8 条に基づく「市町村健康増進計画」と食育基本法第 18 条に基づく「市町村食育推進計画」を統合し、新たに「健やかほうふ 21 計画」とし、各世代に応じた健康づくりと食育を一体的に取り組むことができるよう策定したものです。令和 8 年 3 月に第 3 次計画が策定されました。

第 5 次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める計画です。令和 6 年 8 月に第 5 次計画が閣議決定されました。

ダンボールコンポスト

ダンボール箱を用いて、生ごみをコンポスト化（堆肥、または堆肥化手法のことで、生ごみ等の有機性物質を微生物の働きによって腐熟させること）することです。

低炭素社会

二酸化炭素の排出量が少ない社会のことをいいます。低炭素社会では、産業、行政、国民など社会のあらゆる場面で排出される二酸化炭素の最小化（カーボン・ミニマム）を図ります。

店頭回収

スーパーマーケット等が、店頭でペットボトル、食品トレイ、アルミ缶などの資源物の回収に取り組むことです。回収された資源物は再商品化されるなど、再び資源として利用されています。

電動生ごみ処理機

生ごみを機械的に、消滅、堆肥化又は減量化する電動式処理機等をいいます。ただし、生ごみを単に破碎処理し、水路又は下水道管に排出するもの（ディスポーザー等）は除きます。

【な行】

生ごみ減量容器

微生物等の活動を利用することにより、生ごみを分解し、減量化又は堆肥化するものをいいます。

2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

国が令和 2 年 10 月に宣言した「2050 年カーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）」の目標を経済と環境の好循環につなげるための産業政策として令和 2 年 12 月に策定されたものをいいます。

熱回収

廃棄物から熱エネルギーを回収することです。防府市クリーンセンターでは、ごみの焼却から得られる熱を利用して電気をつくり、施設で利用しています。

【は行】

バイオガス

生ごみなどを発酵させて発生したメタンなどの可燃性のガスのことで、近年、化石燃料に代わるエネルギー源としての活用が、地球温暖化防止に有効であるとして注目されています。

バイオプラスチック

トウモロコシやサトウキビなどのバイオマス資源を原料とする「バイオマスプラスチック」と、微生物によって分解が可能な「生分解性プラスチック」の総称のことをいいます。バイオマスプラスチックは、石油を原料としないプラスチックであるのに対し、生分解性プラスチックは、最終的には微生物の働きにより分解し、水と二酸化炭素になるもので、バイオマス資源からつくられるものと、石油から製造されるものがあります。

バイオマスプラスチック

主に、植物など生物由来の有機物（バイオマス）を原料の一部に活用したプラスチックのことです。従来のプラスチックと比較し、焼却時の温室効果ガス排出量の削減効果が見込まれます。

廃棄物減量等推進員

地域における資源ごみ・危険ごみの適正排出や減量・リサイクル等の取り組みを推進する役として活動している方々で、自治会等からの推薦に基づき市長が委嘱しています。

発生抑制（リデュース）

ごみの発生自体を減らすことです。3 Rの中で最も優先順位が高いものです。

P F I

「Private Finance Initiative」の略称で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。その手法の中で、本市のごみ処理施設は、市が資金調達して、設計・施行・運営を一括して民間に委託するD B O方式（Design Build Operate）で実施しています。

フードドライブ

家庭で余っている食品を地域のイベントや学校、職場などに持ち寄り、それを必要としている福祉施設等に寄付する活動のことです。

フードバンク活動

食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品（食品ロス）を削減するため、食品メーカーの製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動のことです。

フードバンクポスト

家庭で消費する機会のない食べものを寄付できるポストのこと입니다。集められた食品は、フードバンク団体によって食べ物を必要とする人たちの元へ届けられています。

不法投棄

山林や道路・公園等、ごみの排出場所として指定された場所以外にごみを捨てる行為のことで、廃棄物処理法第 16 条の規定に違反する行為のことをいいます。同法第 25 条第 1 項第 14 号の規定により、5 年以下の**拘禁刑**若しくは千万円以下の罰金、又はその両方を科す罰則があります。

プラスチック資源循環戦略

令和元年 5 月、第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3 R + Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するため、国が策定した戦略のことです。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3 R + Renewable）を促進するための措置を講じようとする法律のことをいいます。令和 3 年 6 月に公布されました。

防府市環境基本計画

「防府市環境保全条例」に基づき策定されるもので、本市における環境の保全の最も基本となる計画です。

防府市災害廃棄物処理計画

本市で大規模災害が発生した場合の災害廃棄物の処理方針を定めたものです。

防府市人口ビジョン

本市の人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と将来展望を提示するものであり、人口に関する認識を市全体で共有し、今後、地方創生の実現に向けた取組を進めていくうえでの指針となるものです。

【や行】

山口県海岸漂着物対策推進協議会

学識経験者、県民活動団体、業界団体、国・県・市町からなる協議会で、山口県の地域計画の作成や変更に関する協議、海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整等を行うため設置されたものをいいます。

山口県食品ロス削減推進協議会

学識経験者並びに事業者、消費者及び行政機関の実務者で構成された協議会で、山口県の食品ロス削減に関する取組の検討や情報交換を行うため設置されたものをいいます。

山口県食品ロス削減推進計画（第2次計画）

「食品ロスの削減の推進に関する法律第12条」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」に基づき、食品ロス削減に向けた山口県の方針や推進施策をとりまとめたものをいいます。

山口県循環型社会形成推進基本計画

（第5次計画）

「廃棄物処理法第5条の5」及び「山口県循環型社会形成推進条例第8条」の規定に基づき、山口県における循環型社会の形成に関する施策を総合的・計画的に推進していくための基本となる計画をいいます。令和8年3月に第5次計画が策定されました。

山口県容器包装廃棄物削減推進協議会

消費者団体、事業者、行政から構成される協議会で、それぞれの責任と役割分担のもと、家庭ごみの約6割（容積比）を占める容器包装廃棄物の削減を図る実践活動を推進しています。

やまぐち3きっちる運動

食べ残しを減らす「やまぐち食べきっちる運動」に加え、計画的な買い物等により、食材の使いきりを目指す「使いきっちる運動」、生ごみを捨てる際に水きりを徹底する「水きっちる運動」をあわせた食品ロスの削減を図る運動のことをいいます。

容器包装リサイクル法

平成12年4月に完全施行された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」のことをいい、家庭から排出されるごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたものです。

【ら行】

リターナブルびん

そのままのびんを洗浄して中身を充填する方法で、何度も繰り返して使うことができるびんのことです。環境負荷が少なく、資源の節約にもなり、ごみの発生・排出抑制にも役立ちます。

レアメタル

地球上にほとんどない金属や、経済的、技術的な理由から抽出することが困難な金属類のことで、僅かな量を加えることで製品の機能を飛躍的に増大できる特徴があり、家庭用品から産業機械まで多くの分野で活用されています。中国、インド等の新興国の需要が世界的に増大しており、携帯電話や小型家電などの使用済み製品からのリサイクルの取組が求められています。

【お行】

ワンウェイプラスチック

ペットボトルやレジ袋、ストローなどのプラスチック製品で、一度使用された後に捨てられてしまうものをいいます。

防府市ごみ処理基本計画

令和 9 年 3 月改定

編集・発行

防府市生活環境部クリーンセンター

〒747-0825

防府市大字新田 364 番地

T E L 0835-22-4742

F A X 0835-24-4389

E - m a i l clean@city.hofu.yamaguchi.jp